

長崎県 雲仙市

災害発生時の 職員初動マニュアル

令和6年2月

災害対策における市の責務

市町村は、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

(災害対策基本法第5条より)

雲仙市 災害対策本部

目 次

【はじめに】～本マニュアルの役割と利用方法～

1	マニュアルの目的・位置づけ	1
2	応急対策の流れ	2
(1)	事前に発災が予測できる災害の場合(風水害等)	2
(2)	突発的な災害の場合(地震・津波、火山災害等)	3
3	マニュアルの全体構成	4

【第1段階：職員の配備】～非常配備体制による参集～

1	非常配備体制	5
(1)	配備基準	5
(2)	非常配備体制による指揮者	5
2	職員の動員・参集	7
(1)	気象庁に関する情報の受理、伝達、周知	7
(2)	職員の動員要領	8
(3)	職員の非常登庁	11
(4)	職員の参集フロー	13

【第2段階：初動体制の構築】～活動体制の確立～

1	災害対策本部の設置	16
(1)	災害対策本部の設置基準	16
(2)	設置場所	16
(3)	災害対策本部組織	16
(4)	設置又は廃止時の通知および公表	16
(5)	現地災害対策本部の設置	16
(6)	本部会議の開催	17
(7)	設置要領	18

【第3段階：初動対応】～災害応急活動の実施～

1	初動対応フロー	20
(1)	風水害等(勤務時間内、勤務時間外双方で対応)	20
(2)	地震・津波発生時(勤務時間内、勤務時間外双方で対応)	21
(3)	噴火発生時(勤務時間内、勤務時間外双方で対応)	22
2	状況別初動対応	23
(1)	通信手段の確保	23
(2)	情報の収集・伝達	24
(3)	災害広報	30
(4)	避難情報の発令、避難誘導、避難所の開設等	32
(5)	応援要請	37
3	部班別時系列行動計画	42
(1)	総務対策部	43

(2)	地区対策部	50
(3)	救援対策部	52
(4)	財務対策部	58
(5)	土木対策部	62
(6)	環境衛生対策部	66
(7)	農林水産対策部	72
(8)	観光商工対策部	73
(9)	議会対策部	74
(10)	文教対策部	75
(11)	雲仙市消防団	78

資料編

資料 1	雲仙市災害警戒本部配備表《令和 5 年度》	資- 1
資料 2	雲仙市災害対策本部配備表《令和 5 年度》	資- 2
資料 3	雲仙市災害対策本部組織図	資- 4
資料 4	雲仙市災害対策本部事務分掌	資- 5
資料 5	災害対策本部の設置時の連絡機関	資-10
資料 6	気象庁震度階級関連解説表	資-12
資料 7	被害認定基準	資-16
様式 1	参集途上情報報告書	資-18
様式 2	動員状況報告書	資-19
様式 3	施設の安全確認チェックリスト	資-20
様式 4	災害対策本部必要資機材チェックリスト	資-22
様式 5	災害概況速報	資-23
様式 6	被害状況報告	資-24

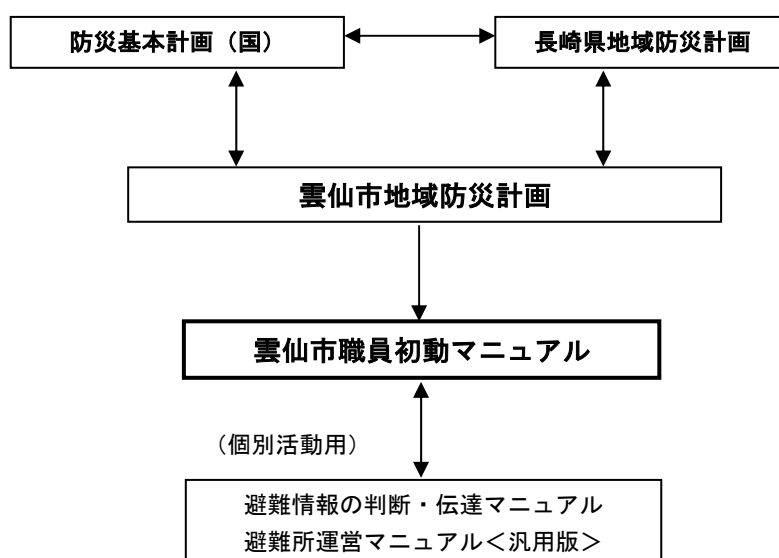
【はじめに】

～ 本マニュアルの役割と利用方法 ～

1 マニュアルの目的・位置づけ

- ◆災害時に、被害の軽減、迅速かつ円滑な応急対策を実施する上で、配備の決定、災害対策本部の設置、職員の参集、情報の収集、的確な避難誘導・指示等の初動期における対応は非常に重要となる。
- ◆本マニュアルは、災害対策本部を設置する程度の大規模災害発生時に、職員がとるべき行動の概要をまとめたもので、特に、災害発生時から 48 時間までの初動期を中心に応急対策を整理したものである。引き続き 3 日以降に行われる災害応急対策の業務については、「地域防災計画」に基づいて対応する。
- ◆なお、災害時にはこのマニュアルを基本に初動対応をとるものとするが、マニュアルに記載されていない予測不可能な事態が発生することも考慮し、状況に応じた的確で柔軟な対応をとることに十分留意するものとする。
- ◆また、実際に災害時に活用されることを目的とするこのマニュアルの性格を踏まえ、今後の災害経験や訓練での成果等を基に、より実効性のあるマニュアルとなるよう、必要に応じて定期的に見直すものとする。

【本マニュアルの位置づけ】



2 応急対策の流れ

◆災害の様相は、発災直後からの時間の経過とともに刻々と変化する。そのため、各時間帯で優先すべき災害応急対策活動の目標も段階的に変化する。

◆災害応急対策の実施に当たっては、次の流れに留意して対応に当たるものとする。

(1) 事前に発災が予測できる災害の場合（風水害等）

①気象警報の発表



○ 様々な情報媒体を活用して災害に関する情報を収集し、災害対策本部の設置や避難情報の発令準備を行う。

②災害発生危険性の



○ 大規模な災害が予想される場合は災害対策本部が設置され、収集された情報を基に、避難情報の発令、大災害予測に伴う広域応援等の決定を行う時期である。

発災

③発災より数時間



○ 災害対策本部により、組織的にさらに詳細な情報が収集される。避難所の運営、警戒・災害情報等の住民広報を行う時期である。

④発災より半日



○ 応急対策の活動方針が決定され、給水等一部の応急活動が展開される時期である。

⑤1～2日



○ 本格的に応急活動が開始される時期である。

⑥3～6日

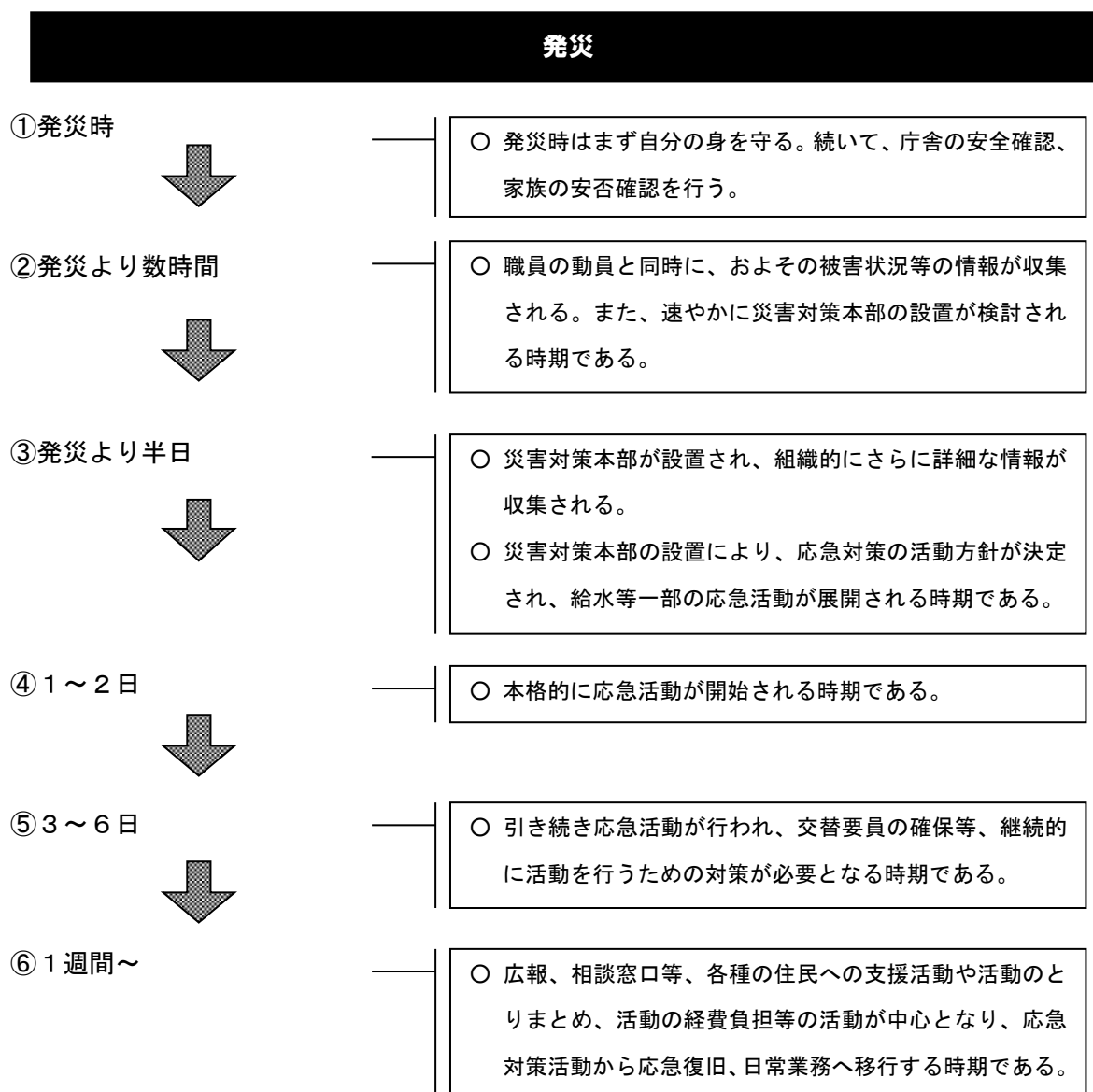


○ 引き続き応急活動が行われ、交替要員の確保等、継続的に活動を行うための対策が必要となる時期である。

⑦1週間～

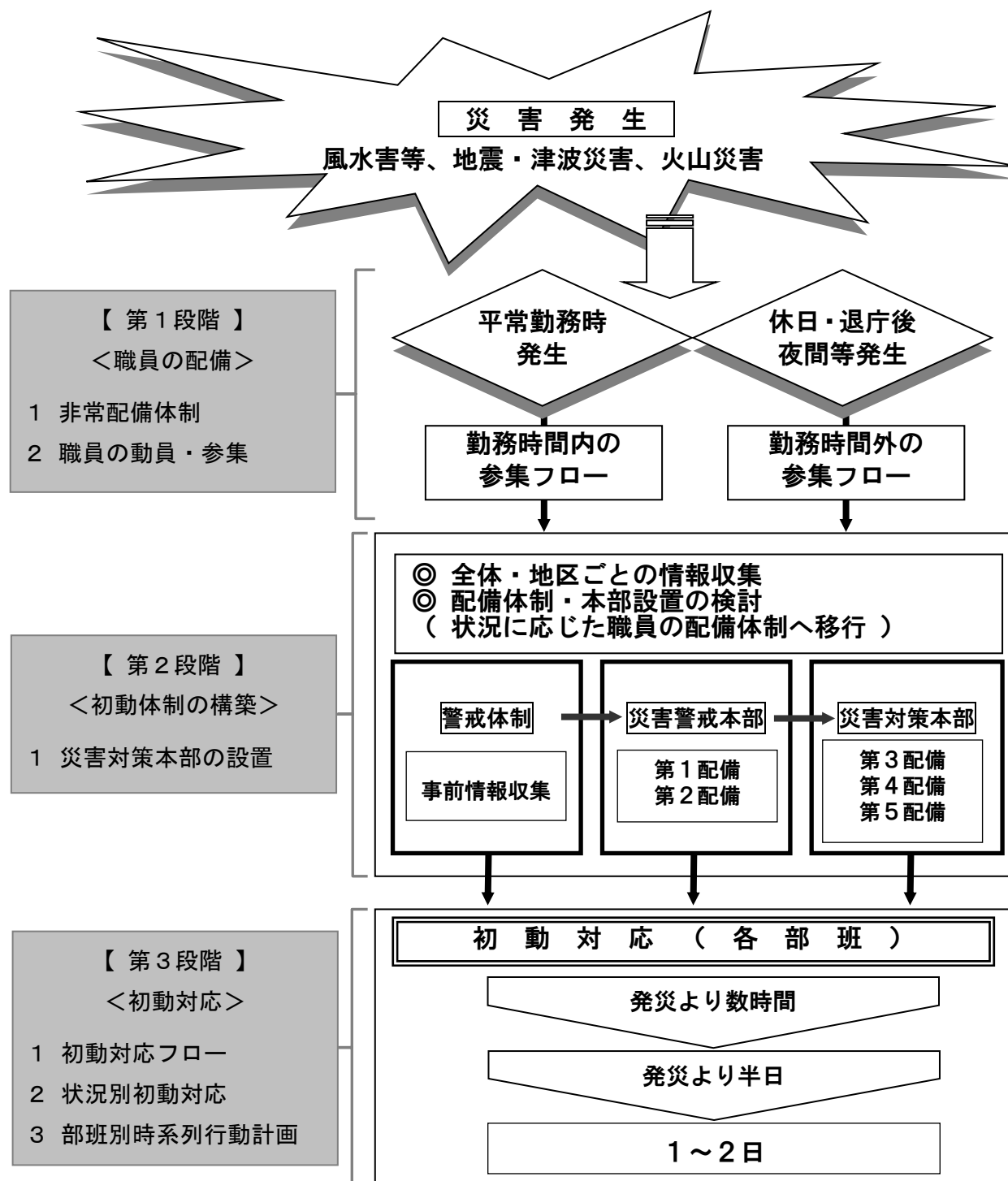
○ 広報、相談窓口等、各種の住民への支援活動や活動のとりまとめ、活動の経費負担等の活動が中心となり、応急対策活動から応急復旧、日常業務へ移行する時期である。

（２）突発的な災害の場合（地震・津波、火山災害等）



3 マニュアルの全体構成

- ◆本マニュアルは、災害が発生しそうな場合、又は発災から数時間、半日、1～2日までの初動対応期を念頭に、次の3つの段階で構成する。
- ◆災害発生時における本市の組織体制並びにその活動の全体像と、本マニュアルの構成との関係を示すと次のとおりである。



【 第 1 段階：職員の配備 】

～ 非常配備体制による参集 ～

1 非常配備体制

(1) 配備基準

- ◆災害時の職員の配備は、気象情報、災害の状況に基づき、次ページの配備基準により行う。
- ◆各配備体制における標準的な配備人員は、資料編の標準配備表のとおりである。
- ◆各部長は、所管する部について、各配備体制において動員する職員をあらかじめ指名しておくとともに、各職員の応急措置に関する担当事務を定め、各職員に周知徹底し、本部長又は所属の上司の指示のもと、速やかに活動できる体制を整えておくものとする。
- ◆なお、標準配備表に記載された職員の人数は、標準のものであるため、本部長は、状況に応じて、各配備体制における職員の人数を変更できる。

【配備体制】

警戒体制 (事前情報収集)	○ 気象情報等により、災害の発生が予測される場合は、災害警戒本部設置前の段階として関係情報の収集等を行うため、警戒態勢を敷き、危機管理課が事前情報収集を行う。
災害警戒本部 (第 1 配備～第 2 配備)	○ 各種警戒警報が発表されるなど、災害の発生するおそれがある場合は、災害対策本部設置前の段階として災害警戒本部を設置し、災害に対する警戒態勢を強化する。
災害対策本部 (第 3 配備～第 5 配備)	○ 市の地域で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、防災活動を強力に推進する必要があると本部長が認めたときは、災害対策本部を設置する。

(2) 非常配備体制における指揮者

- ◆市長不在時の指揮命令系統を確立するため、本部長職務代理者を次のように定めて配備体制を決定する。
- ◆また、自衛隊への災害派遣要請等緊急を要する判断等についても、同様とする。

【市長不在時の本部長職務代理者（代理順位）】



※以降の順位に関しては、在席中の職員のうち、上席の職員の順に職務を代理する。

【配備基準】

配備体制	区分	配備基準			配備内容	配備人員
		風水害等	地震・津波	噴火		
警戒体制	事前情報収集	台風接近等により、災害発生のおそれがあり、情報収集が必要と判断されるとき	雲仙市内において震度3の地震が発生したとき	噴火警報レベル2が発表されたとき	災害に対する情報収集態勢	危機管理課で対応する
災害警戒本部	第1配備	各種気象警報が発表されたとき及び被害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、本部長（総務部長）が必要と認めるとき	雲仙市内において震度4の地震が発生したとき又は津波注意報が発表されたとき	噴火警報レベル2が発表され、火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想されるとき	災害に対する警戒態勢	危機管理課、市民安全課、地域づくり推進課、各総合支所、道路河川課及び農漁村整備課で対応する
	第2配備	被害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、本部長（副市長）が必要と認めるとき		噴火警報レベル3が発表され、居住地域の近傍まで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想されるとき		本部長（副市長）が必要と認める人員（約10%）
災害対策本部	第3配備	比較的軽微な災害若しくは局地的な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、本部長（市長）が必要と認めるとき	雲仙市内において震度5弱の地震が発生したとき又は大津波警報、津波警報が発表されたとき	噴火警報レベル4が発表され、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきたと予想されるとき	災害に対する情報収集・伝達及び応急対策を実施する態勢	本部長（市長）が必要と認める人員（約30%）
	第4配備	相当の被害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、本部長（市長）が必要と認めるとき	雲仙市内において震度5強の地震を観測したとき	噴火警報レベル5が発表され、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫している状態と予想されるとき	災害に対する応急対策を実施する態勢	本部長（市長）が必要と認める人員（約50%）
	第5配備	特に甚大な災害が発生し、又は発生するおそれがあり、全職員の配備を必要とする場合で、本部長（市長）が必要と認めるとき	雲仙市内において震度6弱以上の地震を観測したとき		市の全機能をあげて防災活動を実施する態勢	全職員

⇒ 資料1「災害警戒本部配備表」

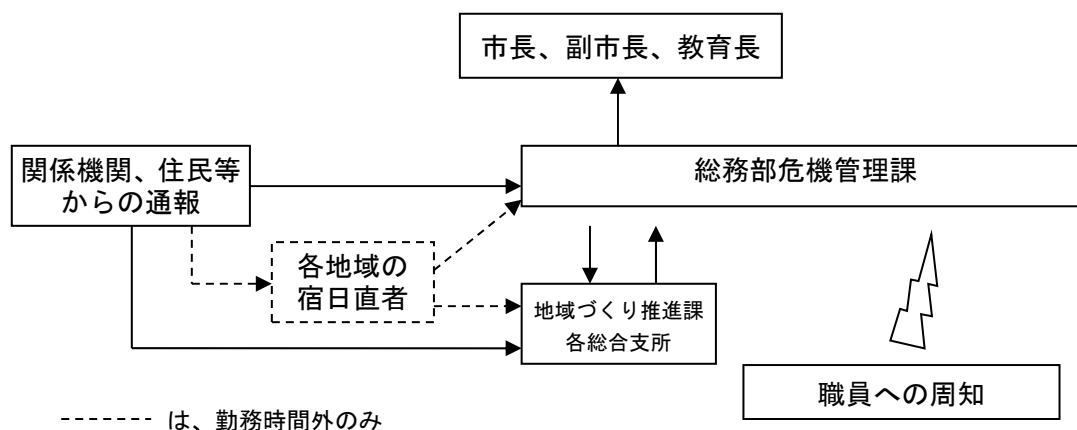
⇒ 資料2「災害対策本部配備表」

2 職員の動員・参集

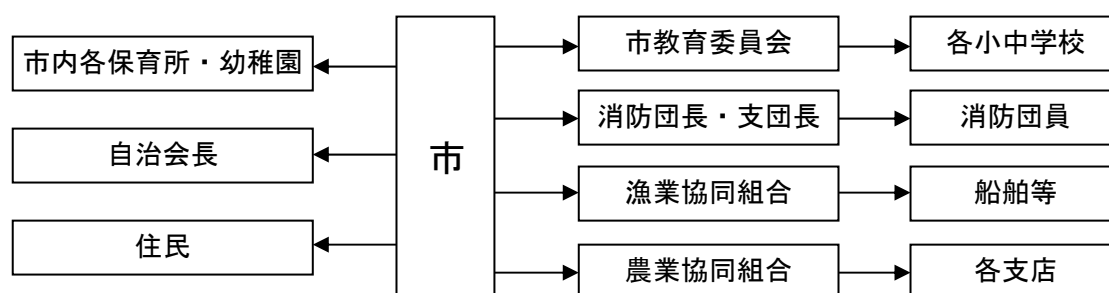
(1) 気象等に関する情報の受理、伝達、周知

- ◆関係機関から通報される特別警報・警報・注意報、緊急地震速報等の情報は、総務部危機管理課で受理する。
- ◆気象等に関する情報を受領した者は、直ちに職員に周知させるとともに、関係機関、住民等に対して伝達する（市内の気象等に関する情報系統は、次ページ動員の伝達系統に準ずる。）。
- ◆勤務時間外は、宿日直者が受領するが、特別警報・警報等を受領した場合、宿日直者は、直ちにあらかじめ定められた連絡先に連絡する。

【気象等に関する情報の受理、伝達、周知系統図】



【市内における伝達系統図】

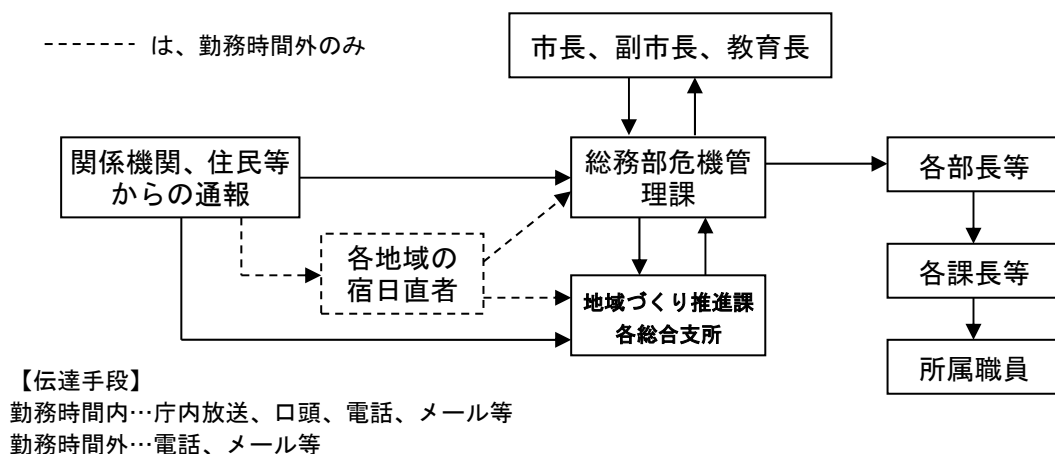


（２）職員の動員要領

①非常配備決定、 非常配備体制の伝達	○ 危機管理課長は、受理した気象等に関する情報を総務部長を通じて市長、副市長及び教育長に報告するとともに、市長の非常配備決定、又は非常配備基準に基づき、各部長等に対し、非常配備体制を通知する。
②所属職員への通知	○ 各部長等は、上記①の通知を受けたときは、各課長等を通じ、所属職員に対して当該通知の内容を通知する。なお、各部長等は、あらかじめ所属職員の住所等を考慮して、非常参集の連絡系統を決定し、当該職員に周知徹底しておくものとし、休日、夜間等においても迅速に初動体制がとれるよう措置する。
③非常配備	○ 配備要員は、上記②の通知を受けたときは、自らの配備体制を確認し、直ちに所定の配備につくものとする。 ⇒（例）「災害対策本部 第3 配備体制」と連絡が入った場合は、その配備職員が参集し、その他の職員は勤務場所又は自宅に待機する。
④応急対策実施体制の整備	○ 各部長等は、速やかに所属職員の指揮・監督を行い、災害関連情報の提供、伝達、調査その他の応急対策を実施する体制を整える。
⑤配備状況の報告	○ 災害時の状況及び応急措置の推移により、必要に応じて各部相互に協力応援体制を確立する。そのため、各部長は動員可能者数を把握し、総務部危機管理課（総務対策部災害本部班）へ報告するとともに、必要に応じて応援要請を行う。

ア 伝達系統

【動員の伝達系統図】

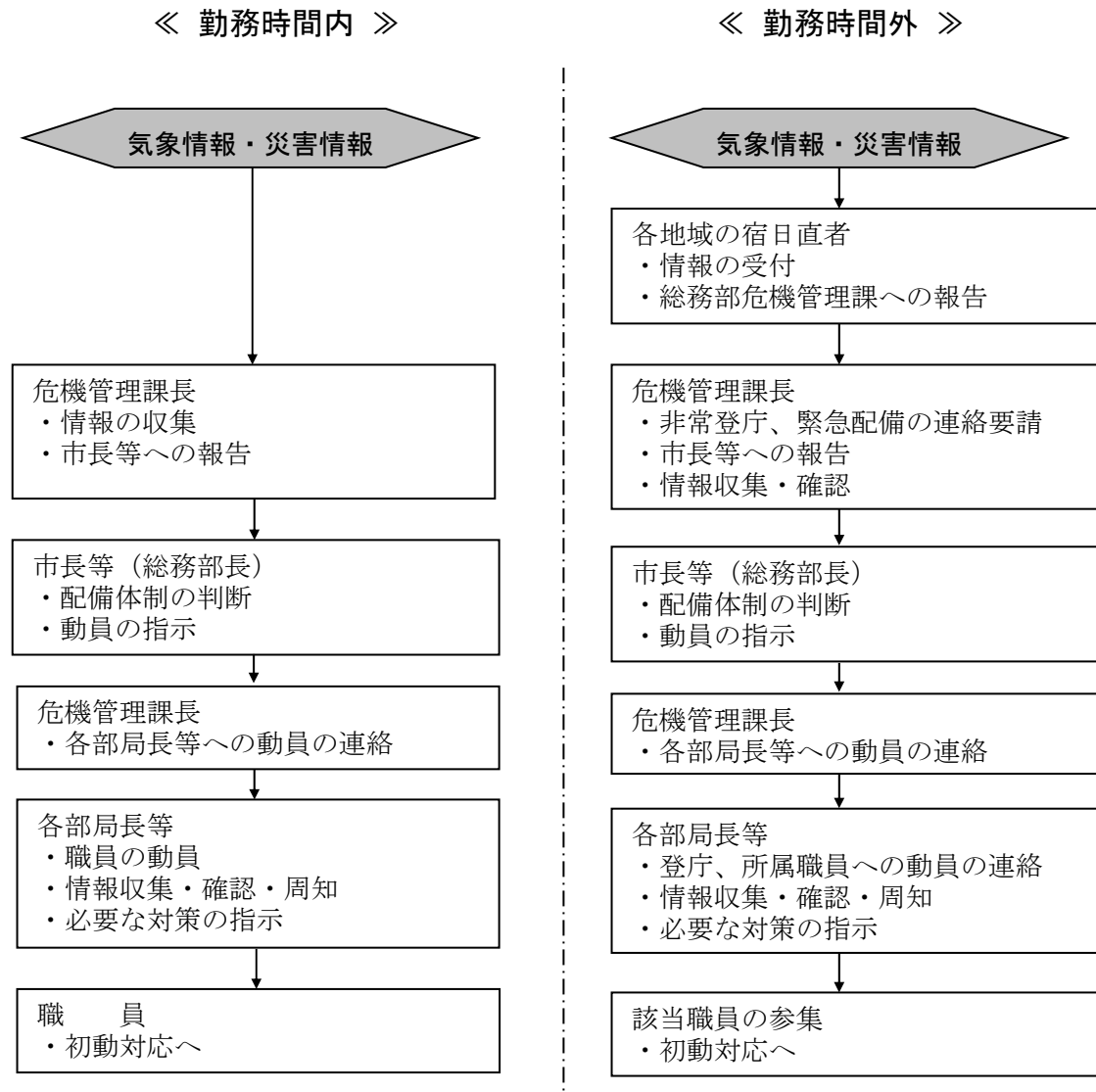


イ 伝達事項

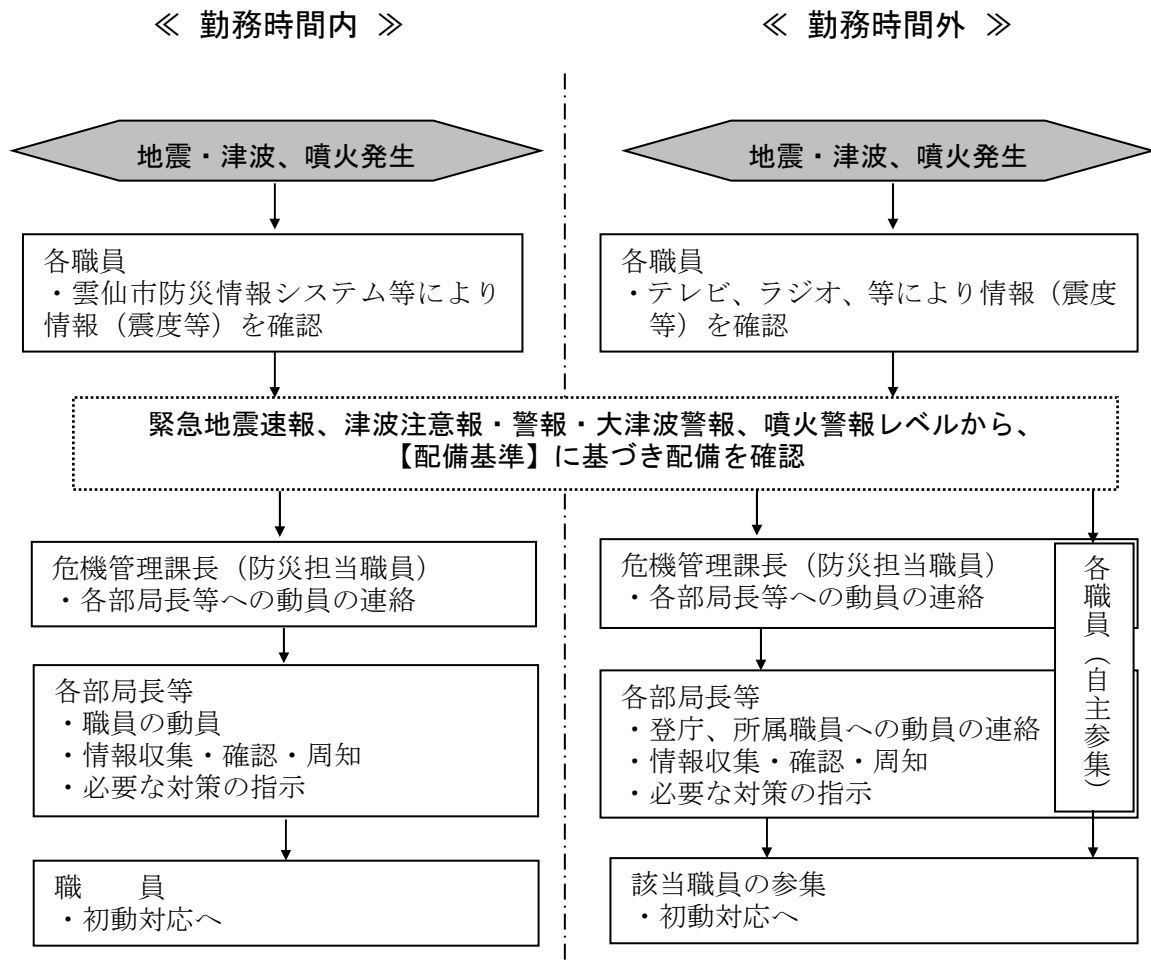
- ①配備体制
- ②参集時間及び参集場所（災害対策本部等の設置場所、避難所等）
- ③装備（服装、携帯品）等
- ④その他必要と認める事項

ウ 職員の動員フロー

【風水害等】



【地震・津波、火山災害】



【自主参集について】

- 職員は、地震を感じたとき又は緊急地震速報、津波警報、噴火警報等から地震・津波、噴火を覚知したときは、テレビやラジオ、雲仙市防災情報システム等で情報を入手する。また、地震の場合は、市内の震度計を確認する。
- なお、地震・津波、火山災害の場合、勤務時間内・外を問わず自動配備となるため、情報を知り得た段階で、自らが配備基準に該当する場合は自主的に参集し、直ちに応急活動が迅速に行えるよう行動を開始する。

⇒ 資料6 「気象庁震度階級関連解説表」

(3) 職員の非常登庁

- ◆職員は勤務時間外、休日等に登庁の指示を受けたとき、又は災害が発生し、あるいは発生のおそれがある情報を察知したときは、自発的に所属長と連絡をとり、又は自らの判断で、速やかに指定された場所に参加する。

ア 参加時の留意事項

①安全確認事項	○ テレビ、ラジオ等で震度等の確認（参加の必要性の確認） ○ 火気・ガスの始末 ○ 電気の始末
②参加時の服装	○ 作業服等の動きやすい服装 ○ 運動靴、スニーカー等の底の厚い履き慣れた靴 ○ 帽子又はヘルメット ○ 軍手又は手袋
③携行品※	○ 職員初動マニュアル ○ 身分証明書、運転免許証 ○ 筆記用具 ○ 携帯電話 ○ 懐中電灯 ○ 携帯ラジオ（予備電池含む。） ○ 現金（小銭も） ○ 医薬品（ばんそうこう等） ○ 着替え（下着、タオル、靴下等）…数日帰宅できない可能性も考慮 ○ 食料、飲料水（ペットボトル、缶詰、ビスケット等）
④出勤形態	○ 出勤時には、家族の身の安全を確認した後、最善の方法により出勤する。なお、地震・津波災害時には道路の寸断や交通渋滞の可能性があるので、自動車の使用は控え、自転車やバイクを利用する。 ○ また、道路の途絶等のため、所定の場に参加できない場合は、その旨を所属長に連絡し、指示を受けるものとする。
⑤参加途上の緊急処理	○ 職員は、参加途上において火災あるいは人身事故等緊急事態に遭遇したときは、消防署及び警察署へ通報するとともに、住民による人命救助等が実施されているときは、その旨を所属長に連絡し、適切な措置をとるものとする。
⑥被害状況等の報告	○ 参加途上において知り得た被害状況は、参加後直ちに所属長に報告する。被害状況としては、家屋・建物倒壊状況、火災情報、道路情報、ライフライン情報等とする。 ○ なお、本報告は調査をしながらの参加を意味するものでなく、迅速な参加を第一とした範囲で把握した情報を報告するものとする。

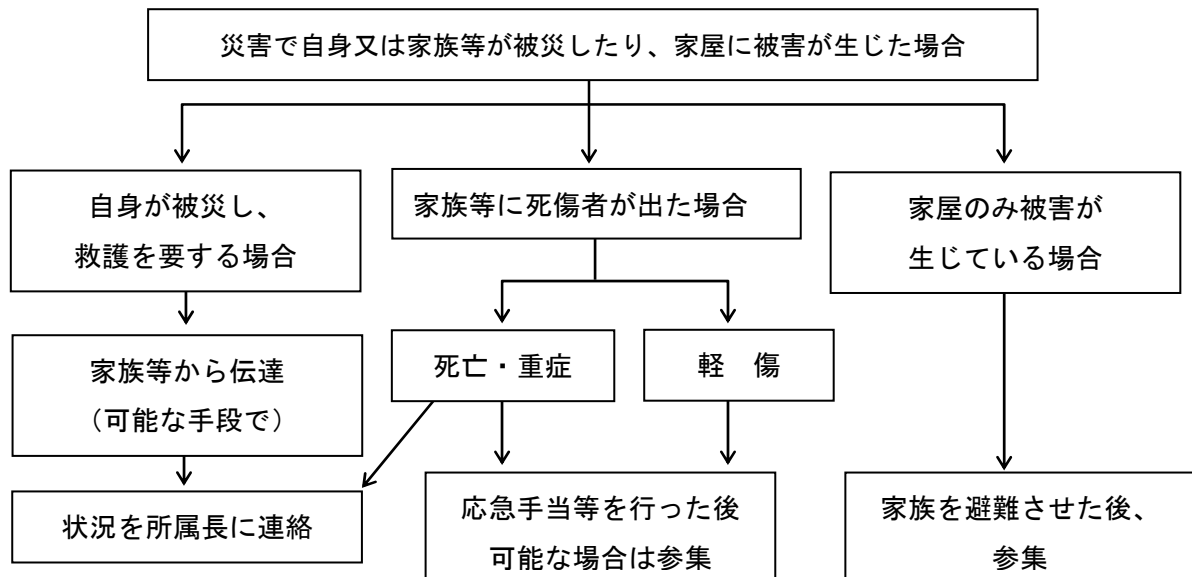
※携行品については、非常参加に備えて、最小限必要なものをリュックサック等に入れておくなど、日頃から準備しておく。

イ 直ちに参集場所に向かえない場合の措置

地震災害等で、職員自身、又は家族等が被災したり、家屋に被害が生じ、直ちに参集場所に向かえない場合には、負傷等の程度に応じて参集する。

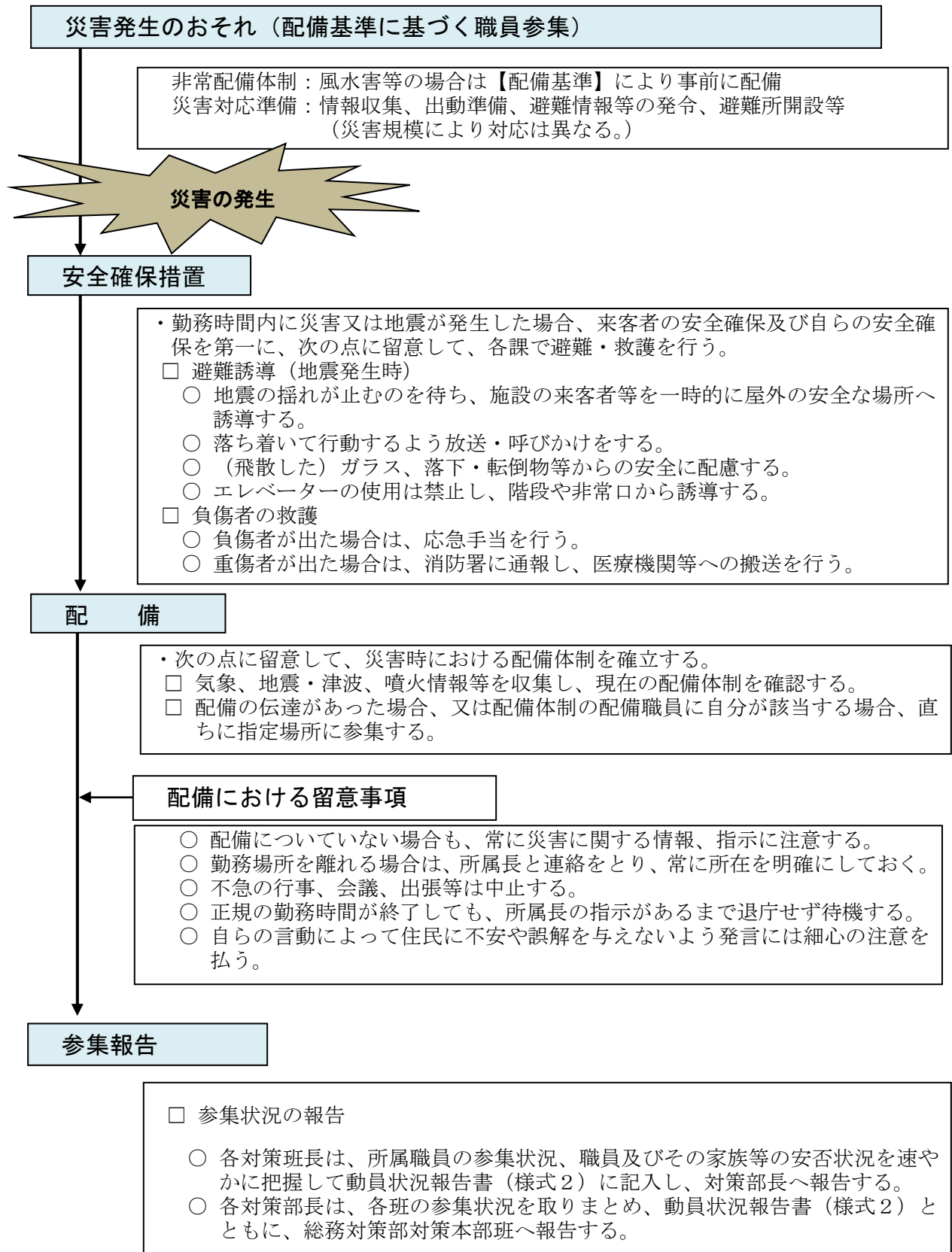
なお、病気やけが等の理由により、参集が不可能な場合には、必ずその旨を所属長へ連絡する。

【直ちに参集場所に向かえない場合の措置フロー】

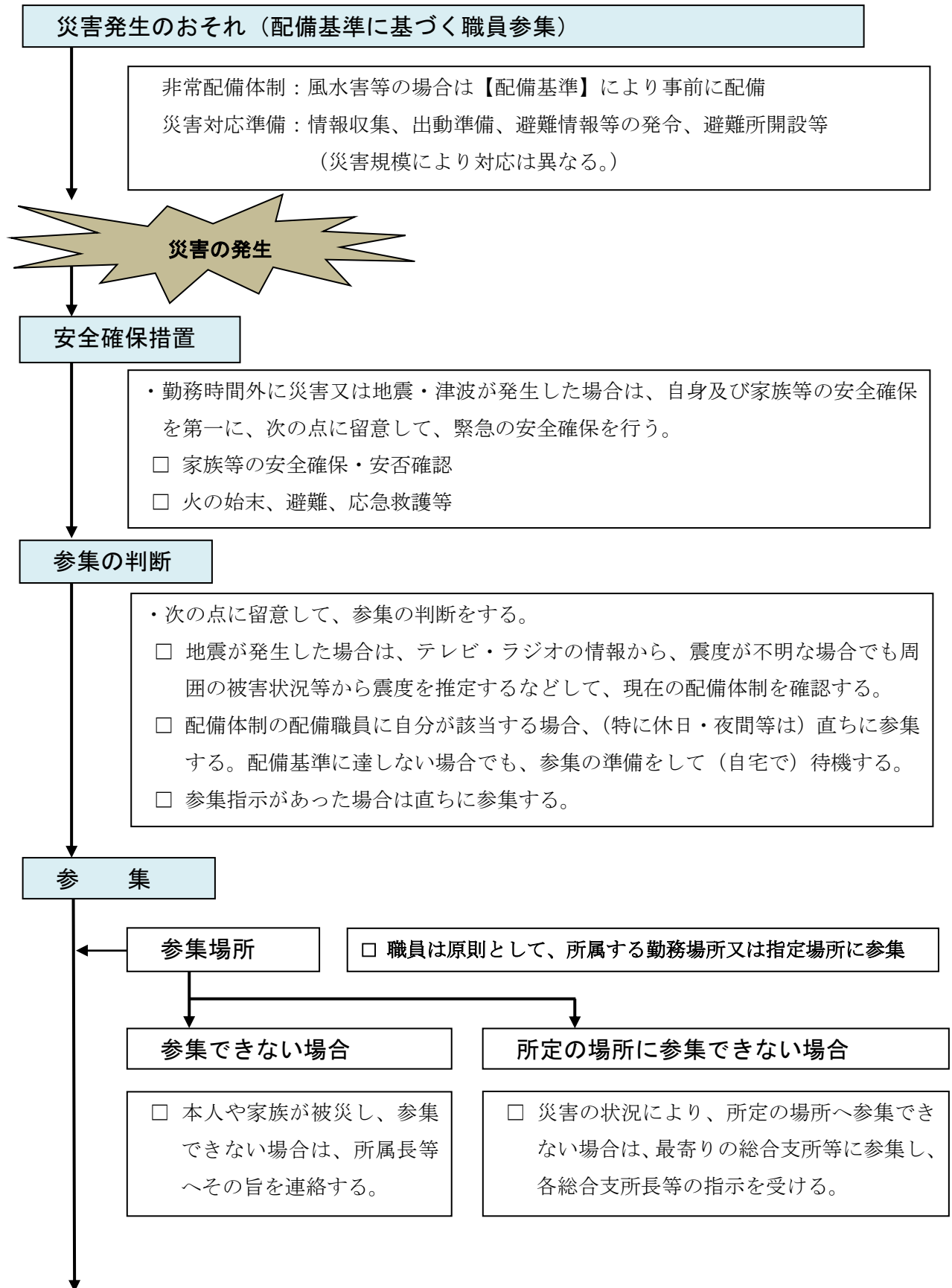


(4) 職員の参集フロー

ア 勤務時間内



イ 勤務時間外



参集の方法

・次の点に留意して参集する。

<手 段>

- ☐ 原則として、徒歩、自転車、バイクで参集する。
 - 自転車やバイクは、がれきなどでパンクしやすいので注意する。
 - 状況に応じて自動車も利用するが、被災地域への幹線道路が渋滞しないよう配慮する。

<ルート>

- ☐ 国道、県道などの幹線道路を利用する。
- ☐ 火災の状況、倒壊・落下等の危険箇所、危険物の状況等に応じ安全なルートを選択する。

参集途上での留意事項

・参集途上では、被害状況に目を配り情報を収集するとともに、安全第一を心がけて参集する。

<被害状況の見聞>

- ☐ 救助者の有無……救助が必要な者がいるか
- ☐ 負傷者の有無……医療手当が必要な者がいるか
- ☐ 建物被害の状況……建物被害の集中地区
- ☐ 災害の発生状況……火災、浸水等の発生場所
- ☐ 道路の状況……被害の状況（自動車が通れるかどうか）、渋滞の状況

<安全の確保>

- ☐ 倒壊しそうな家屋、ブロック塀には近寄らず、なるべく道路の中央を通る。
- ☐ 倒壊・落下により破損した電線には触れない。
- ☐ ガス漏れに備えて、喫煙・火の使用は控える。
- ☐ 火災や救助者等を発見した場合は、周辺住民や自主防災組織と協力し対応に当たるが、できるかぎり速やかな参集に努める。

参集報告

- ☐ 参集途上情報報告書の記入
 - 参集した職員は、参集途上において、被災状況、災害状況の収集に努め、その情報を参集途上情報報告書（様式1）に記入し、動員先の上司に報告する。
- ☐ 参集状況の報告
 - 各対策班長は、所属職員の参集状況、職員及びその家族等の安否状況を速やかに把握して動員状況報告書（様式2）に記入し、対策部長へ報告する。
 - 各対策部長は、各班の参集状況を取りまとめ、動員状況報告書（様式2）とともに、総務対策部対策本部班へ報告する。

【 第 2 段階：初動体制の構築 】

～ 活動体制の確立 ～

1 災害対策本部の設置

（１）災害対策本部の設置基準

◆災害対策本部は、基本法第 23 条の 2 の規定により、災害・事故が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、次の基準の一に該当し、本部長が必要と認めるときに設置する。

- ①比較的軽微な災害若しくは局地的な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、本部長が必要と認めるとき。

②雲仙市内において震度 5 弱の地震が発生したとき又は大津波警報、津波警報が発表されたとき。

③噴火警報レベル 4 が発表され、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきたと予想されるとき。

（２）設置場所

◆災害対策本部の設置場所は、市役所本庁舎とする。ただし、庁舎が被災し、使用できない場合等は、千々石庁舎または、本部長の決定・指示により、被災を免れた他の公共施設に設置する。

（３）災害対策本部組織

◆災害対策本部組織は資料 3 「雲仙市災害対策本部組織図」のとおりである。

◆災害対策本部の事務分掌は資料 4 「雲仙市災害対策本部事務分掌」のとおりである。

⇒ 資料 3 「雲仙市災害対策本部組織図」

⇒ 資料 4 「雲仙市災害対策本部事務分掌」

（４）設置又は廃止時の通知及び公表

◆災害対策本部を設置し、又は廃止したときは、全職員に通知するとともに、資料 5 「災害対策本部の設置時等の連絡機関」に基づき防災関係機関、住民等に対し、それぞれ迅速な方法をもって周知する。

⇒ 資料 5 「災害対策本部の設置時等の連絡機関」

（５）現地災害対策本部の設置

◆災害による被害が甚大であり、又は被害の拡大が予想される場合で、本部長が必要と認めるときは、現地災害対策本部を設置する。

◆現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員は、副本部長及び本部員その他の職員のうちから本部長が指名する。

（６）本部会議の開催

ア 本部会議の開催方法

- ①本部員会議は、本部長が必要の都度招集し、開催する。
- ②本部員は、それぞれ所管事項について会議に必要な資料を提出しなければならない。
- ③本部員は、必要により所属の職員を伴って会議に出席することができる。
- ④本部員は、会議の招集を必要と認めるときは、総務対策部長にその旨を申し出るものとする。

イ 本部会議の主な協議内容

協議時期	協議内容
おおむね数時間／半日	1. 参集職員数の報告 総務対策部長は、参集職員数を本部長に報告する。 2. 被害状況の把握、必要な応急対策項目の検討 ①職員の初動体制に関すること。 ②被害調査、情報収集に関すること。 ③ライフライン（電気、ガス、上水道、電話等）の被害状況に関すること。 ④医療機関の被害状況に関すること。 ⑤公共交通機関の被害状況に関すること。 ⑥道路、橋梁の損壊状況に関すること。 ⑦家屋等の被害状況に関すること。 ⑧避難指示及び避難誘導に関すること。 ⑨避難所の開設（追加等）に関すること。 ⑩避難所の利用状況に関すること。 ⑪緊急輸送路の確保に関すること。 ⑫行方不明者・負傷者の救助対策に関すること。 3. 自衛隊の派遣要請検討 必要な情報を収集・整理し、派遣要請の判断を行う。 4. 災害救助法の適用検討・応援要請に必要な情報の収集、整理 ①食料、飲料水、生活必需品等物資について、需要、供給を整理 ②医療、救出、施設等の応急復旧等に関わる資機材の需要、供給を整理 ③応急復旧に必要な人員の整理 ④ヘリコプターの臨時離着陸場の利用について確認 5. 災害情報等の報告 被害の概要及び応急復旧の見通しについて、県に通報する（被害の全貌が判明するまで、又は応急復旧が完了するまで随時）。

協議時期	協議内容
おおむね 1日～2日	1. 被害状況の把握、必要な応急対策項目の検討 ①各部からの被害状況の報告に関すること。 ②各部の緊急対策とその進捗状況の確認に関すること。 ③避難所の状況（必要物資の調達要請等）に関すること。 ④関係機関への応援要請に関すること。 ④災害救助法の適用申請に関すること。 ⑤県、関係機関への要望事項に関すること。 ⑥余震・二次災害に関する情報等、広報に関すること。 ⑦ごみ、災害廃棄物等の収集体制に関すること。 ⑧職員の配備体制（ローテーション等）、職員への支援に関すること。 ⑨義援金品の募集、配分に関すること。 2. 応援要請等の判断 ①応援要請の手続に沿って進めること。 ②職員の応援派遣要請についても、文書による手続を進めること。 3. 災害情報等の報告 被害の概要及び応急復旧の見通しについて、県に通報する（被害の全貌が判明するまで、又は応急復旧が完了するまで随時）。

ウ 会議事項の周知

会議の決定事項のうち、本部長が職員に周知する必要があると認めたものについては、速やかにその徹底を図るものとする。

（7）設置要領

- ◆総務対策部は、速やかに次の活動（災害対策本部設置・初動対応チェックリスト）を開始し、災害対策本部を設置する。
- ◆休日など勤務時間外に地震・津波が発生した場合は、一定の職員参集が見込めない状況にあるため、所定の活動場所に参集した職員についても、適宜災害対策本部の設置等に積極的に協力するものとし、職員の自主参集等により参集人数が増えて、災害対策本部での活動が可能となった時点で災害対策本部を設置し、それぞれの任務を実施する。
- ◆参集者が少ない場合は、主に庁舎や各施設の救護対策・安全確認や災害に関する情報収集から優先して、次の業務を実施する。

①初動業務の統括	③情報収集の統括
②参集職員の統括	④対策本部開設準備

【災害対策本部設置・初動対応チェックリスト】

ア 安全確保措置等

チェック	活動内容
☐	参集場所への参集※
☐	施設の被害状況の確認及び記録（様式3「施設の安全確認チェックリスト」参照）
☐	危険箇所に対する立入禁止の措置
☐	災害対策本部設置場所の使用可否の確認 使用可能な場合 ⇒ 直ちに室内の机、いすの整理・配置 使用不可能な場合⇒ 代替本部等設置場所の検討
☐	電気・電話・水道・ガスの各設備の機能の確認 （機能不能の場合は、保守会社などへ緊急修理を依頼）

※建物内に人がいる場合は、まず次の確認をしてから勤務場所に参集する。

チェック	活動内容
☐	来庁者と職員の退避の誘導（職員は一時退避場所（駐車場等）に避難する。）
☐	庁舎内被災者の有無の確認（被災者がとり残されている場合は救助）
☐	各部（各課）ごとの集合
☐	職員の安全と人員数の確認
☐	火災発生の予防（火災が発生した場合は初期消火を実施し、消防へ通報）

イ 設置後の準備・初動対応

チェック	活動内容
☐	電話設備の通信機能確認を行い、災害対策本部に必要な回線を確保
☐	通話が錯綜し、接続が不良な場合は、災害時優先電話を準備 ※NTTと連絡をとり、規制解除の状況と解除見込みについて確認する。
☐	停電等により電力の供給がない場合は、発電機などを利用し電力を確保
☐	発電機などを利用する際は、その燃料を確保
☐	災害対策本部運営に必要な機材の用意と配置 （様式4「災害対策本部必要資機材チェックリスト」参照）
☐	気象予警報又は地震情報の収集整理
☐	各部の職員の参集・動員状況の把握（動員状況報告書の整理等）
☐	本部設置の通知・公表
☐	災害初期における住民への広報
☐	災害対策本部の看板を設置
☐	職員への防災服の着用指示
☐	各種様式の準備、作成
☐	本部会議に必要な書類の作成、準備
☐	被害概況の収集・整理

⇒ 様式3「施設の安全確認チェックリスト」

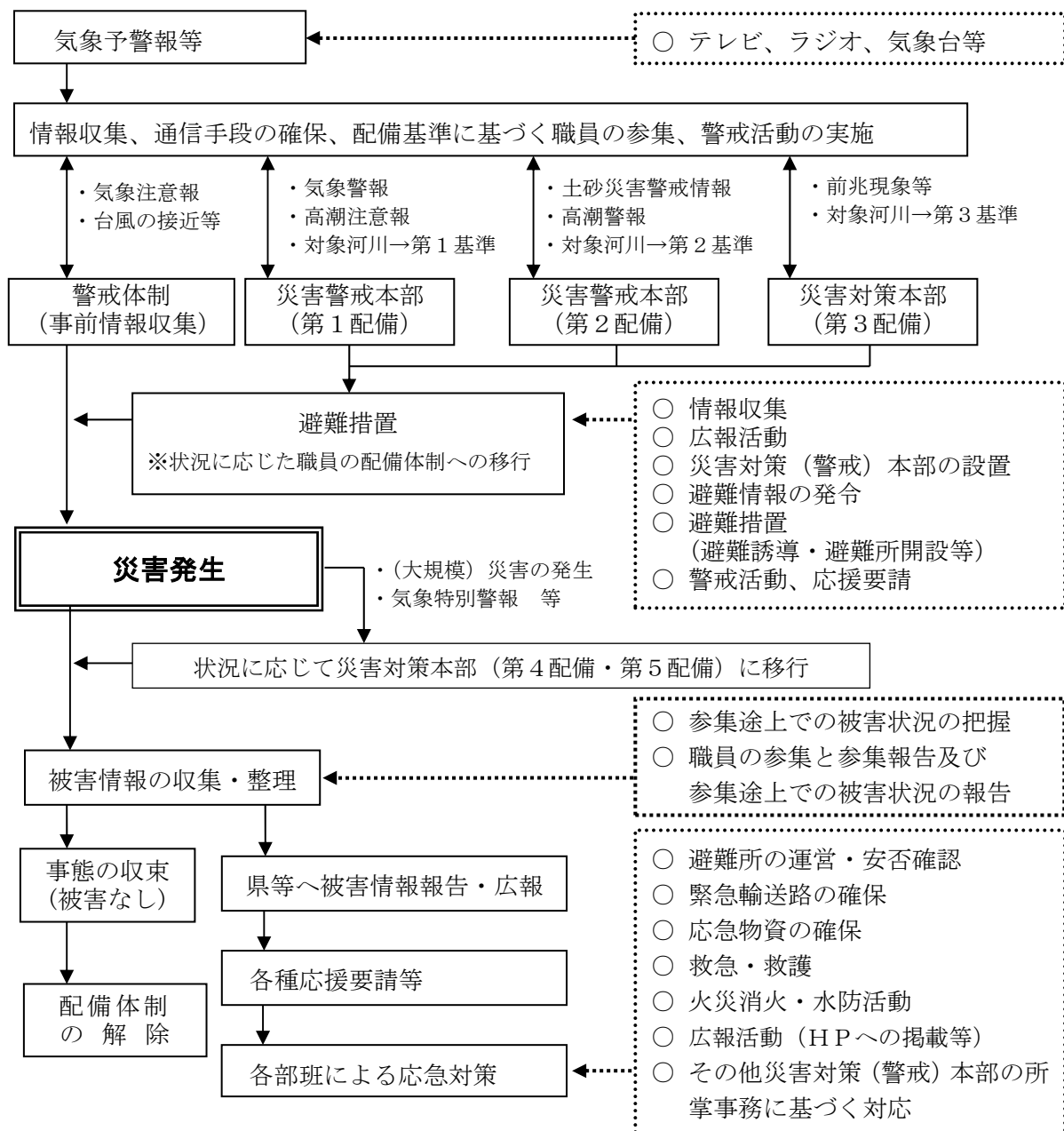
⇒ 様式4「災害対策本部必要資機材チェックリスト」

【 第3段階：初動対応 】

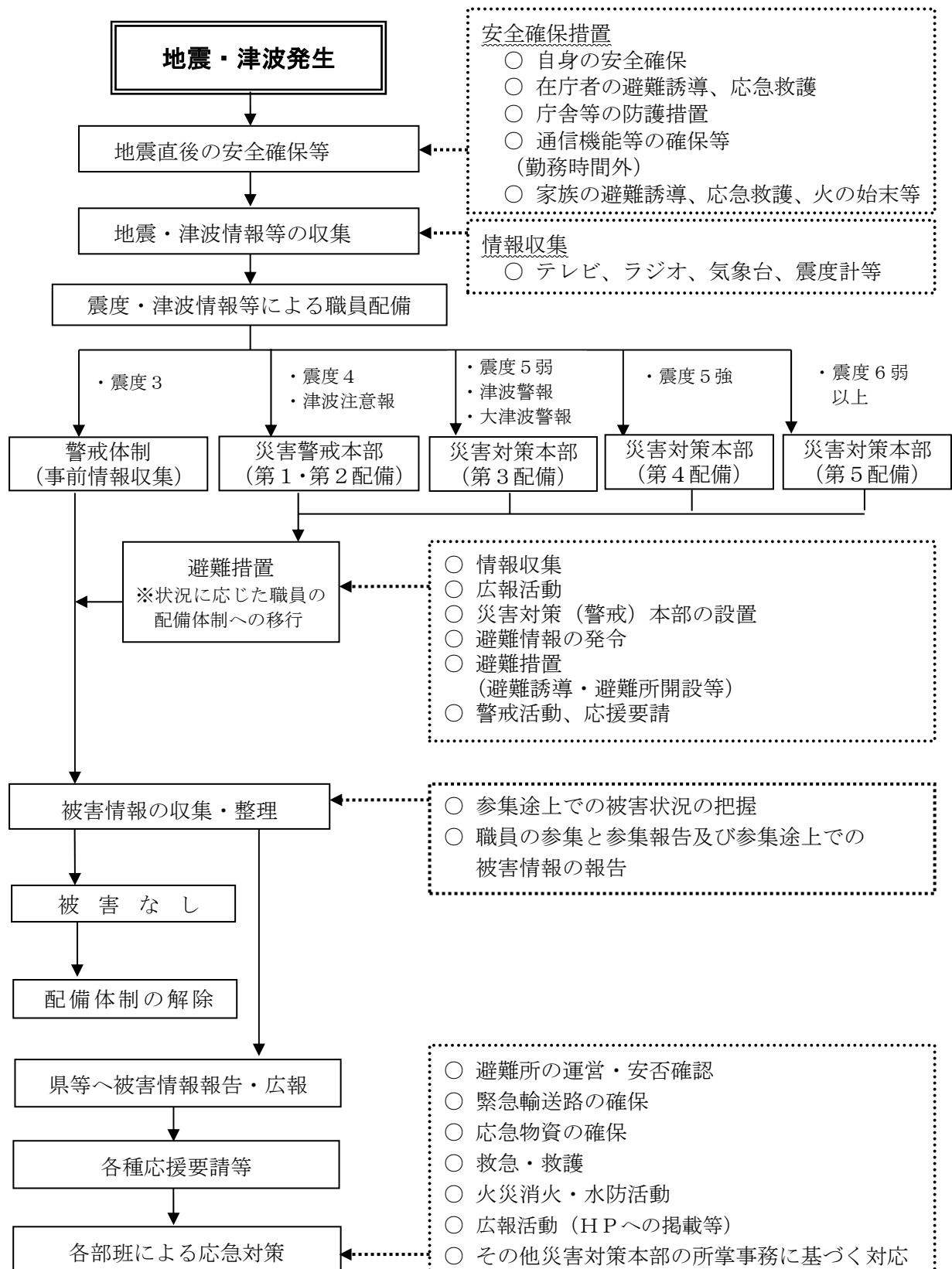
～ 災害応急活動の実施 ～

1 初動対応フロー

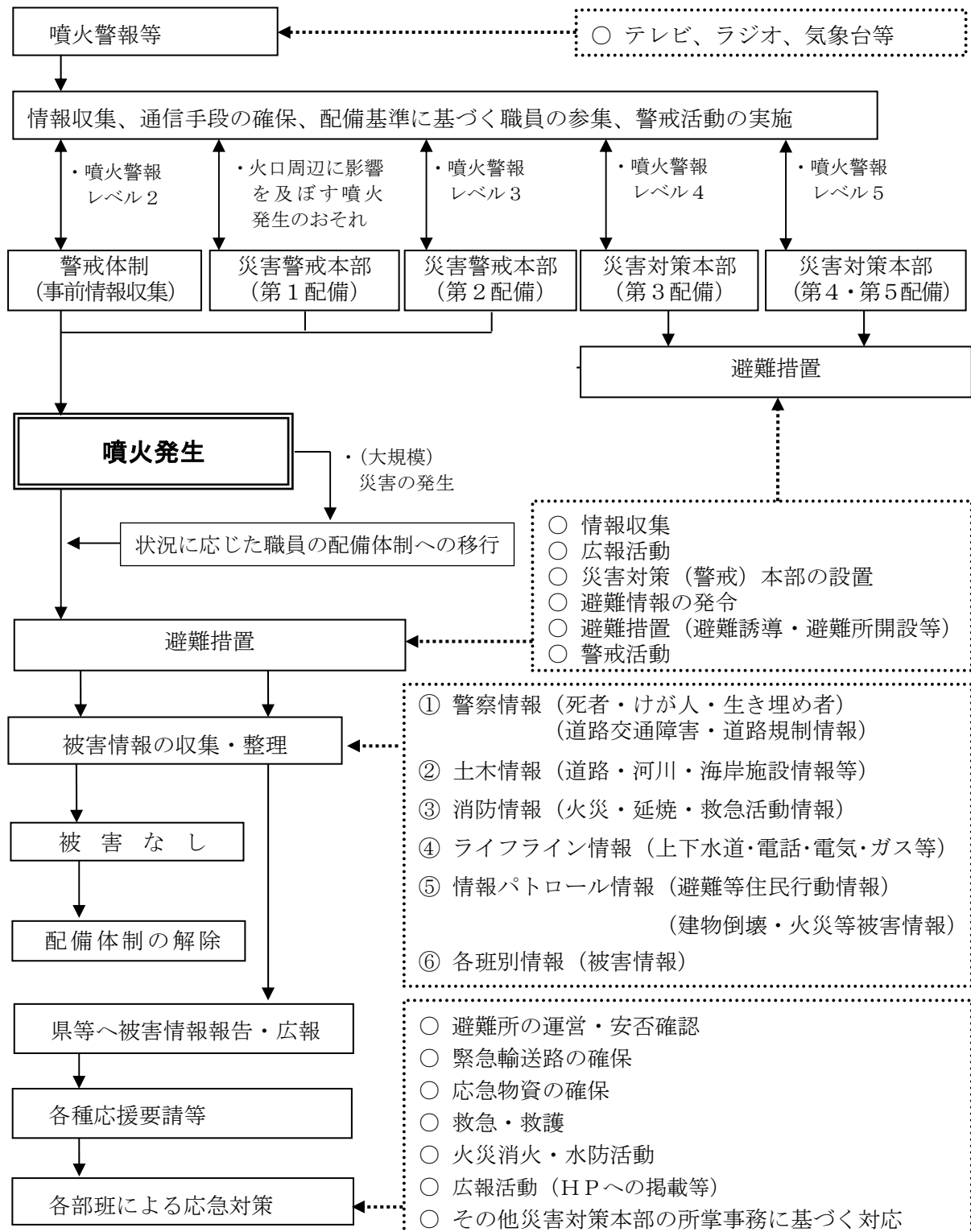
(1) 風水害等（勤務時間内、勤務時間外双方で対応）



（２）地震・津波発生時（勤務時間内、勤務時間外双方で対応）



（３）噴火発生時（勤務時間内、勤務時間外双方で対応）



2 状況別初動対応

(1) 通信手段の確保

ア 災害時における通信連絡

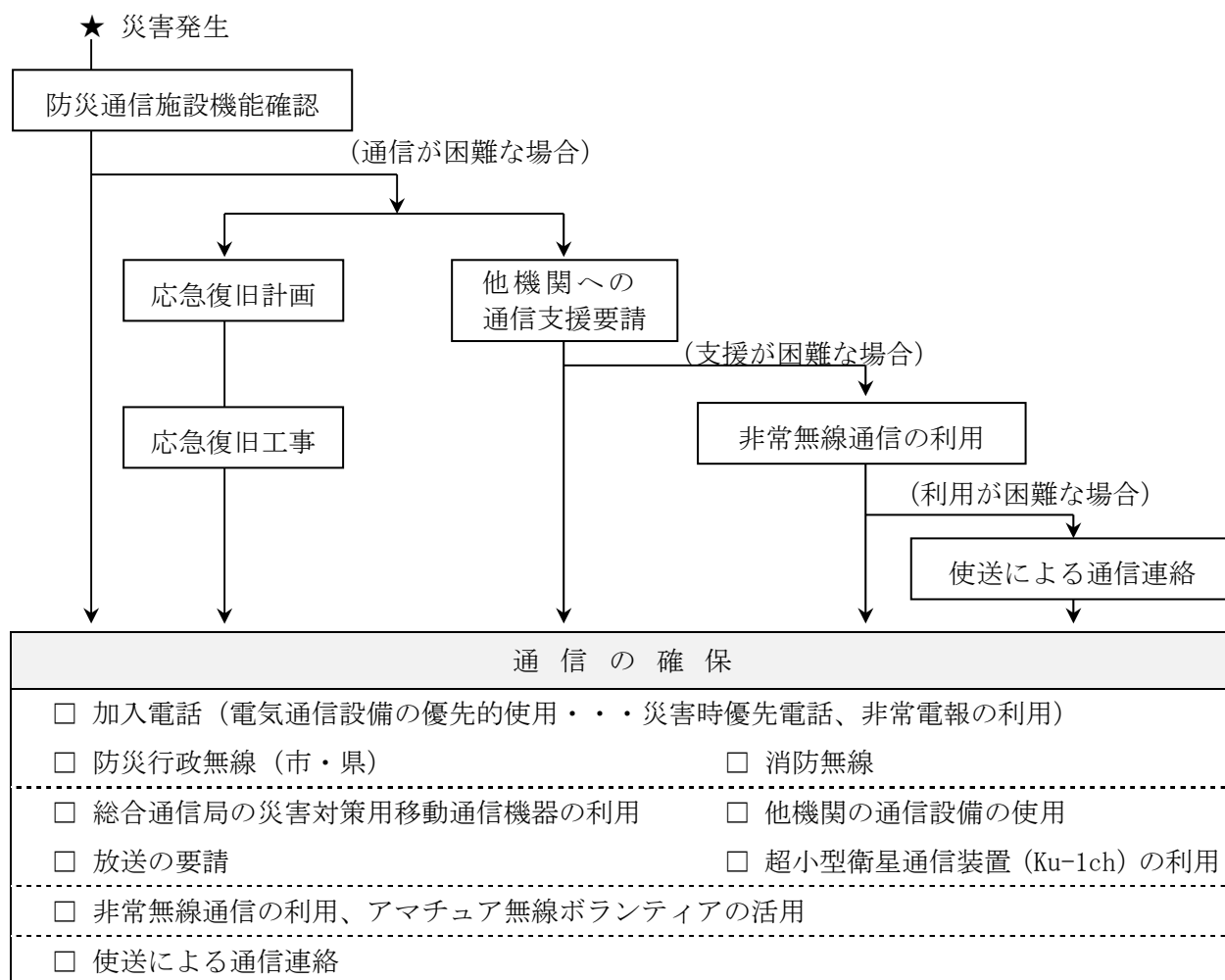
災害に関する予報、警報及び情報の伝達若しくは被害状況の収集報告、その他応急対策に必要な指示、命令等については、原則として有線通信（加入電話）又は市防災行政無線、県防災行政無線等の無線通信により速やかに行う。

イ 災害発生後の機能確認と応急復旧

有線通信設備及び防災行政無線を有効に機能させるために、災害後直ちに設備の機能確認を行い、支障が生じている場合には緊急に復旧する。

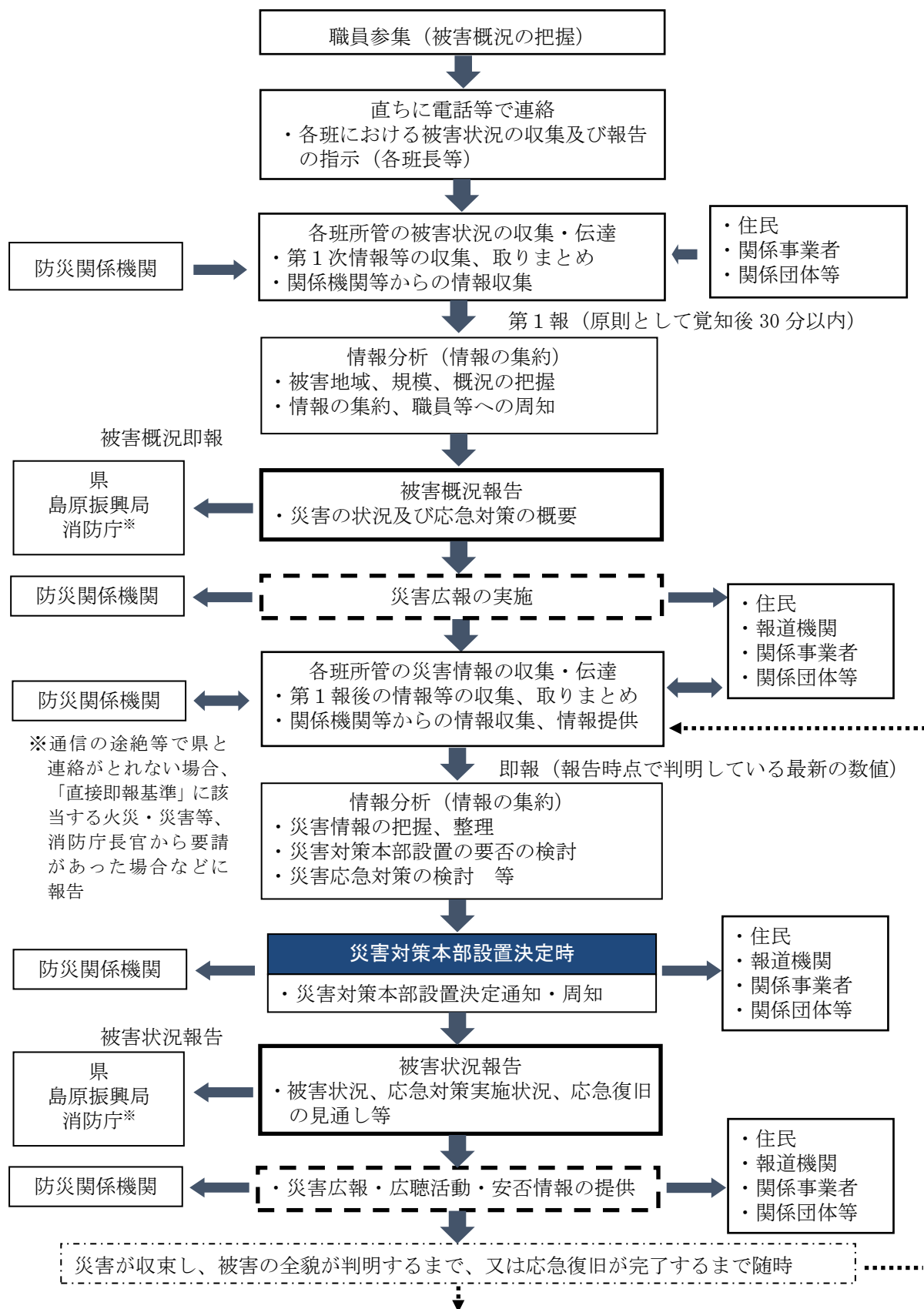
ウ 通信手段の確保

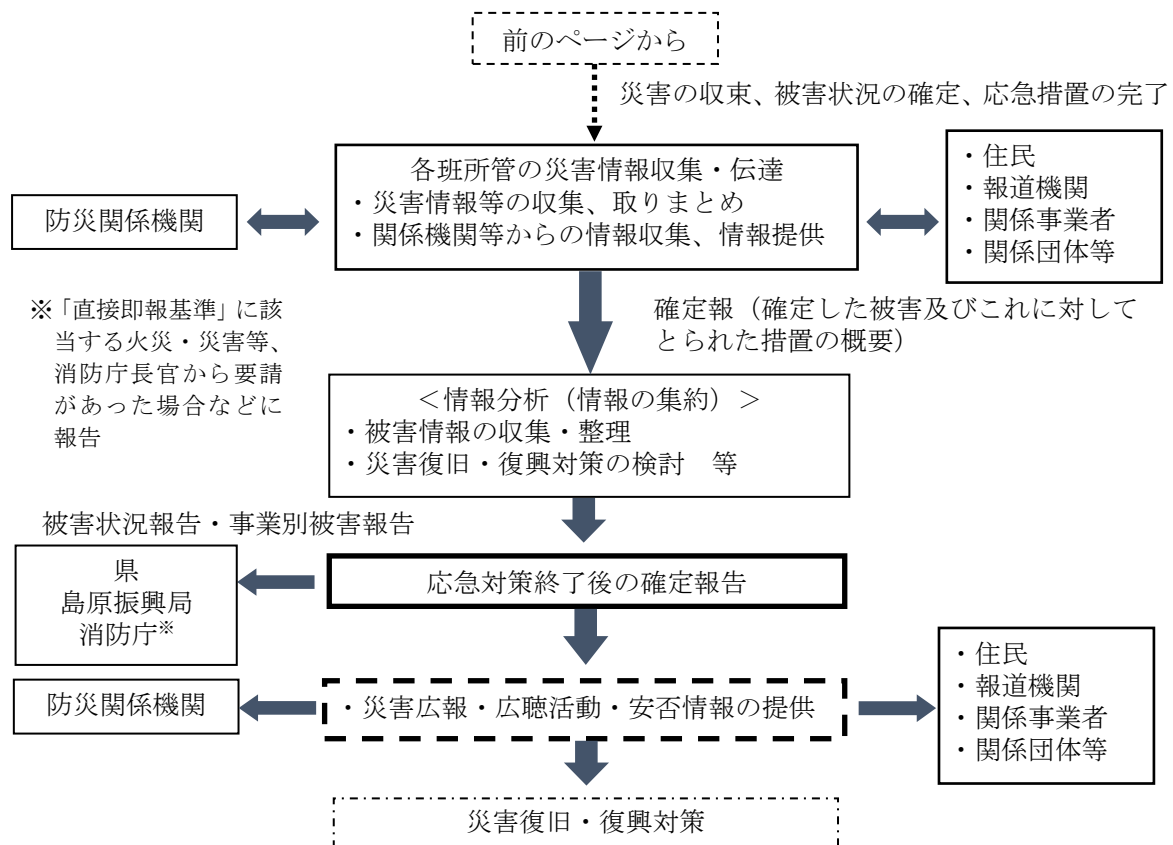
災害時における通信連絡は、被災による通信手段の途絶も考慮の上、おおむね次に掲げる方法により、単独又はこれらを組み合わせて弾力的な運用を図る。



(2) 情報の収集・伝達

◆災害発生後の応急対策を実施していく上で不可欠な被害情報、応急対策活動情報を防災関係機関が共有するため、市は、これらの情報を迅速かつ的確に収集・伝達する。





ア 第1次情報等の収集

- ①初動段階では、被害に関する細かい数値より、災害全体の概要を知ることにより全力をあげる。
- ②被害概況の収集に当たっては、調査班等を編成して、被災現地に職員を派遣し、迅速に調査を行う。単独での調査が困難又は不可能な場合においては、県等の地方機関及び防災関係機関等の応援を得て行う。
- ③防災行政無線、消防無線及び自主防災組織を活用するなど、地域の情報収集手段を用いながら迅速な情報の収集に努める。また、インターネットを活用し、広く情報を収集していく。
- ④収集した災害情報等は、様式5「災害概況即報」に準じた事項を記入し、各対策部において取りまとめ、直ちに総務対策部支援対策班に報告する。

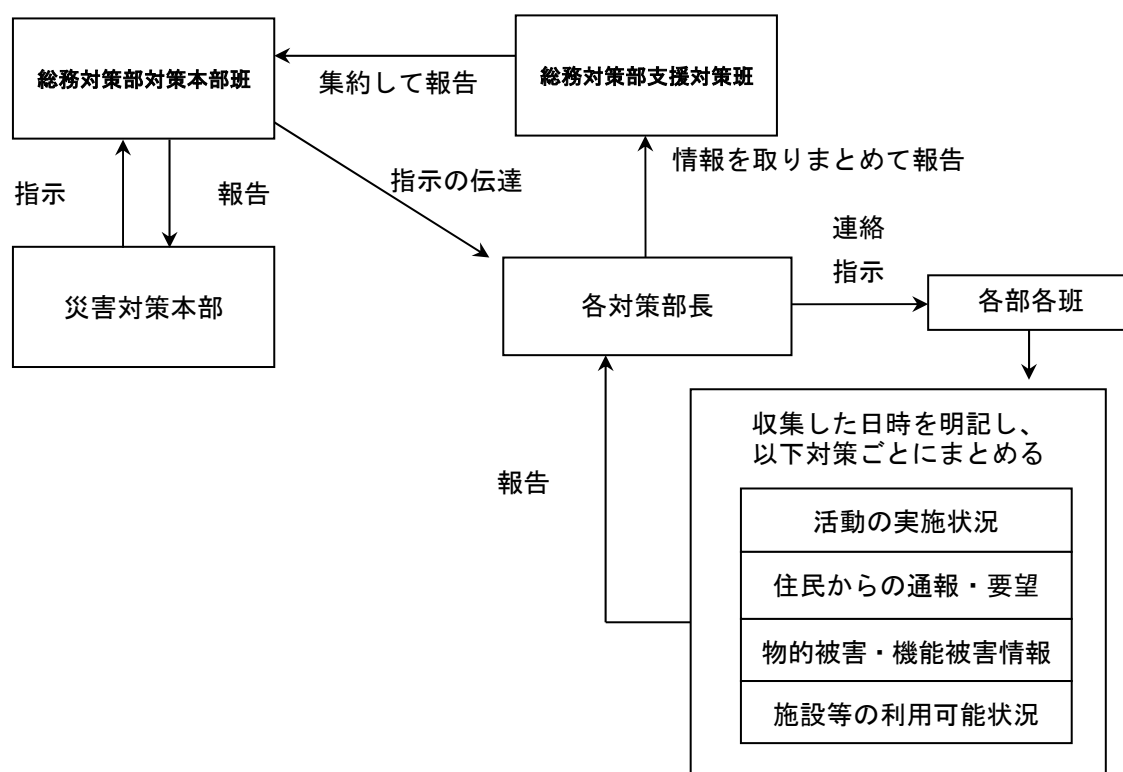
イ 被害情報、応急対策活動情報の収集

- ①第1次情報等の収集後は、各班において所管する施設等の被害状況、応急対策実施状況等について、様式6「被害状況報告」に準じた事項を記録する。
- ②調査脱漏、重複等のないように留意し、罹災世帯等についての調査は、住民登録等と照合するなど、正確を期するものとし、必要の都度、防災関係機関と連携し、応急対策活動等の状況を収集する。
- ③各班で収集した災害情報等は、各対策部において取りまとめ、毎日午前10時及び15時までに、総務対策部支援対策班に報告する。

ウ 情報の集約

- ①総務対策部支援対策班は、各部が収集した災害情報等を集約し、総務対策部対策本部班に報告する。
- ②総務対策部長は、集約した災害情報等を、災害対策本部（本部長）に報告するとともに、必要に応じて県等関係機関に伝達する。
- ③総務対策部長は、災害対策本部（本部長）で決定した指示等で各部に関係あるものについて、速やかに該当する対策部長に報告する。

【情報収集・報告・集約のイメージ】



（注）地区対策部は、各部班と連携して情報収集に当たる。

【収集すべき災害情報】

- | | |
|---------------------------------|------------------|
| ○ 緊急要請事項 | ○ 被害状況 |
| ○ 火災の発生状況と延焼拡大状況 | ○ 交通規制等道路交通状況 |
| ○ 観光客等の状況 | ○ 自衛隊活動状況 |
| ○ 避難状況 | ○ 避難指示又は警戒区域設定状況 |
| ○ 避難所の設置状況 | ○ 避難生活の状況 |
| ○ 災害応急対策実施状況 | ○ 緊急輸送実施状況 |
| ○ 生活必需物資の在庫及び供給状況 | ○ 物資の価格、役務の対価動向 |
| ○ 医療救護施設の設置状況並びに医療救護施設及び病院の活動状況 | |
| ○ ガス、水道、電気等生活関連施設の状況 | |
| ○ 復旧見込み等 | |

⇒ 資料 7 「被害の認定基準」

【被害状況調査の役割分担（ライフライン被害関係）】

調査対象	被害掌握機関	調査・情報収集担当
道路・橋梁	長崎河川国道事務所、島原振興局（建設部）、雲仙市（建設部）	土木対策部 道路班
河川・海岸・港湾	長崎河川国道事務所、島原振興局（建設部）、雲仙市（建設部）	土木対策部 治山治水班
電気施設	九州電力（株）（島原配電事業所）	財務対策部 ライフライン班
電信電話	西日本電信電話（株）（長崎支店）	
ガス施設	小浜ガス（株）、長崎県ＬＰガス協会、小浜消防署、島原消防署北分署	
交通	長崎河川国道事務所、島原振興局（建設部）、雲仙警察署、島原鉄道（株）、西日本高速道路（株）（九州支社）	土木対策部 道路班
危険物貯蔵施設	小浜消防署、島原消防署北分署	総務対策部 市民安全班
上水道	雲仙市（環境水道部）	環境衛生対策部 給水班
下水道		環境衛生対策部 下水道班

【被害状況調査の役割分担（一般被害関係）】

調査区分	調査事項	調査・情報収集担当
人的被害	・救急搬送者、負傷等病院搬入者（小浜消防署、島原消防署北分署）	救援対策部 救護班
	・死者（雲仙警察署、小浜消防署、島原消防署北分署）	救援対策部 市民生活班
	・要配慮者	
	・被災者	
住家被害	・一般住宅	土木対策部 住宅対策班（財務対策部 証明班）
	・公営住宅	土木対策部 住宅対策班
非住家被害	・市有施設（公共施設、物置等）等（他班の所管のものを除く。）	土木対策部 住宅対策班
農林水産業被害	・営農施設、畜産施設、林野関係施設	農林水産対策部 農政班
	・農林水産物	農林水産対策部 農水施設班
	・ため池、樋門、農業用施設、林業用施設 ・水産関係施設、漁港等	
保健・衛生施設被害	・病院	救援対策部 救護班
	・廃棄物処理施設	環境衛生対策部 環境衛生班
	・墓地・霊園、火葬場	救援対策部 市民生活班
商工業関係被害	・店舗、商品、原材料、資機材等	観光商工対策部 観光商工班
社会福祉施設被害	・福祉施設、障がい者施設等	救援対策部 市民生活班
児童福祉施設被害	・保育園・幼稚園・認定こども園等	
学校教育施設被害	・小中学校、高等学校	文教対策部 学校対策班
社会教育施設被害	・市立公民館、文化会館、体育館等	文教対策部 教育施設対策班
都市施設被害	・公園	財務対策部 ライフライン班

エ 被害状況の報告

- ①総務対策部対策本部班は、基本法第53条に基づき、災害の状況及び講じた措置の概要を県（県に報告できない場合は国）に報告する。
- ②被害報告については、災害の規模及び性質によって短時間に正確な事項別の被害状況を把握することが困難な場合があるため、災害が発生した場合、直ちに災害の態様を通報するとともに、災害対策本部の設置状況など、災害に対してとられた措置を報告する。
- ③被害程度の事項別の報告は、確定報告を除き、原則として電話をもって行う。ただし、緊急を要する場合又は特に指示のあった場合を除き、1日1回以上行うものとする。
- ④被害報告は、災害の経過に応じて、把握した事項から逐次行うが、特に死傷者、住宅被害の報告を優先させる。

【被害状況報告時の留意点】

- 通信の途絶等により県知事に報告することができない場合は、直接、国（消防庁経由）に報告する。この場合、国への報告は、災害報告取扱要領又は火災・災害等即報要領に基づき行う消防庁への報告と一体的に行うものであるため、報告先は、消防庁となる。
- 火災・災害等即報要領の直接即報基準に該当する火災・災害等が発生した場合、県に加え、消防庁に対しても第一報の報告をする。第一報の報告は、迅速性を最優先とし、原則として火災・災害等の覚知後30分以内に、わかる範囲で行う。
- 119番通報の殺到状況時には、その状況等を県（島原振興局経由）及び国（消防庁経由）に報告する。
- 自らの対応力のみでは十分な災害対策を講ずることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の県（島原振興局経由）及び国（消防庁経由）への報告に努める。

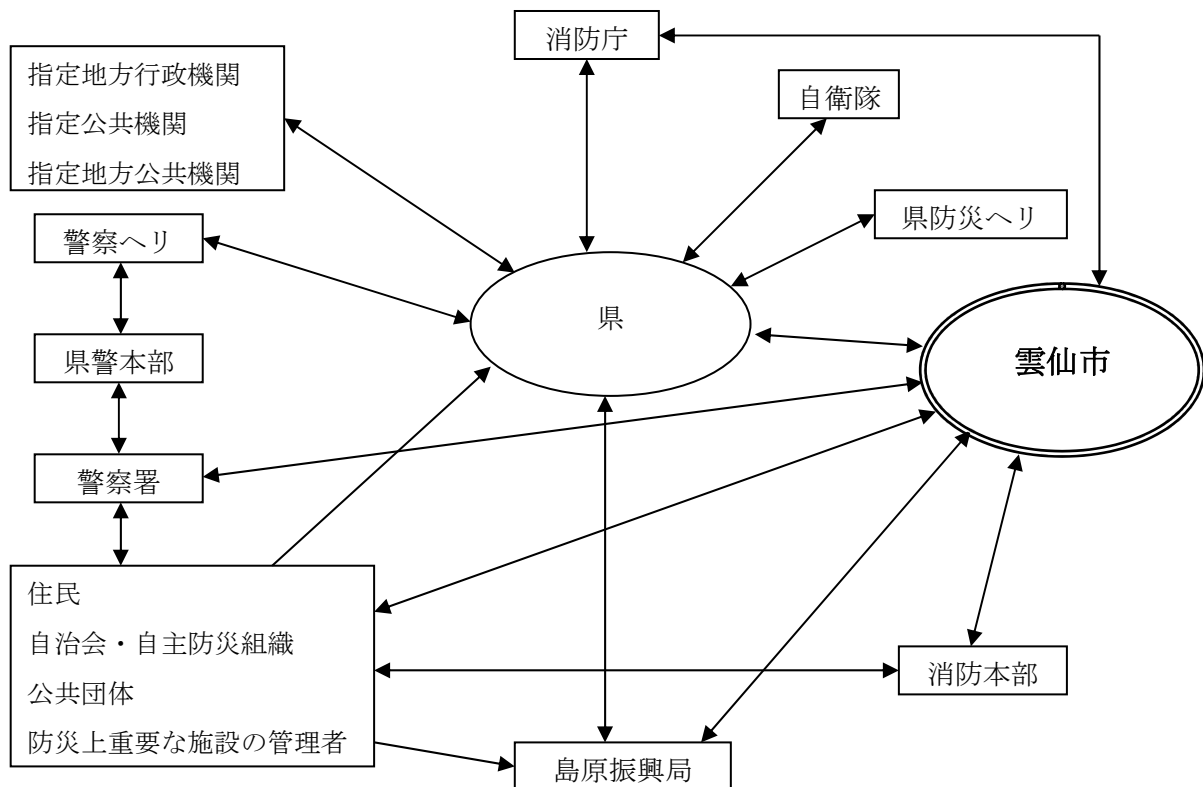
【被害報告の種別】

種 別	様 式	適 用
災害概況即報	様式5	○ 災害（人的被害又は住家被害が発生した場合）の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いる。
被害状況報告	様式6	○ 原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。
事業別被害報告	各事業別に定められた様式	○ 他の法令又は通達等に基づき、市長が県知事に対して行う。

⇒ 様式5「災害概況即報」

⇒ 様式6「被害状況報告」

【総括的な災害情報収集系統図】

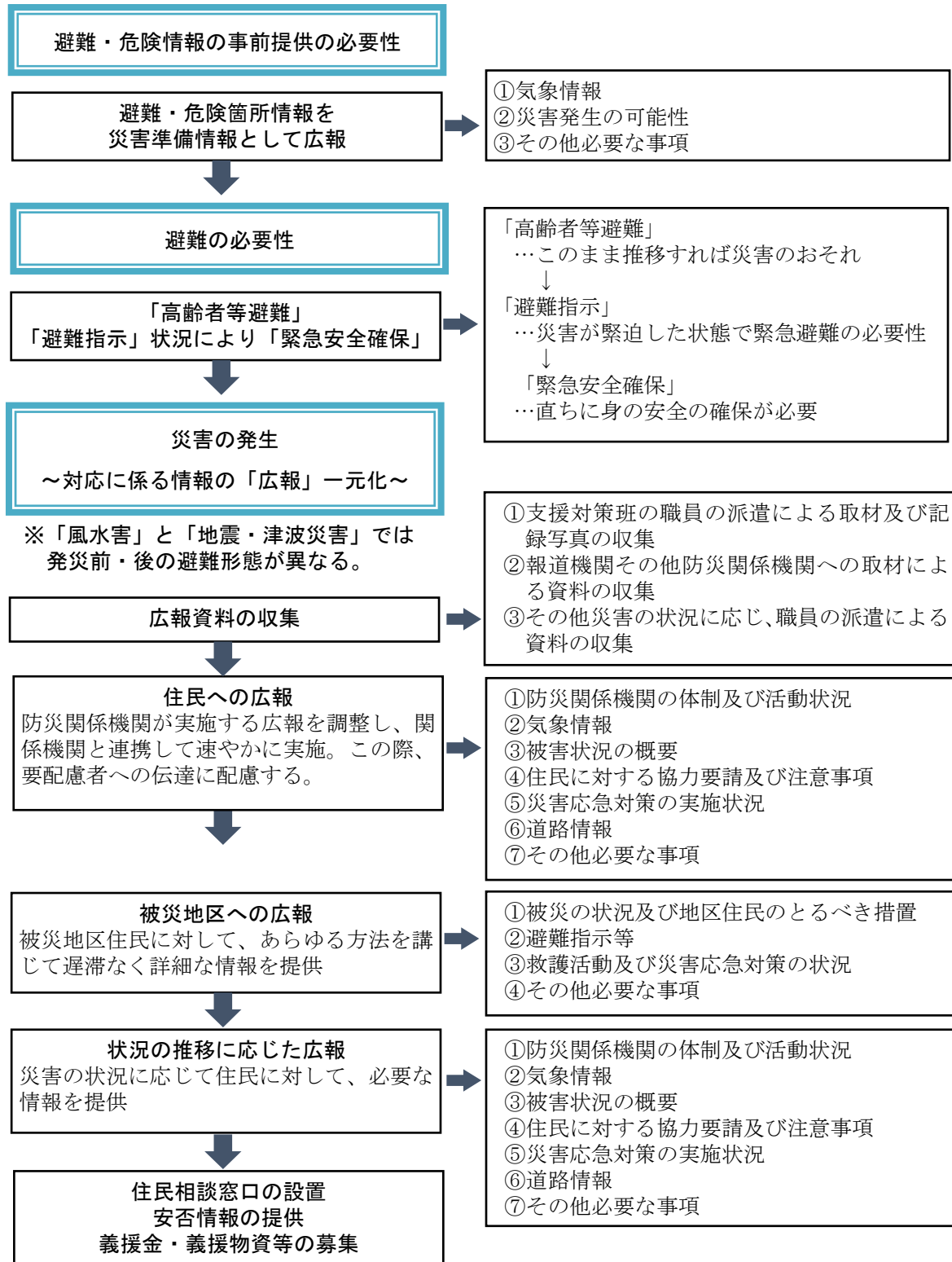


【被害報告等連絡先】

長崎県 (防災企画課)	TEL		095-824-3597
	FAX		095-821-9202
	TEL (無線)		1118-2143
	FAX (無線)		111-7228
長崎県 (防災対策室)	TEL		095-825-7855
	FAX		095-823-1629
	TEL (無線)		1118-3731
	FAX (無線)		111-7339
消防庁 (応急対策室) (平日 9:30~18:15)	NTT回線	TEL	03-5253-7527
		FAX	03-5253-7537
	消防防災無線	TEL	TN-90-49013
		FAX	TN-90-49033
	地域衛星通信 ネットワーク	TEL	TN-048-500-90-49013
		FAX	TN-048-500-90-49033
消防庁 宿直室 (上記以外の時間)	NTT回線	TEL	03-5253-7777
		FAX	03-5253-7553
	消防防災無線	TEL	TN-90-49012
		FAX	TN-90-49036
	地域衛星通信 ネットワーク	TEL	TN-048-500-90-49102
		FAX	TN-048-500-90-49036

(3) 災害広報

◆総務対策部支援対策班は、災害時の混乱した事態に人心の安定、秩序の回復を図るため、災害の形態、災害応急対策の実施状況等を住民に周知する。



ア 広報媒体

①防災行政無線	⑤掲示板等への掲示
②新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関	⑥市ホームページ
③広報「うんぜん」、ポスター、チラシ等の印刷物	⑦緊急速報メール
④広報車	⑧ツイッター、フェイスブック等のSNS

イ 報道機関に対する情報発表

①災害情報等の報道機関への発表は、副本部長が情報発表責任者となって行う。ただし、被害が県内広域にわたる場合、島原振興局長に発表を依頼する。
②災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、報道機関からの災害報道のための取材活動に対し、資料の提供等について協力する。

ウ 安否情報の提供手続き

①安否情報の照会は、市（支援対策部情報班）に対し、照会者の氏名・住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）や照会に係る被災者の氏名・住所・生年月日・性別、照会理由等を明らかにさせて行う。
②安否情報の照会を受けた場合、当該照会者に対して運転免許証、健康保険の被保険者証、外国人登録証明書、住民基本台帳カード等の本人確認資料の提示又は提出を求めることなどにより、照会者が本人であることを確認する。
③安否情報の照会を受けた場合、当該照会が不当な目的によるものと認めるときなどの一定の場合を除き、次の照会者と照会に係る者との間柄に応じて、適当と認められる範囲の安否情報の提供をすることができる。
④市は、上記③にかかわらず、照会に係る被災者の同意があるときなどの一定の場合には、必要と認められる照会に係る被災者の居所、死亡・負傷等の状況等、安否の確認に必要と認められる限度において情報を提供することができる。

【安否情報の提供に関する照会者と照会に係る者との間柄】

照会者と照会に係る被災者との間柄	照会に係る被災者の安否情報
・被災者の同居の親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）	・被災者の居所 ・被災者の負傷若しくは疾病の状況 ・被災者の連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
・被災者の親族（前記に掲げる者を除く。） ・被災者の職場の関係者その他の関係者	・被災者の負傷又は疾病の状況
・被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者	・被災者について保有している安否情報の有無

（４）避難情報の発令、避難誘導、避難所の開設等

ア 避難情報の発令の検討

自然災害の発生が想定される際は、情報収集や判断ができる体制をとり、避難指示等の発令を検討する。

【防災体制の段階】

段階等	体制	状況
【第１段階】※^１ ＜警戒体制＞ 防災気象情報を入手し、気象状況の進展を見守る段階	連絡要員を配置し、防災気象情報の把握に努める。	○各種気象注意報が発表された場合
【第２段階】 ＜災害警戒本部（第１配備）体制＞ 高齢者等避難を発令するかどうかの段階	各種警戒警報が発表され、災害に対する情報収集等を行うとともに、管理職を配置し、高齢者等避難の発令を判断する体制とする。 また、防災気象情報を分析し、専門機関との情報交換ができる体制とする。	○台風情報で、台風の暴風域が24時間以内に本市にかかると予想されている、又は台風が24時間以内に本市に接近することが見込まれる場合 ○大雨注意報が発表され、当該注意報の中で警報に切り替える可能性に言及されている場合
【第３段階】 ＜災害警戒本部（第２配備）体制＞ 高齢者等避難を発令した段階	災害対策本部設置前の段階において、災害の情報等を集約し、対応を協議し、高齢者等避難の発令を判断するため、副本部長を含む関係部による体制とする。 また、専門機関とのホットラインが活用できる体制とするとともに、要配慮者の避難場所受入体制の整備ができる要員を確保する。	○大雨警報が発表された場合 ○台風情報で、台風の暴風域が12時間以内に本市にかかると予想されている、又は台風が12時間以内に本市に接近することが見込まれる場合 ○高潮注意報が発表され、当該注意報の中で警報に切り替える可能性に言及されている場合
【第４段階】※^２ ＜災害対策本部体制＞ 避難指示を発令した段階	あらかじめ定めた防災対応の指定職員が体制に入る。	○土砂災害警戒情報が発出された場合 ○高潮警報が発表された場合 ○高潮注意報の中で警報に切り替える可能性が言及され、かつ暴風警報が発表された場合

※１ 第１段階の条件になっても、翌日以降に警戒を要する気象現象が発生するおそれがある場合には、地元の気象台が気象情報を発表しているため、これを活用して、翌日以降に想定される体制や連絡系統の確認を行っておくなど、事前の準備を早めに行っておく。

※２ 津波については、大津波警報・津波警報・津波注意報が発せられた場合、基本的には「避難指示」を発令し、直ちに防災体制をとる必要がある。

イ 避難指示等の発令

避難指示等の発令については、「避難情報の判断・伝達マニュアル」に基づき実施する。なお、避難指示等の発令区分は、以下のとおりである。

【警戒レベルの区分と居住者等がとるべき行動】

種 別	居住者等がとるべき行動
「警戒レベル3」 高齢者等避難	・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難または屋内安全確保） ・避難を完了させるのに時間を要する在宅または施設利用者の高齢者及び障害のある人等及びその人の避難を支援する者 ・高齢者以外の人も必要に応じ、至急な外出を控えるなど普段の行動を見合わせたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
「警戒レベル4」 避難指示	・危険な場所から全員避難（立退き避難または屋内安全確保※）する。
「警戒レベル5」 緊急安全確保	・直ちに命の安全を確保する行動をとる。 ・指定緊急避難場所等へ立退き避難することが、かえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし災害発生、切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

※ 屋内安全確保：その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動

（注）突発的な災害の場合、市町村長からの避難情報等の発令が間に合わないこともあるため、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。特に、津波については強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁の津波警報等の発表や避難指示（緊急）の発令を待たずに、居住者等が自発的かつ速やかに立退き避難をすることが必要である。

エ 伝達事項

- ①発令者
- ②差し迫っている具体的な危険予想
- ③避難対象地区名
- ④避難日時、避難先及び避難経路
- ⑤避難行動における注意事項（携帯品、服装等）
- ⑥出火防止の措置（電気＜配電盤＞の遮断措置等）

オ 住民等への周知及び関係機関への連絡

避難指示等を行った場合、直ちに対象地域の住民等に対して、防災行政無線による放送、広報車等による呼びかけを実施するほか、次の事項に留意の上、警察官、自衛官、自主防災組織等の協力を得て伝達し、その周知徹底を図る。

【住民等への周知及び関係機関への連絡時の留意事項】

- テレビ、ラジオ、防災行政無線、緊急速報メール、ツイッター、LINE等のSNS（ソーシャルネットワークシステム）、広報車・消防団による広報、電話・FAX、消防団・警察・自主防災組織、近隣住民等による直接的な声かけ等により、迅速に必要なと認める地域の居住者、滞在者その他の者に周知・徹底する。
- 特に避難行動要支援者への伝達については、消防団及び自主防災組織等が戸別訪問して確認するなど、十分に配慮する。
- 防災行政無線（同報系）の放送において、市長が自ら避難を呼びかけるなどの方法で、危険が迫っていることを住民に認識させるよう努める。
- 防災行政無線等での伝達の際は、先に警報（サイレン）を一斉に鳴らした後に避難情報を放送するなど、住民に注目させる伝達手段とする。
- 報道機関等への放送要請等により、住民に広報する。なお、インターネットを利用して不特定多数の者に情報を提供するポータルサイト・サーバー運営事業者に対し、避難情報等に関する情報をトップページに掲載するなど、情報提供の協力を求めることができる。

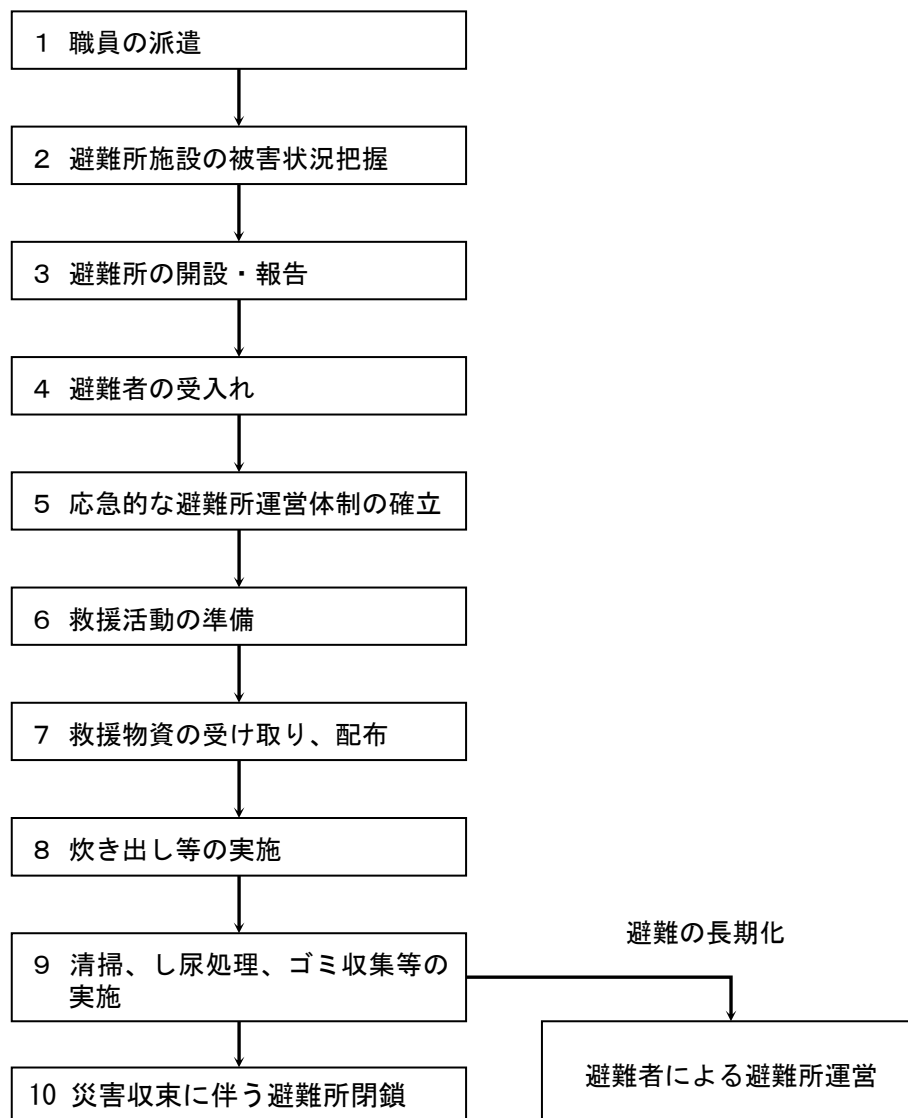
カ 避難誘導

避難誘導は、次の表に従い実施する。その際は、道路の状況及び危険箇所の位置等を確認し、安全の確保を第一に誘導する。

① 避難誘導体制	○ 避難誘導は、消防団員、職員、警察官等が連携して実施する。 ○ 避難誘導の依頼を受けた消防団支団長は、避難誘導の安全を図るため、必要に応じ避難誘導班を編成する。要所に誘導員を配置する。
② 優先して避難させるべき者	○ 負傷者及び高齢者・障害者等の要配慮者 ※ 避難行動要支援者名簿を活用する。 ○ 先に災害が発生すると認められる地区内の居住者
③ 避難の方法	○ 避難は、避難者自ら行うことを原則とし、可能な限り自治会単位で行うこととする。 ○ 避難経路を避難住民に徹底させる必要があると認めたときは、避難路、避難場所の安全確保のため支障となるものの排除を行い、その安全を確認する。 ○ 避難経路に危険箇所がある場合は、標示、縄張り等を行い、事故防止に努め、夜間は、照明を使用し、避難者の安全を確保する。 ○ 警察署等に避難場所等を連絡し、危険区域の警戒及び避難誘導の応援を要請する。 ○ 避難者が自立で歩行することができない場合、避難途中危険がある場合、あるいは病院等の入院患者の場合、その他施設の老人、子ども等の避難については車両等の使用及びヘリコプター等の派遣要請による。 ○ 学校、病院及び社会福祉施設等においては、各施設の管理者が、児童生徒、施設利用者等を安全に避難誘導する。 ○ 大規模な移送を要し、本市限りで対応できない場合は、近隣市町及び県に応援要請を行う。
④ 誘導時の留意事項	○ 誘導経路は、できる限り危険な橋、堤防その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。 ○ 状況により表示板等を設置し、誘導中は、水没、感電等の事故防止に努める。 ○ 危険箇所には標示、なわ張り等を行い、事故の防止に努めるものとする。特に夜間は、照明を確保するとともに、浸水地にあつては、舟艇又はロープ等を利用し、安全を期する。
⑤ 避難者への周知徹底事項	○ 戸締り、火気の始末を完全にする。 ○ 携帯品は、必要最小限のものにする。 ○ 服装はなるべく軽装とし、帽子、雨具、防寒用具等を携行する。 ○ 会社、工場にあつては、浸水その他の被害による油脂類の流出防止、薬品、電気、ガス等の保安措置を講じる。

キ 避難所の開設

- ①災害の状況に応じて指定避難所を開設し、原則として屋内の施設内に避難者を受け入れるよう指示する。
- ②指定避難所において避難者が収容人数を超えると予想される場合は、早期に別の避難所を追加して開設・運営する。
- ③避難所の開設・運営については、総務対策部対策本部班と救援対策部避難所対策班が連携して総括し、避難所ごとに策定する「避難運営マニュアル」に基づき実施する。
- ④避難所に派遣された職員は、現地に赴き避難所を開設するとともに、各自治会長等へも協力を依頼し、避難者、地域団体等と協力して避難所の運営を行う。なお、避難所では特に高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者に配慮する。
- ⑤避難が長期化する場合は、住民の心身の健康に配慮するほか、避難所の運営は住民による自主運営を原則とし、職員は運営を支援する。



(5) 応援要請

ア 応援等の要請

本部長は、大規模な災害であることが一部確認又は推定された時点で、災害応援を要請する。

【応援要請の目安】

- 市内で震度 6 弱以上の地震が発生したとき。
 - 耐震性が高いと思われる建築物に大きな被害が見られたとき。
 - 多数の建物が倒壊したとき。
 - 大火のおそれがあるとき。
 - 火災が同時多発し、地域の消防力を超えるおそれがあるとき。
 - 災害発生により安否の確認ができない地域があるとき。
 - 災害救助法の適用申請基準を満たすとき。
 - 交通事故等で多数の負傷者が発生したとき。
 - 被災者の他地区への移送が必要なとき。
 - 特殊災害が発生し、地域の消防力では対応が困難なとき。
- など

【要請先】

○ 自衛隊（原則として県知事に要請する。）	地域防災計画 第1編 第3章 第3節 「自衛隊派遣要請計画」 参照
○ 県（県防災ヘリコプターを含む。） ○ 災害時応援協定締結先 ○ 他市町 ○ 指定地方行政機関 ○ 消防応援要請（緊急消防援助隊・消防相互応援協定）	地域防災計画 第1編 第3章 第5節 「広域応援活動」 参照

イ 自衛隊に対する災害派遣要請手続き

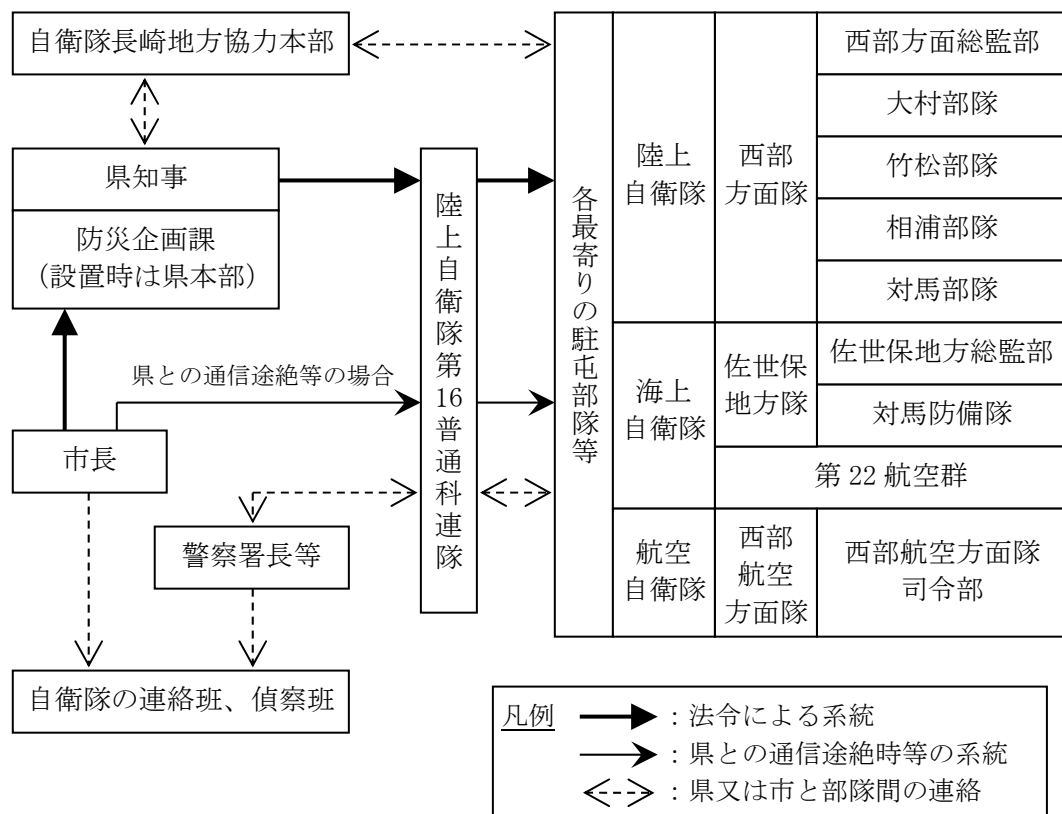
災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、市長（本部長）が本市、県及び関係機関の機能をもってしてもなお応急措置に万全を期し難いと判断した場合は、自衛隊法第 83 条の規定により部隊等の派遣要請を県知事に要求する。

1. 災害派遣要請の 要求手続き	①市長が県知事に対し、自衛隊の災害派遣要請を要求しようとするときは、災害派遣要請書に次の事項を明示し、県知事宛てに提出する。ただし、緊急の場合は、とりあえず電話又は口頭で行い、事後文書により要請を要求することができる。 ○ 災害の状況及び派遣を必要とする理由 ○ 派遣を希望する期間 ○ 派遣区域、活動内容、その他必要事項 ②市長は、通信の途絶等により、県知事に対して災害派遣要請の要求ができない場合は、その旨及び被害の状況を陸上自衛隊第 16 普通科連隊に通知することができる。通知を受けた自衛隊は、その事態に照らし特に緊急を要し、県知事の要請を待ついとまがないと認められるときは、県知事の要請を待たないで部隊等を派遣することができる。 ③市長は、上記②の通知をしたときは、速やかに県知事に対して通知する。
2. 派遣部隊の受入 体制	①総務対策部対策本部班は、自衛隊の派遣が決定した場合、次の点に留意して派遣部隊の活動が十分に行えるよう努めるものとする。 ②ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備について、消防本部と協議の上、万全を期する。 ○ 現地指揮者（連絡調整員）の決定と指示 ○ 派遣部隊が担当する作業内容（作業計画の作成） ○ 被災地域の地図、資器材の準備 ○ 派遣部隊の宿泊施設又は野営施設（グラウンド・駐車場の指定） ○ 派遣部隊の集結場所、作戦会議場、被災地域への案内者 ○ 災害派遣のため、緊急に派遣された連絡偵察員の宿泊給食 ○ 被災現地の消防部隊等の状況一覧 等
3. 災害派遣の撤収 要請	①派遣部隊指揮官と協議し、他の機関をもって対処できる状況となり、派遣部隊の救援を要しない状態となったときは、次の事項を明らかにして派遣部隊の撤収について、知事に要請する。 ○ 撤収日時 ○ 撤収要請の事由 ○ その他

【災害派遣部隊による救援活動】

- 被害状況の把握のための情報収集活動
- 行方不明者、負傷者等が発生した場合の捜索援助活動
- 堤防、護岸等の決壊に対する水防活動
- 火災に対する消火活動
- 道路又は水路の啓開措置
- 応急医療、救護及び防疫
- 救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
- 被災者に対する炊飯及び給水
- 救援物資の無償貸与又は譲与
- 危険物の保安及び除去
- 避難者の誘導、輸送等避難のため必要があるときの援助
- その他

【派遣要請の系統】



【緊急時の自衛隊連絡先】

連絡窓口	陸上自衛隊第16普通科連隊
連絡先	大村駐屯地 住所：大村市西乾馬場町 416 電話：0957-52-2131

ウ 広域災害支援受入れフロー

災害対策本部は、現有災害対応能力では当該災害に対処できないと判断した場合、又はそのおそれがあるときは、災害時相互応援協定締結市町等に対し、被災状況の概略を説明するとともに、広域応援を要請する。

1. 応援要請の判断	①各部長等は、市単独では十分に被災者に対する救助等の応急措置ができないと判断した場合、総務対策部調整班にその旨を連絡する。 ②連絡を受けた総務対策部総務班（総務対策部長、調整班長）は、災害対策本部（本部長）に速やかに報告・協議して応援要請の判断を行う。
2. 応援の要請	①総務対策部調整班は、応援を要請する場合、原則として文書を用いて要請するが、そのいとまがないときは、電話又はFAX等で要請し、事後速やかに文書を提出する（下記「広域災害支援要請先」を参照）。 ②要請を行った場合は、その旨を県に報告する。 【主な伝達事項】※応援要請の方法は要請先機関より異なる。 ○ 災害の状況及び応援（応急措置の実施）を要請する理由 ○ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 ○ 応援（応急措置の実施）を必要とする場所 ○ 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容） ○ その他必要な事項
3. 広域応援の受入準備	①総務対策部対策本部班は、広域応援を受け入れる際に必要な準備を行う。 ②県、県内市町、指定地方行政機関等に応援を要請した場合、その応援部隊の内容、到着予定日時・場所、活動日程等を総務対策部調整班が確認し、応援を要する部班へ速やかに連絡する。 ③応援を要する部班は、応援部隊の受入れについて次の措置を講ずる。 ○ 誘導（応援に伴い誘導の要求があった場合は、警察署と連携し、誘導又は必要に応じ案内者を確保する。） ○ 連絡所等の設置（連絡調整のために連絡担当者を指名し、必要に応じ連絡所等を設置する。） ○ 資機材等の準備（応援部隊に必要な資機材を調達し、又は調達を要請して準備するほか、必要な設備の使用等に配慮する。） ○ 災害時用臨時ヘリポート等の準備（ヘリコプターを使用する応援活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等について消防本部と協議の上準備を行う。）
4. 広域応援の受入れ	①総務対策部対策本部班は、広域応援に関係する対策部班と連携して広域応援の実施内容を検討し、速やかな作業の実施に努める。
5. 広域応援の終了	①関係対策部班は広域応援が終了後、広域応援の実施機関に対し、必要経費等の報告を求める。

【広域災害支援要請先】

県への応援要請	①災害応急対策又は災害復旧のために必要であると認めたときは、県知事に対し次の必要事項を記載した文書をもって、応援又は職員派遣のあつせんを求める。ただし、緊急を要し文書をもってすることができないときは、電話・口頭等により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。 ②要請に際しては、次の事項について明らかにして伝達する。 ○ 災害の状況 ○ 応援を要請する理由 ○ 応援を希望する物資・資材・機械・器具等の品名及び数量 ○ 応援を必要とする活動内容 ○ その他必要な事項
県内市町への応援要請	①県への応援要請のほか、必要に応じ県内市町に対し必要事項を記載した文書をもって応援を求める。ただし、緊急を要し文書をもってすることができないときは、電話、口頭等により要請し、事後速やかに文書を送付するとともに、要請した旨を知事に報告する。 ②要請に際しては、県への応援要請と同様に必要事項を明らかにし伝達する。なお、無線通信施設等にかかる応援要請については、「無線通信施設等に係る災害時相互応援協定」に基づき要請する。
相互応援協定締結自治体・企業等への応援要請	①災害の状況に応じて相互応援協定を締結している自治体・企業等に対し、協定書に定めた事項を記載した文書をもって要請する。ただし緊急の場合は、電話又は口頭等により応援を要請し、後日、協定に定めた必要事項を記載した文書を提出する。
職員の派遣要請等	①災害応急対策又は災害復旧対策を実施するため、本市職員のみでは対応ができないと認めた場合に、他の地方公共団体の長、指定地方行政機関の長、特定公共機関^{※1}に対して職員派遣を要請する。 ②また、県知事に対して指定地方行政機関、特定公共機関、他の地方公共団体、特定地方公共機関^{※2}の職員派遣のあつせんを要請する。 ③要請に際しては、次の事項について明らかにして伝達する。 ○ 派遣を要請する理由 ○ 派遣を要請する職員の職種別人員数 ○ 派遣を必要とする期間 ○ 派遣される職員の給与その他勤務条件 ○ その他必要事項
広域消防応援	①災害の状況に応じて、他の市町に対し、相互応援協定に基づき、消防機関による応援を要請する。 ②市が他の市町に対して応援要請をしようとするときは、県に対し、あらかじめ（止むを得ない場合においては事後に）次の事項を報告しなければならない。なお、報告要領については電話、FAX等適宜な方法により実施する。 ○ 火災の種別（建物火災、林野火災、船舶火災等） ○ 火災の状況 ○ 気象関係 ○ 今後の判断 ○ 応援消防力及び必要機材 ○ その他の必要事項
緊急消防援助隊の派遣要請	①災害の範囲が拡大し、市の消防力及び長崎県内の消防応援をもって対処できないと判断したときは、消防組織法の規定に基づき、次の事項を示して県知事に対し緊急消防援助隊の派遣を要請するよう依頼する。この場合において、県知事と連絡が取れない場合には、直接、消防庁長官に派遣を要請する。 ○ 災害発生日時 ○ 災害発生場所 ○ 災害の種別・状況 ○ 人的・物的被害の状況 ○ 応援要請日時・応援要請者職氏名 ○ 必要な部隊種別 ○ その他参考事項

※1 指定公共機関のうち、その業務の内容その他の事情を勘案して、市町村の地域に係る災害応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとして、それぞれ地域を限って内閣総理大臣が指定したもの

※2 指定地方公共機関である地方独立行政法人法第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人

3 部班別時系列行動計画

- ◆初動期（災害発生後おおむね3日間）に各対策部・各班で行う主な活動内容（一部、予防段階又は復旧・復興段階に行なう業務も含む。）について、おおむねの実施時期（発災からの時間経過別）も併せて、チェックリスト形式で整理する。
- ◆なお、ここで示した業務内容は、あくまで標準的な業務内容であり、災害の態様、規模等によりその措置や実施順序は異なることから、その場の状況を適切に判断し、臨機応変に応急活動を実施するものとする。
- ◆また、具体的な災害応急対応については、各部において定めておくものとし、以降、災害対策本部等の事務分掌に基づく災害応急対応を実施する。

【初動期における活動時の留意事項】

- 部内の連絡調整及び指示を迅速に行うこと。
- 部内の応援及び他部の応援に関すること。
- 迅速に各種被害情報を収集し、被害状況の集計、取りまとめにおいては、いつの時点の情報か注意してまとめること。
- 常に気象情報、地震・津波情報、噴火情報等に留意すること。
- 関係機関、民間事業者、地域住民等の協力を得て活動を迅速に行うこと。
- 応急・復旧対策に必要な資機材については、対策本部班、物資班等関係する部班及び関係機関・団体と連携して、その確保を図ること。

- ◆消防署については、県央地域広域市町村圏組合及び島原地域広域市町村圏組合において定める体制のもと、次の業務につくものとする。

- 消防署員の非常招集及び非常配備に関すること。
- 災害の警戒及び予防に関すること。
- 避難の誘導及び被災者の救助、救護に関すること。
- 行方不明者の搜索に関すること。
- 被災地の障害物の除去に関すること。
- 被害の緊急復旧に関すること。
- 雲仙市消防団との連携に関すること。

(1) 総務対策部

【対策本部班】

(◎:主たる実施時期 ○:適宜実施)

主な活動内容	チェック	発災からの時間経過				
		30m	3h	24h	3日	以降
1. 職員の非常招集						
① 勤務時間内の非常招集 □市長の非常配備決定、又は非配備基準に基づき、各部長等に対し、非常配備体制を通知	□	◎				
② 勤務時間外の非常招集 □危機管理課職員は、宿日直者からの通報情報等を受領し、危機管理課長に連絡 □危機管理課長が、総務部長を通じて、市長、副市長、及び教育長へ通知 □市長による災害配備態勢を決定、又は配備基準に基づき、各部長等に対し、災害配備体制を通知	□	◎				
③ 庁内各部・各班の職員配備状況の取りまとめ □各部長からの報告（配備職員名簿を提出）に基づき、職員の配備状況を把握	□	◎	○			
④ 職員の動員調整 □応急活動のための要員が不足する部・班に対する対応（他部・班からの応援要員の調整）	□	○	○	○		
⑤ 職員の勤務環境の管理（職員の体力・知力・判断力持続のため、健康管理、勤務条件、安全対策等を考慮）	□			○	○	○
2. 災害対策本部の設置・廃止						
① 災害対策本部の設置 □設置基準に該当する場合、市長の判断に基づき、災害対策本部を設置 □本部室の安全点検、必要機器・備品等の準備 □本部室入口及び庁舎正面玄関への標識板の設置 □庁内各部・各班、県、警察、報道機関、住民等への通知・公表	□	◎	○			
② 災害対策本部の閉鎖 □本部室の閉鎖（標識板等の撤去を含む。） □庁内、関係機関、住民等への廃止の通知・公表	□					○
3. 本部会議の開催						
① 災害対策本部会議の開催準備・運営 □本部員の招集（本部長の指示に基づいて実施） □会議資料の作成（必要に応じて） □災害対策本部会議の運営（議事進行、議事録作成等） □決定事項の伝達（各部・各班、防災関係機関等）	□		◎	○	○	○

主な活動内容	チェック	発災からの時間経過				
		30m	3h	24h	3日	以降
4. 各部各班との連絡調整						
① 庁内各部・各班に対する命令等の伝達・連絡調整(適宜)	☐	○	○	○	○	○
5. 災害救助法の適用申請						
① 災害救助法の適用申請 □災害救助法の適用基準に該当し、又は該当する見込みがある場合、知事に適用要請(電話等で通知し、事後速やかに文書を提出)	☐			◎	○	○
6. 防災会議、防災関係機関等との連携、協力要請						
① 国・県の災害現地対策本部との連携(情報交換等)	☐	○	○	○	○	○
② 防災関係機関との連携協力(各種調整、情報共有等) □避難情報等を発令した旨の関係機関への通知 □各機関への専門職の派遣要請(適宜)	☐	○	○	○	○	○
③ 消防の応援要請 □近隣市町村に対する消防応援要請 (「長崎県広域消防相互応援協定」に基づく) □緊急消防援助隊の出動要請(消防組織法第44条)	☐		◎	○	○	○
7. 自衛隊災害派遣要請の要求						
① 自衛隊の災害派遣要請 □要請事項を明らかにした上で電話又は無線等で派遣要請者(県知事等)に要請、事後速やかに依頼書を送付 □県知事等に派遣要請の要求ができない場合は、直接派遣命令者(自衛隊)に通知	☐		◎	○	○	○
② 自衛隊の撤収要請	☐					○
8. 災害派遣部隊、広域応援の受入れ						
① 災害派遣部隊、広域応援の受入れ準備 □連絡調整のための現地指揮者(連絡調整員)の指名・設置 □宿泊施設・野営施設の提供 □災害救助・応急復旧作業等に必要な資機材の準備 □臨時ヘリポートの確保(ヘリコプター要請した場合)	☐		◎	○	○	○
② 災害派遣部隊、広域応援との調整(災害派遣部隊、広域応援部隊のほか、総務班と適宜連携して実施)	☐		◎	○	○	○
9. 国、県、その他関係機関に対する被害報告						
① 県(島原振興局)への報告 □災害概況即報の報告(被害概況即報)	☐	◎	○			

主な活動内容	チェック	発災からの時間経過				
		30m	3h	24h	3日	以降
□ 報告様式に定める事項につき、判明したものから逐次報告(被害状況報告)	□			○	○	○
② 国(総務省消防庁)への報告(県に報告できない場合)	□	◎	○	○	○	○
10. 所管の被害状況等の調査、対策業務に関する報告						
① 総務部、監査事務局所管事項に係る災害状況等の調査(適宜)	□	○	○	○	○	○
② 調査結果、対策実施状況等の部内取りまとめ、支援対策班に報告	□	○	○	○	○	○

【市民安全班】

(◎:主たる実施時期 ○:適宜実施)

主な活動内容	チェック	発災からの時間経過				
		30m	3h	24h	3日	以降
1. 非常招集・非常配備及び災害の警戒・予防						
① 火災又はその他災害が予想される警報が発せられた場合、出動計画に基づき消防団の出動準備及び出動命令の発令	☐	◎	○			
② 災害警戒活動の実施 □消防団による巡視、警戒活動		◎	○	○		
2. 避難者の誘導	☐	○	○	○		
① 集団避難における消防団の支援 □消防署、警察署、自主防災組織等と連携	☐	◎	○	○		
3. 救助・救護活動						
① 消防団による要救助者の確認、救助活動(救急隊と連携して実施)	☐	◎	○	○		
② 消防団による被災者の救出 □救出班の編成、所要資機材等 (消防署、消防団等を主体として編成)	☐	◎	○	○		
4. 行方不明者・遺体の捜索						
5. 障害物の除去、被害の緊急復旧						
① 消防団による被災地の障害物の除去 (消防署、警察署と連携して実施) □道路、住宅及び車両等の障害物の除去	☐	◎	○	○	○	○
6. 県央地域広域市町村圏組合及び島原地域広域市町村圏組合との連携						
① 県央地域広域市町村圏組合及び島原地域広域市町村圏組合との連携と連携した体制の整備(適宜)	☐	○	○	○	○	○

【支援対策班】

(◎:主たる実施時期 ○:適宜実施)

主な活動内容	チェック	発災からの時間経過				
		30m	3h	24h	3日	以降
1. 住民及び報道関係への広報						
① 住民等に対する広報(要配慮者(高齢者、障がい者、外国人等)、在宅避難者、応急仮設住宅への避難者、所在把握できる広域避難者に対しても、確実に伝達されるように配慮) ☐ 発災直後(警戒段階を含む。)の広報 ・災害情報(台風・気象情報、予警報、地震・津波情報、噴火情報等) ・避難情報 ・被災状況(浸水、道路被害、土砂災害、ライフライン被害等) ・災害対策の状況(本部の設置、対策の現況・予定等) ・住民等への周知事項(利用規制、自粛呼びかけ、二次被害防止措置、代替サービスの案内等) など	☐	◎	◎	○		
☐ 応急段階(災害等が収束した時期)における広報 ・ライフライン復旧情報等 ・医療機関等の生活関連情報 ・感染症対策活動等の実施状況 ・食料・飲料水・生活必需品の供給状況 ・災害相談窓口等、被災者のための支援施策等	☐			○	○	○
② 報道機関に対する情報等の発表、報道要請 ☐ 報道機関への情報提供(災害情報、被害状況、応急対策の実施状況等) ☐ 県を通じた放送・報道の要請(被災者に必要な情報、注意事項等)	☐		○	○	○	○
③ 住民等からの問い合わせ対応 ☐ 問い合わせ窓口の設置	☐			○	○	○
④ 被災者の安否に関する情報提供 ☐ 被災者安否情報の提供(被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう、また、個人情報にも配慮)	☐			○	○	○
2. 災害記録の調査、収集						
① 被害状況を写真・ビデオ等で撮影(報道機関が撮影した写真等も、必要に応じ入手する。)	☐		○	○	○	○

主な活動内容	チェック	発災からの時間経過				
		30m	3h	24h	3日	以降
3. 災害情報の把握、記録、報告						
① 各部・各班からの被害情報等の取りまとめ ☐ 災害発生直後の応急被害状況の収集・取りまとめ（各職員の参集途上の収集情報を含む。） ・人的被害、住家被害及び火災情報 ・避難情報等の状況、警戒区域の指定状況 ・避難者数及び避難所の場所等に関する情報 ・医療機関の被災状況及び稼働状況 ・道路被害、応急対策の状況、道路交通状況 ・ライフラインの被害、公共土木施設被害、公共施設被害 ・応急対策の状況 ・消防機関への119番通報の殺到状況 等	☐	○	○	○		
☐ 各部・各班で実施した調査結果、資料等の収集・取りまとめ	☐				○	○
☐ 災害年報の報告	☐	※年1回（4月）の定期報告				
4. 災害見舞い、視察等への対応	☐	◎	○	○	○	○
① 災害見舞い、被災地への視察者等への対応（受入れ、案内）	☐					○

【調整班】

(◎:主たる実施時期 ○:適宜実施)

主な活動内容	チェック	発災からの時間経過				
		30m	3h	24h	3日	以降
1. 国、県、その他市町との相互支援の調整、取りまとめ						
① 応援協定に基づく応援要請(調整) □協定を締結している自治体、民間企業等への応援要請	☐		◎	○	○	○
② 指定行政機関等の職員の派遣要請(調整) (災害対策基本法第29条・30条) □必要事項を記載した文書を県に送付	☐		◎	○	○	○
③ 他市町村への応援要請(災害対策基本法第67条)	☐		◎	○	○	○
④ 県への応援要請(調整)	☐		◎	○	○	○
2. 職員の把握及び応援配備						
① 庁内各部・各班の職員配備状況の取りまとめ □各部長からの報告(配備職員名簿を提出)に基づき、職員の配備状況を把握	☐	◎	○			
② 職員の動員調整 □応急活動のための要員が不足する部・班に対する対応 (他部・班からの応援要員の調整)	☐	○	○	○		
3. 職員の非常招集						
① 勤務時間内の非常招集 □市長による災害配備態勢を決定、又は配備基準に基づき、各部長等に対し、災害配備体制を通知	☐	◎				
① 勤務時間内の非常招集 □市長による災害配備態勢を決定、又は配備基準に基づき、各部長等に対し、災害配備体制を通知	☐	◎				
4. 通信手段の確保						
① 通信手段の確保(各種通信手段の点検・事前協議等) □市防災行政無線、県防災行政無線の稼働確認 □災害時優先指定電話の活用(NTT等電話取扱局から指定を事前に受けておく) □専用通信設備(消防無線電話、警察電話、非常無線通信等)の活用(各機関と利用手続き等について事前に協議) □アマチュア無線の活用	☐	◎	○	○	○	○

(2) 地区対策部

(◎:主たる実施時期 ○:適宜実施)

主な活動内容	チェック	発災からの時間経過				
		30m	3h	24h	3日	以降
1. 支部職員の非常招集、配備						
① 支部職員の非常招集 □市長による配備体制の決定、又は配備基準に基づき、支部職員 に対し、配備体制を通知(勤務時間内・勤務時間外双方で対応)	□	◎				
② 支部の職員配備状況の取りまとめ、動員調整	□	◎	○	○		
③ 職員の勤務環境の管理(職員の体力・知力・判断力持続のため、 健康管理、勤務条件、安全対策等を考慮)	□				○	○
2. 各支所の被害調査及び応急復旧、現地災害対策本部の設置・廃止						
① 所管公共施設の被災状況の把握 □庁舎の建物・設備などの被害調査(庁舎の電気、ガス、水道、空 調、エレベーター、ボイラー設備、排水ポンプ等)を実施するとと もに、所管公共施設の被害状況を把握し、情報班に報告	□	◎	○	○		
② 所管公共施設、市営住宅の応急修理					○	○
③ 現地災害対策本部の設置 □災害対策本部からの指示に基づき、現地災害対策本部を設置 (必要に応じて) □本部室の安全点検、必要機器・備品等の準備	□	◎	○			
④ 現地災害対策本部の閉鎖 □本部室の閉鎖(標識板等の撤去を含む。)	□					○
3. 災害対策本部(本庁)との情報連絡						
① 通信機器の確保及び維持管理	□	◎	○	○	○	○
② 災害対策本部(本庁)との情報連絡(適宜)	□	○	○	○	○	○
③ 本部長命令等(避難指示等を含む。)の総合支所内への伝達	□	○	○	○	○	○
4. 所管地域における広報						
① 住民への警戒呼びかけ等 □被災の状況及び地区住民のとりべき措置 □避難指示等の発令状況 □救護活動及び災害応急対策の状況 □その他必要な事項	□	○	○	○	○	○
5. 所管地域の防災関係機関等との連絡調整						
① 所管地域の防災関係機関との連携協力(各種調整、情報共有等) □避難指示等を発令した旨の関係機関への通知 □各機関への専門職の派遣要請(適宜)	□	○	○	○	○	○

主な活動内容	チェック	発災からの時間経過				
		30m	3h	24h	3日	以降
6. 所管地域における応急対策の実施						
① 所管地域の避難所の開設、避難者等の収容、食料の供給及び物資の配給（総務班、避難所対策班、物資班等と連携して実施） □避難所の開設（避難所としてのライフライン機能を維持し、これが使用できない場合は応急修理等を実施して早期機能回復を図る。また、トイレの普及に対しては簡易トイレの有効な使用に努める。） □避難所運営支援（応急的な避難所運営組織の立ち上げ等） □食料、生活必需品等物資の配給 □避難者ニーズの把握及び必要な物資の供給要請等	□	◎	○	○	○	○
7. 所管の被害状況等の調査、対策業務に関する報告						
① 所管地域の被害状況等の調査（適宜）（関係する各班と連携して実施）	□	○	○	○	○	○
② 所管地域の調査結果、対策実施状況等の取りまとめ、支援対策班への報告（適宜）	□	○	○	○	○	○

(3) 救援対策部

【市民生活班】

(◎:主たる実施時期 ○:適宜実施)

主な活動内容	チェック	発災からの時間経過				
		30m	3h	24h	3日	以降
1. 要配慮者の生活状況の把握及び支援						
① 在宅の避難行動要支援者の避難支援 □避難行動要支援者への避難情報の伝達 □安全な指定緊急避難場所への避難誘導、安否確認	□	◎	○			
※「避難行動要支援者避難支援プラン」「避難行動要支援者名簿」等に基づき、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員等の協力を得て、対象者の安否確認、円滑な避難誘導を行う。						
② 社会福祉施設等の入所者・利用者等の安全確保・避難誘導 (各施設管理者が実施)	□	◎	○			
※避難所における要配慮者の支援については、適宜、避難所対策班と連携を図る。						
2. 応急保育、児童・母子等の災害支援対策						
① 応急保育(通常の保育が実施できない場合) □応急保育の実施 □保育士の確保(保育士の欠員が生じた場合) □乳幼児の健康管理等(保健所、保健予防班等と連携した臨時健康診断、カウンセリング等) □避難所における子育てニーズへの対応	□			○	○	○
② 被災により保護が必要な児童の援護及び相談	□			○	○	○
3. 遺体の収容、埋火葬等処理						
① 遺体の一時安置所の開設等 □遺体安置所の確保(公民館、学校、寺院等の中から選定) □遺体安置所を公開ついで旨の広報 □身元確認及び遺体引受人の搜索						
② 遺体の処理等 □医師、警察官への処置依頼(遺体の検案、検分) □納棺、仮葬祭用品等の確保、納棺作業の指導要員の確保 □遺体識別のための措置(洗浄、縫合、消毒等) □遺体調書、遺体台帳等の作成・整理 □遺体の引き渡し(遺族等から引き取り申し出のあった場合、遺体調書、遺体台帳等で確認の上引き渡す)	□		○	○	○	○
③ 遺体の埋火葬の許可 □遺体火(埋)葬許可証の発行手続き	□		○	○	○	○
④ 遺体の火葬(埋葬)	□		○	○	○	○

主な活動内容	チェック	発災からの時間経過				
		30m	3h	24h	3日	以降
☐ 本部長の許可に基づく火葬(埋葬)の実施(身元不明の遺体、遺族等が引き取ることができない遺体) ☐ 遺体埋葬台帳等の作成						
4. ボランティアの受入れ及び活動支援						
① ボランティアの受入れ、協力要請 ☐ ボランティア受入体制の整備(社会福祉協議会、その他関係機関との調整、活動の調整を行う窓口の開設 等) ☐ ボランティア団体等への協力要請(専門ボランティア、一般ボランティア) ☐ ボランティアの登録	☐			○	○	○
② ボランティアの活動支援 ☐ ボランティアの活動場所(本部拠点、地区活動拠点)及び必要な資機材(通信機器、パソコン、事務用品等)の提供 ☐ 災害状況、応急対策の実施状況等の情報提供(ボランティアからもたらされる情報も積極的に受け入れる。) ☐ ボランティア保険への加入支援(金銭面の支援検討) ☐ ボランティアに対する支援物資の募集(県と連携)	☐			○	○	○
※ボランティアの活動支援等については、社会福祉協議会、日本赤十字社等の関係機関の他、ボランティアを必要とする庁内各班と適宜連携・調整して実施する。						
5. 災害弔慰金及び災害障がい見舞金の配分及び救援物資						
① 災害弔慰金及び災害障がい見舞金の配分 ☐ 配分計画に基づく配分方法により、被災者に配分	☐					○
② 日本赤十字社からの救援物資の受入れ・配分	☐		○	○	○	○
6. 災害応急復旧資金等の相談対応						
① 被災者に対する生業資金の貸付・あつせんの周知・相談対応 ☐ 母子福祉資金の住宅資金等、生活支援制度の案内等	☐					○
7. 所管の被害状況等の調査、対策業務に関する報告						
① 子ども支援課所管の被害状況等の調査(適宜) ☐ 保育所、認定子ども園、幼稚園、児童館等の被害を把握し、支援対策班に報告	☐	◎	○	○	○	○
② 調査結果、対策実施状況等の部内取りまとめ、支援対策班に報告(適宜)	☐	○	○	○	○	○

【避難所対策班】

(◎:主たる実施時期 ○:適宜実施)

主な活動内容	チェック	発災からの時間経過				
		30m	3h	24h	3日	以降
1. 避難所の開設・維持管理、避難者の受入れ						
① 避難所の開設 □避難所として使用する施設の管理者との協議（使用する施設は総務班が指定） ※学校を使用する場合は、教育委員会と適宜調整 □避難所担当職員の派遣 □避難所の収容力が不足する場合の措置（総務班による県施設、船舶等の一時使用、隣接自治体への受入要請等） □避難所として使用する施設の安全点検、応急修理（必要に応じて住宅対策班等に依頼） □避難所開設状況の報告（総務班から県、関係機関へ報告）	□	◎	○			
② 避難所の管理・運営 □応急的な避難所運営組織の立ち上げ（代表メンバーの選出等） □避難者に係る情報把握（避難者カード等による管理） □避難所の生活環境の保持（保健衛生、要配慮者や女性・子育て家庭のニーズへの対応、ペット対策 等） □その他避難所運営組織による諸活動の後方支援 ・食糧、飲料水、生活必需物資等の請求・配給 ・被災者への生活関連情報等の提供 ・ボランティア活動の調整 ・要配慮者への配慮（福祉サービスの持続的支援等）等 □在宅避難者への措置（食糧・物資等の配給案内 等）	□		○	○	○	○
□避難生活長期化への対応 ・避難者による自主運営への移行 ・プライバシーの確保（男女ニーズの違い等に留意） ・入浴、洗濯等の設備の改善 ・医師・看護師等の巡回（避難者の健康状態の確認等） ・暑さ・寒さ対策 ・相談窓口の設置（女性相談員の配置等に配慮） ・応急仮設住宅等への入居案内 等	□					○
③ 福祉避難所の開設（必要に応じて）	□		○	○	○	○
※避難所開設時の手順、管理・運営方法、生活ルール等については、「避難所運営マニュアル」によるものとする。						

主な活動内容	チェック	発災からの時間経過				
		30m	3h	24h	3日	以降
2. 避難所における炊き出しの実施						
① 炊き出しの実施 ☐ 炊き出し施設の確保(小学校・中学校及び宿舍の給食施設等) ☐ 必要となる原材料、ガス器具等及び燃料の調達 ☐ 適宜、自治会、ボランティア等の協力を得て炊き出しを実施(炊き出し等食品の給与は物資班を主体として自主防災組織の協力を得て実施)	☐				○	○
※常に食品衛生に留意するとともに、要配慮者や食物アレルギーの被災者に配慮する(原材料や献立表の表示等)。						
3. 生活困窮者宅における障害物の除去						
① 消防団、消防署、警察署と連携して実施	☐					
4. 所管の被害状況等の調査、対策業務に関する報告						
① 避難所対策班所管の被害状況等の調査(適宜)	☐	○	○	○	○	○
② 調査結果、対策実施状況等を市民生活班への報告(市民生活班で取りまとめ)(適宜)	☐	○	○	○	○	○

【救護班】

(◎:主たる実施時期 ○:適宜実施)

主な活動内容	チェック	発災からの時間経過				
		30m	3h	24h	3日	以降
1. 医療救護活動						
① 医療救護班の編成、出動要請 □医師1名、看護師2名その他2名を基本として医療救護班を構成 （南高医師会等医療関係団体の調整・協力） □要員が不足する場合は、日赤、県医師会等に対し派遣を要請 □あらかじめ定めた通報連絡システムにより出動を要請	□		○	○	○	○
② 救護所の設置 □救護所の設置（被災住民の最も利用しやすい学校、公民館等に 救護所を開設） □救護所の設置場所、診療内容等を住民等に広報 ※情報班と連携	□	◎	○			
③ 救護所における医療・救護活動の実施 □医療 ・診療 ・薬剤又は治療材料の支給 ・処置、手術その他の治療及び施術 ・病院又は診療所への収容 ・看護 □助産 ・分べんの介助 ・分べん前後の処置 ・脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給	□		○	○	○	○
④ 後方医療機関（災害拠点病院等）への傷病者の搬送 □医療救護班による救護が適当でない救急患者については、消防 本部と連携して、救護所から災害拠点病院等へ搬送 □傷病者の受入れ等に関する後方医療機関との調整 □必要に応じ、ヘリコプター、自衛隊機等を活用した広域搬送を要 請（総務班から県に出動要請）	□		○	○	○	○
⑤ 医薬品、衛生材料等の調達・確保 □医薬品、衛生材料、医療器具等の調達・補給 □確保が困難な場合は、県に対して確保・輸送の要請 □赤十字血液センターへの輸血用血液製剤の確保・要請（必要に 応じて県を通じて要請）	□		○	○	○	○

主な活動内容	チェック	発災からの時間経過				
		30m	3h	24h	3日	以降
2. 被災地における防疫活動						
① 臨時予防接種の実施（予防接種法第6条） ☐ 県知事の指示に基づく予防接種の実施 ※特別な事情がない限り、定期予防接種の実施時期繰り上げ等により実施するが、避難所で患者・保菌者が発見され、まん延のおそれがある場合は、緊急に実施する。	☐					○
② 避難所等における感染症対策（環境衛生班と連携して実施） ☐ 施設管理者、避難住民への指導・衛生教育等 ☐ 避難所運営マニュアル第5項「感染予防及び感染者対策」を参照	☐				○	○
③ 食品衛生監視活動の実施 ☐ 食品の監視指導、試験検査 ☐ 集団給食（食品衛生管理） ☐ その他食品に起因する危害発生の防止措置	☐				○	○
3. 保健師・管理栄養士等による健康管理						
① 被災者の健康状態の把握 ☐ 避難所・仮設住宅等における健康相談、栄養相談	☐				○	○
② 救護活動従事者等の健康管理やメンタルヘルスケアの実施	☐				○	○
③ こころのケア（県と連携して実施） ☐ 発災直後の安心感の提供（流言飛語の防止等） ☐ 避難生活の長期化等に伴う被災者の「こころのケア」対策（ストレス、PTSD、うつ病、アルコール依存症等） ☐ 子どもの健康支援（学校における子どもの健康診断・カウンセリング、家庭訪問等）	☐				○	○
4. 医療情報の収集（県及び医療機関と連携）の調査、対策業務に関する報告						
① 医療施設、健康づくり課所管の被害状況等の調査（適宜） ☐ 医療施設の被害状況 ☐ 医療施設の診療状況、空床状況等の災害医療情報 ☐ 被災地の医療ニーズ等	☐	○	○	○	○	○
② 調査結果、対策実施状況等の市民生活班への報告（市民生活班で取りまとめ）（適宜）	☐	○	○	○	○	○

(4) 財務対策部

【物資班】

(◎:主たる実施時期 ○:適宜実施)

主な活動内容	チェック	発災からの時間経過				
		30m	3h	24h	3日	以降
1. 各部又は各班で必要な資機材(用品)の調達						
① 各部又は各班で必要な資機材(用品)の把握(各部各班、関係機関と連携して実施)	☐	○	○	○	○	○
② 災害対策物資、器材の契約 □災害応急対策に必要な資機材の購入・借用の手続き □各部又は各班で必要な資機材(用品)の調達・配分	☐	○	○	○	○	○
2. 食料、生活必需品の調達						
① 食料の調達 □食料の需要の把握(各避難所、市民生活班等との連携のもと、被災者及び災害応急対策活動従事者の数を把握) □応急食料給与の実施計画の作成 □食料の調達 ・市役所等における備蓄食糧 ・弁当、パン、副食品、炊き出し用食品(市内の食料加工業者、製パン業者、スーパー等から調達) ・乳児用の粉ミルク等(県、販売業者等から調達) ・県等への支援要請 □県等への食料(米穀)の調達要請 ・米穀の買入れ・販売等に関する基本要領に基づく要請	☐		○	○	○	○
② 生活必需品物資等の調達 □生活必需品等(寝具、衣類、身廻り品、日用品等)の需要の把握(各避難所、市民生活班等と調整し、概数を把握) □備蓄物資の確認 □関係業者からの物資調達 □県、他市町への応援要請(必要量が確保できない場合)	☐		○	○	○	○
③ 食料、生活必需品物資等の集積(保管)・輸送 □集積(保管)場所の管理 □物資の配分計画の作成(世帯構成員別の被災状況を把握した上で作成) □集積(保管)場所から各避難所等への搬送の手配	☐			○	○	○
④ 食料、生活必需品物資等の供給 □応急食料給与の実施計画に基づき食料を給与 □物資の配分計画に基づき生活必需品物資等を配分	☐			○	○	○

主な活動内容	チェック	発災からの時間経過					
		30m	3h	24h	3日	以降	
※食料、生活必需品物資の輸送は、原則として当該物資発注先の業者に依頼するものとし、当該業者において措置できない場合は、支援対策部において長崎県トラック協会などの輸送事業者の応援を要請するなど必要な措置を講ずる。							
※物資に対するニーズは、時間経過とともに変化することを踏まえるとともに、被災地の実情や要配慮者のニーズ、男女のニーズの違い等にも配慮した物資の調達を行う。							
3. 救援物資の受入れ							
① 救援物資の受入れ □ 救援物資の受付場所(窓口)の開設 □ 受入れルールの作成(自治体、企業、団体等からの大口の提供のみに限定するなど) □ 市のニーズの明確化及び要請(県で物資受入れを行う場合) □ 救援物資の受領・整理(広域輸送拠点までの輸送等の協力要請)	□					○	
② 救援物資の配分 □ 食料、生活必需品物資等の集積(保管)・輸送に準じて実施	□					○	
4. 義援金等の受付							
① 義援金、寄付金及び見舞金の受入れ □ 県が設置する「義援金配分委員会」への参画・協力 □ 義援金等の受入れ窓口の開設 □ 義援金等の受付(受付記録簿の作成、寄託者への受領書発行) □ 義援金等の保管管理(被災者に配分するまでの間、当該災害に関する義援金受付専用口座を設け、市指定金融機関で保管) ※義援金等の配分は市民生活班で対応	□					○	
5. 災害対策本部の出納事務							
① 災害対策に関わる出納業務(資金管理)	□			○	○	○	
6. 所管の被害状況等の調査、対策業務に関する報告							
① 物資班所管の被害状況等の調査(適宜)	□	○	○	○	○	○	
② 調査結果、対策実施状況等の部内取りまとめ、支援対策班への報告(適宜)	□	○	○	○	○	○	

【ライフライン班】

(◎:主たる実施時期 ○:適宜実施)

主な活動内容	チェック	発災からの時間経過				
		30m	3h	24h	3日	以降
1. ガス、電気、電話通信網等の被害調査						
① ガス、電気、電話通信網等の被災状況の把握 □関係事業者と連携し、ガス、電気、電話通信網等の被害を把握し、支援対策班に報告(支援対策班で取りまとめ)	□	○	○	○		
2. 公園の被害調査及び応急復旧						
① 公園の被災状況の把握 □公園の被害を把握し、支援対策班に報告	□	○	○	○		
② 公園の応急工事	□					○
3. 災害用自動車の確保・配車						
① 緊急輸送のための車両の確保・配車 □市有車両の確保(車両を必要とする各部長等からの要請に基づき、使用車両を決定し、配車) ※事前に緊急通行車両の届出を行い、証明書の交付を受けた車両には、標章を掲示する。 □民間車両による輸送の依頼(市有車両だけでは不足する場合には、県にあっせんを依頼) □物資班への燃料の確保の要請	□		○	○	○	○
4. 所管の被害状況等の調査、対策業務に関する報告						
① ライフライン施設被害、その他財産管理課、契約検査課所管の被害状況等の調査(適宜)	□	○	○	○	○	○
② 調査結果、対策実施状況等の物資班への報告(適宜)(物資班で取りまとめ)	□	○	○	○	○	○

【証明班】

(◎:主たる実施時期 ○:適宜実施)

主な活動内容	チェック	発災からの時間経過				
		30m	3h	24h	3日	以降
1. 家屋の被害状況の調査・収集						
① 住家等の被害概況の把握 □住家の全壊・半壊、大規模半壊等の状況を把握し、支援対策班へ報告(支援対策班で取りまとめ)	□		○	○	○	
② 被害家屋調査(被害認定調査) □調査の事前準備(航空写真等の入手、調査員の確保・調査実施体制の確立、調査備品等の準備 等) □調査実施についての住民への広報(対象地区、日程等) □被害家屋調査の実施(外観目視による調査・判定) □再調査の実施(外観目視及び内部立入調査による詳細調査で、判定結果に不服のあった者等に対して実施する。)	□					○
※被災家屋調査は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針(内閣府)」等に基づいて判定を行う。						
2. 被災者に対する市税の減免、徴収猶予等の措置						
① 地方税法、雲仙市税条例に基づく税の徴収猶予及び減免	□					○
3. 罹災証明書の発行、被災者台帳の作成						
① 被災者台帳の作成 □居住世帯データ等をもとに台帳作成 □被害家屋調査結果の記載(入力処理) ※再調査結果を実施した場合は、記載内容を適宜修正	□					○
② 罹災証明書の発行 □証明書発行会場(申請窓口)及び雲仙市マイナーポータルの設営、発行に関する広報 □発行手続き(申請に対し、被災者台帳で確認の上で発行) □判定結果に関する相談、再調査の受付 □罹災届出証明書の受付・発行	□					○

(5) 土木対策部

【治山治水・道路班】

(◎:主たる実施時期 ○:適宜実施)

主な活動内容	チェック	発災からの時間経過				
		30m	3h	24h	3日	以降
1. 水防活動						
① 水防本部の運営 □災害対策本部設置後は、水防本部を廃止し、災害対策本部で活動	□	○	○	○		
② 水害に関する予警報、災害情報の受理・伝達	□	◎	○			
③ 水防対策巡視 □河川等の水位の監視(各管理者等との情報交換) □海岸堤防、港湾、漁港等の潮位の監視	□	◎	○			
④ 内水排除等の治水対策の実施	□	◎	○			
2. 河川・水路・樋門、港湾及び土砂災害危険箇所等の被害調査及び応急復旧						
① 河川・水路・樋門、港湾及び土砂災害危険箇所等の被災状況の把握 □河川・水路・樋門、港湾及び土砂災害危険箇所等の被害を把握し、支援対策班に報告	□	○	○	○		
② 水害、土砂災害、高潮災害等の防止措置 □浸水のおそれがある区域(河川越水、高潮)や土砂災害危険区域における二次災害防止対策の実施(巡視・警戒活動、浸水防止措置、当該区域の住民等への避難呼びかけ等) □緊急災害対策派遣隊(TEC－FORCE)の派遣要請(必要に応じ、県を通じて要請)	□		○	○	○	
③ 河川関係障害物の除去 □河川管理者、道路管理者、警察等関係機関と協議して、流木等障害物の除去を実施	□		○	○	○	
④ 河川、水路及び樋門の応急工事	□		○	○	○	
3. 所管の被害状況等の調査、対策業務に関する報告						
① 用地課所管の被害状況等の調査(適宜)	□	○	○	○	○	○
② 調査結果、対策実施状況等の支援対策班への報告	□	○	○	○	○	○

4. 道路・橋梁の被害調査及び応急復旧						
① 道路・橋梁の被災状況の把握 □道路・橋梁の被害を把握し、支援対策班に報告	☐	☐	☐	☐		
② 交通規制等の応急措置(県公安委員会等と連携・調整) □交通不通区間(道路の破損・決壊等による危険箇所)における 通行禁止・制限措置 □迂回路の設定 □規制条件等を標示した道路標識、案内板等の設置 □道路利用者に対する交通規制の周知	☐		☐	☐	☐	☐
③ 道路施設(橋梁含む。)の応急工事 □応急工事のための事前措置(要員・資材の確保、応援・派遣 の要請) □応急工事の実施(仮道・棧道・仮橋等の設置、仮舗装等)	☐		☐	☐	☐	☐
5. 道路等における障害物の除去						
① 市が管理する道路上の障害物の除去 □災害時の道路の巡視(がれき等による道路閉塞) □緊急通行車両の通行及び応急活動に支障をきたす道路上の 障害物の除去	☐		☐	☐	☐	
② 放置車両、立ち往生車両の移動等の措置(緊急通行車両の 通行を確保するため緊急の必要性がある場合)	☐		☐	☐	☐	☐
6. 国道、鉄道等広域的被害状況の把握及び復旧見通しの調査						
① 国道、鉄道等広域的被害状況の把握 □国道、鉄道等広域的被害を確認し、支援対策班に報告	☐	☐	☐	☐		
7. 所管の被害状況等の調査、対策業務に関する報告						
① 治山治水・道路班所管の被害状況等の調査(適宜)	☐	☐	☐	☐	☐	☐
② 調査結果、対策実施状況等の部内取りまとめ、支援対策班へ の報告(適宜)	☐	☐	☐	☐	☐	☐

【住宅対策班】

(◎:主たる実施時期 ○:適宜実施)

主な活動内容	チェック	発災からの時間経過				
		30m	3h	24h	3日	以降
1. 公共施設、市営住宅及び住宅の被害調査及び応急復旧						
① 所管公共施設、市営住宅及び住宅の被災状況の把握 □庁舎の建物・設備などの被害調査(庁舎の電気、ガス、水道、空調、エレベーター、ボイラー設備、排水ポンプ等)を実施するとともに、所管公共施設、市営住宅の被害を把握し、道路班に報告(治山治水・道路班で取りまとめ) □市内住宅の被害状況を確認し、道路班に報告(治山治水・道路班で取りまとめ)	□	○	○	○		
② 被災建築物応急危険度判定 □判定士(有資格者)の確保(県・他市町・市内建設関係団体等への派遣要請、ボランティア募集) □作業体制の構築(判定チームの編成、担当地区割り等) □必要備品等の準備(住宅地図、判定実施マニュアル、記入様式、判定ステッカー 等)	□		◎	○		
□判定チームによる被災建築物応急危険度判定の実施(判定ステッカーの貼付、立入禁止措置 等)	□			○	○	○
③ 被災宅地の危険度判定(「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル」に基づいて実施)	□			○	○	○
④ 住宅又はその周辺に運ばれた障害物(土石・竹木等)の除去 □作業班の編成(建設業協会と連携)					○	○
⑤ 所管公共施設、市営住宅の応急修理					○	○
⑥ 住宅の応急修理 □災害救助法の適用に伴う住宅の応急修理の実施	□					○
※応急修理の対象者: 住家が半壊・半焼し、そのまま当面の日常生活が営むことができず、かつ自らの資力では応急修理ができない者 ※応急修理の範囲: 居室、炊事場及び便所等生活上欠くことのできない部分のみ ※応急修理の期間: 原則として発災の日から1ヶ月以内						
2. 災害住宅の建設、管理						
① 応急仮設住宅の建設 □建設用地の確保(原則、市有地に建設。やむを得ない場合は、私有地を借用) □応急仮設住宅の建設(災害救助法が適用された場合、県が行い、市はこれに協力する)	□					○

主な活動内容	チェック	発災からの時間経過				
		30m	3h	24h	3日	以降
② 応急仮設住宅への入居措置 ☐ 入居者の選定 ・住家が全壊・全焼・流失し、自らの資力では住宅を得ることができないと市長が認めた者が対象 ・高齢者、障がい者等の要配慮者の入居を優先	☐					○
③ 応急仮設住宅の運営管理 ☐ 運営管理上の配慮事項 ・応急仮設住宅における安心・安全の確保 ・孤独死、引きこもりなどを防止するための心のケア ・入居者によるコミュニティの形成及び運営 ・女性、高齢者、障がい者等生活者の意見の反映	☐					○
3. 所管の被害状況等の調査、対策業務に関する報告						
① 建築課所管の被害状況等の調査(適宜)	☐	○	○	○	○	○
② 調査結果、対策実施状況等の道路班への報告(治山治水・道路班で取りまとめ)	☐	○	○	○	○	○

(6) 環境衛生対策部

【環境衛生班】

(◎: 主たる実施時期 ○: 適宜実施)

主な活動内容	チェック	発災からの時間経過				
		30m	3h	24h	3 日	以降
1. 被災地の環境衛生(防疫活動)						
① 防疫活動に関する関係機関(保健所等)との連絡調整	☐			○	○	○
② 防疫班の編成 □保健所等の指導のもと実施	☐			○	○	
③ 消毒措置の実施(感染症法第 27 条、第 29 条) □知事の指示に基づく、家屋、便所、その他必要な場所の消毒 □浸水地域に対しては、被災の直後に、床下等の乾燥剤としての消石灰及び消毒薬剤としてのクレゾール液を配布して、床壁の拭浄、手洗設備の設置、便所の消毒を指導 □消石灰、クレゾール液等については自主防災組織又は自治会へ一括搬送し、各家庭への配布を依頼	☐			○	○	○
④ ねずみ族及び昆虫等の駆除(感染症法第 28 条) □県知事の指示に基づく、ねずみ族、昆虫等の駆除の実施	☐			○	○	○
⑤ 生活の用に供される水の供給(感染症法第 31 条) □県知事の指示に基づく、生活の用に供される水の供給措置 ※応急給水については、給水班と連携して実施	☐			○	○	○
⑥ 避難所等における感染症対策(救護班と連携して実施) □施設管理者、避難住民への指導・衛生教育等	☐			○	○	○
⑦ 防疫用薬品及び資器材の調達(調達が困難な場合は、必要に応じ、県に対し、防疫用薬品及び資器材調達のあっせんを依頼)	☐			○	○	○
2. 被災地の清掃						
① ごみの収集・処理 □応急体制の整備(委託業者、関係機関への協力依頼を含む。) □清掃計画(ごみ収集・処理計画)の策定 □ごみ集積地の設定(地域自治会長と協議の上決定) □清掃計画に基づくごみ収集活動(各集積地及び避難所に委託業者の車両を配車・巡回) □収集したごみの処理 □清掃用薬剤の調達(ごみ集積地の衛生状態の維持等) □住民等への広報(ごみ集積地の案内、分別・排出の方法、ごみ出しに関する注意事項 等)	☐			○	○	○

主な活動内容	チェック	発災からの時間経過				
		30m	3h	24h	3日	以降
② 災害廃棄物処理計画の作成等 ☐ 災害廃棄物処理計画の作成(国の指針に基づく) ☐ 災害廃棄物処理計画に基づく処理体制の確立(必要に応じ、県・関係団体等と調整の上、広域処理体制を構築) ☐ 市内における仮置場、最終処分地の確保(困難な場合は、県内他市町における確保について、県に要請)	☐			◎	○	
③ し尿の収集・処理 ☐ 集中汲み取りを実施(被害規模に応じて許可業者に指示) ☐ し尿処理施設において処理(環境保全上支障のない方法) ☐ し尿収集・処理の応援要請(被害が甚大で実施できない場合は、県、他市町村等に応援要請)	☐			◎	○	○
④ 仮設トイレの調達・設置・管理 ☐ 仮設トイレ設置前における簡易トイレの活用 ☐ 被災地域における仮設トイレの必要数を把握 ☐ 備蓄している仮設トイレの確保・設置(必要に応じ、民間等からの調達の手配) ☐ 関連備品等の調達(消毒剤、清掃用薬剤 等) ☐ し尿汲み取り・消毒等の処理委託(し尿収集業者等)	☐			◎	○	
3. 災害廃棄物の処理						
① 災害廃棄物の処理 ☐ 分別収集(危険なもの、通常の支障となるもの等を優先的に収集・運搬) ☐ 災害廃棄物(木材やコンクリート等)のリサイクルの徹底 ☐ 環境汚染の未然防止措置の実施(有毒物質の漏洩やアスベストの飛散防止)、住民・作業者の健康管理・監視	☐				○	○
4. 動物の保護収容、動物死骸の収容措置等						
① 犬及び負傷動物対策(県と連携して実施) ☐ 犬等収容体制の整備(医師会等関係団体及びボランティア等と協力) ☐ 放浪犬、所有者不明の負傷動物(ペット)の保護・収容 ☐ 民間団体への協力依頼(収容・保管場所の提供及び管理)	☐			○	○	○
② 特定動物(危険動物)対策(県と連携して実施) ☐ 県が実施する特定動物の捕獲・収容等への協力	☐			○	○	○
③ 避難所におけるペット対策(獣医師会、動物関係団体、ボランティア等と連携) ☐ 避難所におけるペット飼養状況の把握 ☐ 飼育のための専用スペース、必要資材の確保等 ☐ 飼育者への指導(所有者責任による自己管理を徹底)	☐			○	○	○
5. 漂流物の保管、管理						
① 海上の漂流物等の保管、管理(適宜)	☐		○	○	○	○
6. 所管の被害状況等の調査、対策業務に関する報告						

主な活動内容	チェック	発災からの時間経過				
		30m	3h	24h	3 日	以降
① 環境政策課所管の被害状況等の調査(適宜)	☐	○	○	○	○	○
② 調査結果、対策実施状況等の部内取りまとめ、支援対策班への報告(適宜)	☐	○	○	○	○	○

【給水班】

(◎:主たる実施時期 ○:適宜実施)

主な活動内容	チェック	発災からの時間経過				
		30m	3h	24h	3日	以降
1. 応急給水						
① 給水活動に協力する関連団体等との連絡調整	☐		○	○	○	○
② 飲料水・生活水の供給 ☐ 応急給水の実施(飲料水の給水量は、1人1日2～3リットルを目安とする。) ・タンク車、容器による搬送給水 ・消火栓からの取水・給水 ・医療施設、社会福祉施設、避難所等に優先的に給水 ☐ 水質検査及び消毒(取水が汚染している場合等) ☐ 給水活動に関する住民等への広報(広報車の巡回又は報道機関からの情報提供等により、給水日時、給水場所、その他必要な事項を周知)	☐		○	○	○	○
③ 住民に対する広報活動(復旧順序や復旧完了予定時期等)	☐		○	○	○	○
2. 所管の被害状況等の調査、対策業務に関する報告						
① 水道課所管の被害状況等の調査(適宜)	☐	○	○	○	○	○
② 調査結果、対策実施状況等の環境衛生班への報告(環境衛生班で取りまとめ)(適宜)	☐	○	○	○	○	○
3. 水道施設の復旧対策						
① 応急復旧対策 ☐ 取水・導水施設の復旧(浄水活動に大きな支障を及ぼす施設を最優先に復旧) ☐ 浄水施設の復旧(施設機能に重要な影響を及ぼすものを速やかに復旧) ☐ 管路の復旧(あらかじめ定めた順位に基づき、被害の程度や復旧の難易度、被害箇所の重要度等を考慮し、給水拡大のために最も有効な管路から順次復旧) ☐ 給水装置の復旧 ☐ 必要に応じて、県内の水道事業者等及び関係団体に対し、広域支援を要請	☐		○	○	○	○

【下水道班】

(◎:主たる実施時期 ○:適宜実施)

主な活動内容	チェック	発災からの時間経過				
		30m	3h	24h	3 日	以降
1. 下水道施設等の被害調査及び応急復旧						
① 下水道施設の被害状況の把握 □施設の被害状況を把握し、環境衛生班に報告（環境衛生班で取りまとめ） □必要に応じて、施設の稼働停止・制限など二次災害の防止措置	□	○	○	○		
② 応急復旧対策 □処理場・ポンプ場、幹線管渠等の主要施設を優先して復旧 □処理場・ポンプ場の復旧（非常用発電機等による排水機能の確保、電力復旧に合わせた速やかな機能回復等） □管渠施設の復旧（既設マンホールを利用したバイパス管の設置や代替管の利用等による復旧）	□		○	○	○	○
2. 所管の被害状況等の調査、対策業務に関する報告						
① 下水道課所管の被害状況等の調査（適宜）	□	○	○	○	○	○
② 調査結果、対策実施状況等の環境衛生班への報告（環境衛生班で取りまとめ）（適宜）	□	○	○	○	○	○

(7) 農林水産対策部

【農政班】

(◎: 主たる実施時期 ○: 適宜実施)

主な活動内容	チェック	発災からの時間経過				
		30m	3h	24h	3 日	以降
1. 営農施設、畜産施設及び林野関係施設の被害状況調査						
① 営農施設、畜産施設及び林野関係施設の被災状況把握 □関連団体と連携し、施設の被害状況の把握及び支援対策班に報告	□		○	○	○	○
2. 農林水産物の被害状況調査						
① 農林水産物の被災状況把握 □関連団体と連携し、被害金額等を確認し、支援対策班に報告	□		○	○	○	○
② 農林水産物応急対策 □種苗対策(種苗供給の必要がある場合は、種苗確保の計画策定、農協への供給協力等の要請) □病虫害防除対策(病虫害防除計画の策定、農協と連携した緊急防除対策の実施、農作物の管理指導 等) □水産養殖用の種苗・飼料等の確保(県に対する供給・補給の要請) □魚病等の防除指導(水産試験研究機関の指導のもとで、魚病発生の抑止のための対策実施)	□			○	○	○
③ 家畜応急対策 □家畜の適正管理の指導(安全な場所への家畜の避難) □家畜の防疫対策(県、獣医師会と連携して実施) ・死亡家畜の処理、県への届け出 ・必要に応じ、予防注射又は緊急消毒の処置、被災畜舎の消毒指導 □飼料の確保(農協を通じて必要量の調査把握を行い、確保調整の上、県に要請)	□			○	○	○
④ 農林畜産業関係者への各種支援制度(天災融資制度等の金融制度)の案内・指導	□					○
3. 農林水産畜産業関係者への各種支援						
① 農林畜産業関係者への各種支援制度(農業共済、天災融資制度等の金融制度)の案内・指導	□					○
4. 所管の被害状況等の調査、対策業務に関する報告						
① 農林水産課、農漁村整備課、商工労政課所管の被害状況等の調査(適宜)	□	○	○	○	○	○
② 調査結果、対策実施状況等の部内取りまとめ、支援対策班への報告(適宜)	□	○	○	○	○	○

【農水施設班】

(◎:主たる実施時期 ○:適宜実施)

主な活動内容	チェック	発災からの時間経過				
		30m	3h	24h	3 日	以降
1. 水防活動(ため池及び樋門の巡視・警戒等)						
① 水防対策巡視 □ため池、樋門等の水位の監視(各管理者等との情報交換)	□	◎	○			
②内水排除等の治水対策の実施	□	◎	○			
2. 農業用施設及び水産関係施設の被害状況調査						
① 農業用施設及び水産関係施設の被災状況把握 □関連団体と連携し、施設の被害状況の把握及び農政班に報告(農政班で取りまとめ)	□		○	○	○	○
3. 漁港等の被害状況調査及び応急工事						
① 漁港等の被災状況把握 □農政班、関連団体と連携し、施設の被害状況を把握し、農政班に報告(農政班で取りまとめ)	□		○	○	○	○
③ 漁港等施設の応急工事 □応急工事のための事前措置(要員・資材の確保、応援・派遣の要請) □背後地に対する防護(防波堤の補強工作、潮止め工事等) □航路・泊地の防護(流入土砂・漂砂等の浚渫) □岸壁、物揚場等繋留施設の応急補強工事	□		○	○	○	○
4. 林業用施設の被害状況調査						
① 林業用施設の被災状況把握 □関連団体と連携し、施設の被害状況の把握及び農政班に報告(農政班で取りまとめ)	□		○	○	○	○
5. 所管の被害状況等の調査、対策業務に関する報告						
① 農漁村整備課所管の被害状況等の調査(適宜)	□	○	○	○	○	○
② 調査結果、対策実施状況等の農政班への報告(農政班で取りまとめ)(適宜)	□	○	○	○	○	○

(8) 観光商工対策部

【商工観光班】

(◎:主たる実施時期 ○:適宜実施)

主な活動内容	チェック	発災からの時間経過				
		30m	3h	24h	3日	以降
1. 商工観光業に係る災害状況調査						
① 観光協会、商工会等関係団体との連絡・協力要請(適宜)	☐	○	○	○	○	○
② 商工観光関係施設の被害状況(観光施設管理者、観光関係団体商工会、商店会等の関連団体等と連携)の把握及び報告	☐	○	○	○		
2. 市内滞在観光客等への応急対策						
① 市内滞在の観光客等の被害状況、安否情報等の把握(観光施設管理者、観光関係団体、交通機関、警察等と連携)	☐	◎	○	○	○	○
② 観光客等に対する応急措置 □観光施設、ホテル等の施設管理者が観光客等の避難誘導を適切に行えるよう、啓発、指導を実施) □交通機関等の途絶により帰宅又は移動ができない観光客等への支援	☐	◎	○	○	○	○
3. 商工観光業関係者への各種支援						
① 被害を受けた商工観光業関係者等に対する融資・あっせんの周知・指導	☐					○
4. 所管の被害状況等の調査、対策業務に関する報告						
① 商工労政課、観光物産課、企業誘致推進室の所管の被害状況等の調査(適宜)	☐	○	○	○	○	○
② 調査結果、対策実施状況等の支援対策班への報告(適宜)	☐	○	○	○	○	○

(9) 議会对策部

【議会对策班】

(◎:主たる実施時期 ○:適宜実施)

主な活動内容	チェック	発災からの時間経過				
		30m	3h	24h	3 日	以降
1. 議会の運営及び議員への連絡に関すること						
① 議会の運営 □会期中の中止及び変更 ②議員への連絡 □議員の安否確認及び災害状況の報告	□			○	○	○

(10) 文教対策部

【学校対策班】

(◎:主たる実施時期 ○:適宜実施)

主な活動内容	チェック	発災からの時間経過				
		30m	3h	24h	3日	以降
1. 児童生徒の避難(安全確保)、被害状況調査						
① 児童生徒の避難(安全確保)・保護(各学校の避難計画等に基づき実施) □避難指示等に基づく、児童生徒の避難誘導、安全確保 □児童生徒の安否確認、保護者への引き渡し(必要に応じて) □児童生徒の被害状況を把握し、支援対策班に報告	□	◎	○	○		
2. 学校教育施設における避難所の開設・閉鎖協力、必要な教職員の動員						
① 避難所の開設・閉鎖協力(避難所対策班と連携)(適宜) ※学校を避難所として長期間使用することが想定される場合には、避難所を他の公共施設等へ移転するなど、関係機関と調整し、早急に通常授業を実施できるよう努める。	□	○	○	○	○	○
② 災害対策本部の指示に基づく教職員の動員(適宜) □あらかじめ定めた非常招集系統に基づく教職員の招集	□	○	○	○	○	○
3. 応急教育対策						
① 応急教育方針の検討(学校長と協議)	□			◎	○	○
② 教育施設の確保 □施設内の損壊箇所の安全確認、応急修理・補強措置 □校舎の一部が使用不能の場合： 特別教室・屋内体育館等の施設利用、二部授業等の方法 □校舎の全部又は大部分が使用不能： 隣接学校、公民館等の公共的施設の利用 □利用できる施設がない場合： 応急仮設校舎の建設、県教育委員会に対する施設斡旋の要請	□			○	○	○
③ 県教育委員会への被害及び対応状況の報告(市内全体の被害状況、応急対策実施に当たっての調整等)	□				○	○
④ 児童生徒に対する、教科書・文房具及び通学用品の支給(災害援助法に基づく) □支給対象となる児童生徒数の把握 □教科書の調達配分 □文房具、通学用品の購入配分(学用品購入計画表による)	□				○	○
⑤ 通学路等の安全確認 □学校長を通じ、教職員に対して通学路の安全確認を指示 □通学路の破損状況を情報班へ連絡し、状況により、安全な通学路を協議	□			○	○	○

主な活動内容	チェック	発災からの時間経過				
		30m	3h	24h	3日	以降
4. 教職員の配置、公務災害、衛生管理対策						
① 教職員配備状況の取りまとめ	☐	◎	○	○	○	○
② 教職員の動員調整	☐	○	○	○	○	○
③ 教職員の勤務環境の管理(職員の体力・知力・判断力持続のため、健康管理、勤務条件、安全対策等を考慮)	☐			○	○	○
④ 教職員の確保(被災により欠員が生じる場合の措置) □ 県教育委員会、県教育事務所、市教育委員会との調整による教職員の確保(市内外の学校間での応援等)	☐			○	○	○
5. 児童生徒の給食業務及び保健						
① 応急給食の実施 □ 被災していない給食施設を利用し、応急給食を実施(県教育委員会、保健所等と事前に協議)	☐			○	○	○
② 児童・生徒の保健管理(救護班と連携) □ 被災児童生徒の健康管理・心の相談(避難所、学校における健康診断・カウンセリング、家庭訪問等)	☐					○
6. 学校教育施設の被害状況の把握及び応急復旧						
① 学校教育施設の被害状況把握 □ 学校長と協力し、施設の被害状況を把握し、支援対策班に報告 ・電気、水道、ガス、電話の被害状況を調査する。 ・その他、設備の被害状況を調査する。 □ 施設の被害状況により、学校長と休校措置、応急対策活動拠点としての利用等、当面の施設運営方針を検討 □ 県教育委員会への状況報告、応急対策実施に当たっての調整等	☐	◎	○	○	○	
② 学校教育施設の応急修理等(避難所として使用する施設を優先する。)	☐			◎	○	○

【教育施設対策班】

(◎:主たる実施時期 ○:適宜実施)

主な活動内容	チェック	発災からの時間経過				
		30m	3h	24h	3 日	以降
1. 市立公民館、文化会館、体育館等利用者の安全確保、避難誘導						
① 市立公民館、文化会館、体育館等利用者の安全確保、避難誘導（施設管理者等と連携）	☐	◎	○	○		
② 市立公民館、文化会館、体育館等の応急修理等（避難所として使用する施設を優先する。）	☐			◎	○	○
2. 文化財の被害調査及び応急復旧						
① 文化財施設の現状保存措置	☐		○	○	○	
② 文化財保管場所被害の際の移転作業等	☐			○	○	○
③ 文化財の被害状況把握（文化財の所有者・管理者への聞き取り、現地確認等）、応急修理、県への報告	☐				○	○
④ 文化財の価値を維持するための所有者等への指導（応急復旧、被害拡大防止・保護等の措置）	☐				○	○
3. 社会教育施設における避難所の開設・閉鎖協力、関係職員の動員						
① 避難所の開設・閉鎖協力（避難所対策班と連携）（適宜）	☐	○	○	○	○	○
② 災害対策本部の指示に基づく関係職員の動員（適宜）	☐	○	○	○	○	○

(11) 雲仙市消防団

(◎:主たる実施時期 ○:適宜実施)

主な活動内容	チェック	発災からの時間経過				
	ク	30m	3h	24h	3日	以降
1. 非常招集・非常配備及び災害の警戒・予防						
① 火災又はその他災害が予想される警報が発せられた場合、出動計画に基づき出動	☐	◎	○			
② 災害警戒活動の実施 ☐ 地域による初期消火活動 ☐ 消防団による消火活動		◎	○	○		
2. 避難者の誘導支援						
① 避難者の誘導支援（消防署、警察署、自主防災組織等と連携） ☐ 避難経路上の危険箇所等の応急措置（通行禁止措置等） ☐ 危険箇所等に対する避難誘導員の配置または標識の設置 ☐ 避難に当たっての留意点等の広報（避難時の携帯品、集団避難、火気・危険物等の始末等）	☐	◎	○	○		
3. 救助・救護活動						
① 要救助者の有無の確認、救助活動（救急隊と連携して実施）	☐	◎	○	○		
② 負傷者の搬送（原則として救急隊が行うが、状況により消防車・現場車両等により搬送する。）	☐	○	○	○		
③ 被災者の救出 ☐ 救出班の編成（消防署、消防団等を主体として編成） ☐ 救出用資機材の調達 ☐ 被災者の救出（警察、住民等との連携により実施）	☐	◎	○	○		
4. 行方不明者・遺体の搜索						
① 行方不明者・遺体の搜索等 ☐ 市民生活班作成の行方不明者リスト（搜索者名簿）の入手 ☐ 搜索隊の編成（消防署と連携して編成） ☐ 関係機関との連携による搜索（災害の規模、地域、その他の状況を勘案して実施） ☐ 行方不明者発見後の収容・処置（市民生活班、救護班、医療機関及び警察との連携）	☐	◎	○	○	○	
5. 人命救助・搜索作業における障害物の除去、被害の緊急復旧						
① 障害物の除去（消防署、警察署と連携して実施） ☐ 放置車両、立ち往生車両の移動等の措置 ☐ 住宅又はその周辺に運ばれた障害物（土石・竹木等）の除去	☐	◎	○	○	○	○
② 被害の緊急復旧（各班、消防署、警察署等と連携して実施）	☐	◎	○	○	○	
6. 県央地域広域市町村圏組合及び島原地域広域市町村圏組合との連携						
① 県央地域広域市町村圏組合及び島原地域広域市町村圏組合との連携と連携した体制の整備（適宜）	☐	○	○	○	○	○

資 料 編

資料1 雲仙市災害警戒本部配備表<令和5年度>

区 分	部長等	班名	班長	担当課	区分	第 1 配 備	第 2 配 備
本部長	市長						
副本部長	副市長						1(1)
	教育長						1(1)
総務対策部	総務部長				部長等 職 員	1名 3名	1名 5名
		対策本部班	危機管理課長	危機管理課		2名	3名
		市 民 安 全 班	市民安全課長	市民安全課		1名	2名
救援対策部	健康福祉部長				部長等 職 員	0名 0名	1名 0名
財務対策部	財務部長 会計管理者				部長等 職 員	0名 0名	2名 0名
土木対策部	建設部長				部長等 職 員	1名 1名	1名 1名
		治山治水・道路班	道路河川課長	道路河川課		1名	1名
環境衛生対策部	環境水道部長				部長等 職 員	0名 0名	1名 0名
農林水産対策部	農林水産部長 農業委員会事務局 長				部長等 職 員	1名 1名	2名 1名
		農水施設班	農漁村整備課長	農漁村整備課		1名	1名
観光商工対策部	観光商工部長				部長等 職 員	0名 0名	1名 0名
議会対策部	議会事務局長				部長等 職 員	0名 0名	1名 0名
文教対策部	教育次長				部長等 職 員	0名 0名	1名 0名
本庁合計					部長等 職 員	3名 5名	13名 7名

地区対策部	地域振興部長				部長等 職 員	1 名 14 名	1 名 1 4 名
		国見支部			支部長 職 員	1 名 1 名	1 名 2 名
		瑞穂支部			支部長 職 員	1 名 1 名	1 名 2 名
		吾妻支部			支部長 職 員	1 名 1 名	1 名 2 名
		愛野支部			支部長 職 員	1 名 1 名	1 名 2 名
		千々石支部			支部長 職 員	1 名 1 名	1 名 2 名
		小浜支部			支部長 職 員	1 名 1 名	1 名 2 名
		南串山支部				1 名 1 名	1 名 2 名
地区対策部					部長等 職 員	1 名 14 名	1 名 21 名
合 計						23 名	42 名

資料2 雲仙市災害対策本部配備表<<令和5年度>>

区 分	部長等	班名	班長	担当課	区分	第3配備	第4配備	第5配備
本部長	市長				市長	1名	1名	1名
副本部長	副市長				副市長	1名	1名	1名
	教育長				教育長	1名	1名	1名
総務対策部	総務部長				部長等職員	2名 17名	2名 24名	2名 42名
		対策班	危機管理課長	危機管理課	職員	5名	5名	5名
				監査事務局	職員	0名	1名	1名
		市民安全班	市民安全課長	市民安全課	職員	4名	5名	6名
		支援対策班	政策企画課長	政策企画課	職員	3名	4名	13名
				広報推進課	職員	1名	2名	4名
		調整班	人事課長	人事課	職員	2名	3名	7名
				行革推進課長		2名	4名	6名
救援対策部	健康福祉部長				部長等職員	1名 20名	1名 34名	1名 73名
		市民生活班	子ども支援課長	福祉課	職員	5名	8名	17名
				子ども支援課	職員	4名	7名	15名
		避難所対策班	保護課長	保護課	職員	3名	5名	10名
				総合窓口課	職員	5名	8名	17名
		救護班	健康づくり課長	健康づくり課	職員	3名	6名	14名
財務対策部	財務部長 会計管理者				部長等職員	2名 13名	2名 24名	2名 44名
		物資班	財政課長	財政課	職員	2名	4名	7名
				会計課	職員	1名	2名	4名
		ライフライン班	財産管理長	財産管理	職員	2名	4名	7名
				契約検査課	職員	1名	2名	5名
		証明班	税務課長	税務課	職員	5名	8名	15名
				収納推進課	職員	2名	4名	6名
土木対策部	建設部長				部長等職員	1名 11名	1名 19名	1名 36名
		建築班	建築課長		職員	2名	4名	9名
		治山治水・道路班	道路河川課長	監理課	職員	3名	5名	9名
				用地課	職員	2名	4名	6名
				道路河川課	職員	4名	6名	12名
環境衛生対策部	環境水道部長				部長等職員	1名 12名	1名 20名	1名 39名
		環境政策班	環境政策課長	環境政策課	職員	5名	8名	14名
		給水班	水道課長	水道課	職員	5名	9名	18名

		下水道班	下水道課長	下水道課	職 員	2名	3名	7名
農林水産 対策部	農林水産部長 農業委員会事務局 長				部長等 職 員	2名 8名	2名 14名	2名 28名
		農政班	農林課長	農林課	職 員	5名	8名	14名
				農業委員会	職 員	5名	9名	18名
		農水施設班	農漁村整備課長	農漁村整備課	職 員	2名	3名	7名
観光商工 対策部	観光商工部長				部長等 職 員	1名 5名	2名 10名	2名 20名
		観光商工班	観光物産課長	観光物産課	職 員	3名	6名	12名
				商工労政課	職 員	2名	3名	5名
				企業誘致推進 室	職 員	0名	1名	3名
議会対策部	議会事務局長				部長等 職 員	1名 1名	1名 2名	1名 4名
		総務議事班	総務議事班長	総務議事班	職 員	1名	2名	4名
文教対策部	教育次長				部長等 職 員	1名 8名	1名 15名	1名 31名
		学校対策班	学校教育課長	総務課	職 員	2名	3名	6名
				学校教育課	職 員	2名	4名	9名
		教育施設対策 班	生涯学習課長	生涯学習課	職 員	3名	5名	11名
				スポーツ振興 課	職 員	1名	3名	5名
本庁合計					部長等 職 員	15名 95名	16名 162名	16名 317名

地区対策部	地域振興部長				部長等 職 員	1名 17名	1名 32	1名 58名
		国見支部			支部長 職 員	1名 3名	1名 6名	1名 11名
		瑞穂支部			支部長 職 員	1名 2名	1名 4名	1名 8名
		吾妻支部			支部長 職 員	1名 3名	1名 5名	1名 8名
		愛野支部			支部長 職 員	1名 2名	1名 4名	1名 7名
		千々石支部			支部長 職 員	1名 2名	1名 3名	1名 6名
		小浜支部			支部長 職 員	1名 3名	1名 6名	1名 11名
		南串山支部			支部長 職 員	1名 2名	1名 4名	1名 7名
支所合計					部長等 職 員	8名 17名	8名 32名	8名 58名
合 計					部長等 職 員	23名 112名	24名 194名	24名 375名

本部対策班資料3 雲仙市災害対策本部組織図

【図表：雲仙市災害対策本部組織図】



資料 4 雲仙市災害対策本部事務分掌

対策部	対策班	事務分掌
総務対策部 （総務部、監査事務局） 部長： 総務部長 副部長： 監査事務局長	災害本部班 班長： 危機管理課長 副班長： 危機管理班長	(1) 災害対策本部の設置及び庶務に関する事。 (2) 本部会議に関する事。 (3) 本部長命令等(避難指示を含む。)の伝達に関する事。 (4) 関係機関との連絡の取りまとめに関する事。 (5) 自衛隊等他機関の受け入れに関する事。 (6) 自衛隊の派遣要請の要求に関する事。 (7) 防災行政無線の運営に関する事。 (8) 気象情報、気象通報及び災害情報の総括に関する事。 (9) 行方不明者及び被災者の把握に関する事。 (10) 住民及び関係機関に対する避難の誘導、及び指示伝達に関する事。 (11) 災害対策に係る予算措置に関する事。 (12) 国、県等への災害状況報告、要望等の取りまとめに関する事。 (13) 人命救助、捜索作業に関する事。 (14) 総務部の所管事項に係る災害状況の調査、報告及びその対策に関する事。(他の部の所管に属するものを除く。)
	市民安全班 班長： 市民安全課長 副班長： 市民安全班長	(1) 消防団員の非常招集及び非常配備に関する事。 (2) 災害の警戒及び予防に関する事。 (3) 避難の誘導及び被災者の救助、救護に関する事。 (4) 行方不明者及び遺体の捜索に関する事。 (5) 人命救助・捜索作業における障害物の除去に関する事。 (6) 被害の緊急復旧に関する事。 (7) 県央地域広域市町村圏組合及び島原地域広域市町村圏組合との連携に関する事。
	支援対策班 班長： 政策企画課長 副班長： 広報推進課長	(1) 住民への警戒呼びかけ等広報に関する事。 (2) 災害写真の撮影及び収集に関する事。 (3) 各対策部における災害状況の調査、報告及びその対策の取りまとめに関する事。(避難所を除く) (4) 報道機関等への連絡調整に関する事。 (5) 災害見舞及び視察等への対応に関する事。 (6) 市長等の庶務に関する事。
	調整班 班長：人事課長 副班長： 行革推進課長	(1) 国、県及び他市町との相互支援(受け入れを含む。)の調整及びその取りまとめに関する事。 (2) 災害時の班職員の把握及び他の班への職員の応援配備に関する事。 (3) 職員の非常招集に関する事。 (4) アマチュア無線に関する事。 (5) その他の無線通信に関する事。

対策部	対策班	事務分掌
地区対策部 （地域振興部（総合窓口課を除く。）） 部長： 地域振興部長 副部長： 地域づくり推進課長	国見支部 瑞穂支部 吾妻支部 愛野支部 千々石支部 小浜支部 南串山支部 支部長： 地域づくり推進班長 各総合支所長	(1) 所管地域の災害応急対策に関すること。 (2) 災害対策本部（本庁）との情報連絡に関すること。 (3) 所管地域の被害状況の把握及び災害対策本部への報告に関すること。 (4) 本部長命令等（避難指示等を含む。）の総合支所内伝達に関すること。 (5) 所管地域の防災関係機関等との連絡調整に関すること。 (6) 支部職員の非常招集に関すること。 (7) 支部職員の配置及び調整に関すること。 (8) 所管地域の住民への警戒呼びかけ等広報に関すること。 (9) 所管地域の避難所の開設、避難者等の収容、食料の供給及び物資の配給に関すること。 (10) 所管する地域及び施設の防災対策に関すること。
救援対策部 （健康福祉部、総合窓口課） 部長： 健康福祉部長 副部長： 福祉課長	市民生活班 班長： 子ども支援課長 副班長： 総務高齢班長	(1) 要配慮者の生活状況の把握及び支援に関すること。 (2) 被災により保護が必要な児童の援護に関すること。 (3) 生業資金の貸付に関すること。 (4) 災害応急復旧資金等の相談に関すること。 (5) ボランティアの受入れ及び配置に関すること。 (6) 死体の収容及び埋火葬処理に関すること。 (7) 健康福祉部の所管事項に係る災害状況の調査、報告及びその対策に関すること。（他の部の所管に属するものを除く。） (8) 災害弔慰金及び災害障害見舞金の交付に関すること。 (9) 長崎県共同募金会からの災害見舞金及び日本赤十字社からの救援物資に関すること。
	避難所対策班 班長： 保護課長 副班長： 総合窓口課長	(1) 避難所の開設及び管理並びに避難者の調査及び対応に関すること。 (2) 炊き出しを必要とする被災者の調査並びに炊き出しの実施及びその配給の計画に関すること。 (3) 生活困窮者等の住居に運び込まれた障害物の除去に関すること。
	救護班 班 長： 健康づくり課長 副班長： 健康推進班長	(1) 南高医師会との連絡調整に関すること。 (2) 救護所の設置に関すること。 (3) 医療救護班の編成及び派遣に関すること。 (4) 災害時における食品衛生に関すること。 (5) 被災地の防疫に関すること。 (6) 薬品等の調達に関すること。 (7) 医療機関の被害状況の調査及び報告に関すること。 (8) 避難者等の健康管理に関すること。

対策部	対策班	事務分掌
財務対策部 （財務部、会計課） 部長： 財務部長 副部長： 会計管理者	物資班 班長： 財政課長 副班長： 会計課長	(1) 各部又は各班で必要な用品の調達に関すること。 (2) 救援物資及び義援金、寄付金、見舞金等の受付に関すること。 (3) 災害時の出納に関すること。 (4) 救援物資の保管及び配給に関すること。 (5) 主用食糧の緊急配給に関すること。 (6) 支援受け入れに必要な物品等の調査・調整に関すること。
	ライフライン班 班長： 財産管理課長 副班長： 契約検査課長	(1) ガス、電気、電話通信網等の被害状況の把握及び復旧見通しの調査に関すること。 (2) 民間車両の利用に関すること。 (3) 公園の被害状況の調査、報告及びその対策に関すること。 (4) 災害用自動車の配車に関すること。
	証明班 班長： 税務課長 副班長： 収納推進課長	(1) 災害による罹災証明書等の発行に関すること。 (2) 家屋の被害状況の調査及び報告に関すること。 (3) 災害による市税の減免及び徴収猶予に関すること。
土木対策部 （建設部） 部長： 建設部長 副部長： 監理課長	治山治水・道路班 班長： 道路河川課長 副班長： 用地課長 建設総務班長	(1) 水防本部に関すること。 (2) 地すべり、がけ崩れ及び土石流等の災害対策に関すること。（他の部の所管に関するものを除く。） (3) 内水排除等の治水対策に関すること。（他の部の所管に属するものを除く。） (4) 災害時における道路・河川の障害物等の除去に関すること。（他の部の所管に属するものを除く。） (5) 高潮対策に関すること。（他の部の所管に関するものを除く。） (6) 河川、水路及び樋管の災害復旧に関すること。 (7) 港湾の被害状況の把握及び復旧見通しの調査に関すること。 (8) 災害時における道路及び橋梁の交通規制に関すること。 (9) 道路及び橋梁の災害復旧に関すること。 (10) 建設部の所管事項に係る災害状況の調査、報告及びその対策に関すること。（他の部の所管に属するものを除く。） (11) 国道、鉄道等広域的被害状況の把握及び復旧見通しの調査に関すること。
	住宅対策班 班長： 建築課長 副班長： 建築指導班長	(1) 災害救助法に基づく住宅の応急修理に関すること。 (2) 災害住宅の建設に関すること。 (3) 公共施設及び市営住宅の被害調査及び復旧対策に関すること。 (4) 住宅の被害状況の調査及び報告に関すること。

対策部	対策班	事務分掌
環境衛生対策部 (環境水道部) 部長： 環境水道部長 副部長： 水道課長	環境衛生班 班長： 環境政策課長 副班長： 環境政策班長	(1) 環境衛生（防疫）に関すること。 (2) 被災地の清掃に関すること。 (3) 災害廃棄物に関すること。 (4) 漂流物に関すること。 (5) 環境水道部の所管事項に係る災害状況の調査、報告及びその対策に関すること。（他の部の所管に属するものを除く。）
	給水班 班長： 給水班長 副班長： 水道管理班長	(1) 飲料水及び生活用水の供給に関すること。 (2) 水道施設の被害状況の調査、報告及び応急修理に関すること。 (3) 水道施設の復旧対策に関すること。
	下水道班 班長： 下水道課長 副班長： 下水道班長	(1) 下水道の被害状況の調査、報告及び復旧対策に関すること。
農林水産対策部 (農林水産部、農業委員会) 部長： 農林水産部長 副部長： 農業委員会事務局長	農政班 班長： 農林課長 副班長： 農業委員会事務局次長	(1) 営農施設、畜産施設及び林野関係施設の被害状況の調査、報告及び復旧対策に関すること。 (2) 農林水産物の被害状況の調査及び報告に関すること。 (3) 農業共済に関すること。 (4) 罹災した農林水産業者への災害資金の貸付に関すること。 (5) 農林水産対策部の所管事項に係る災害状況の調査、報告及びその対策に関すること。（他の部の所管に属するものを除く。）
	農水施設班 班長： 農漁村整備課長 副班長： 耕地班長	(1) ため池及び樋門の巡視及び警戒に関すること。 (2) 農業用施設及び水産関係施設の被害状況の調査、報告及び復旧対策に関すること。 (3) 内水排除等の治水対策に関すること（他の班の所管に属するものを除く。）。 (4) 漁港等の被害状況の調査、報告及び復旧対策に関すること。 (5) 林業用施設の災害状況の調査、報告及びその復旧対策に関すること。
観光商工対策部 (観光商工部) 部長： 観光商工部長 副部長： 観光商工部理事	観光商工班 班長： 観光物産課長 副班長： 商工労政課長	(1) 商工業に係る災害状況の調査、報告及びその対策に関すること。 (2) 罹災商工業者の災害応急復旧資金等の災害金融のあっせんに関すること。

対策部	対策班	事務分掌
文教対策部 （教育委員会） 部長： 教育次長 副部長： 総務課長	学校対策班 班長： 学校教育課長 副班長： 総務班長	(1) 児童生徒の避難対策に関すること。 (2) 学校施設の避難所の開設協力及び必要な教職員の動員に関すること。 (3) 応急教育施設対策に関すること。 (4) 児童生徒の授業の措置に関すること。 (5) 教科書のあっせん及び調達に関すること。 (6) 学用品の支給に関すること。 (7) 学校給食及び児童生徒の保健に関すること。 (8) 教育委員会の所管事項に係る災害状況の調査、報告及びその対策に関すること。（他の部の所管に属するものを除く。）
	教育施設対策班 班長： 生涯学習課長 副班長： スポーツ振興課長	(1) 文化財の応急対策及び復旧対策に関すること。 (2) 市立公民館、文化会館、体育館等の利用者の避難に関すること。 (3) 市立公民館、文化会館、体育館等の避難所の開設協力及び関係職員の動員に関すること
議会対策部 （議会事務局） 部長： 議会事務局長 副部長： 議会事務局次長	議会対策班 班長： 総務議事班長	(1) 議員への連絡に関すること。 (2) 議会の運営に関すること。
雲仙市消防団 消防団長	各支団 各副支団長	(1) 消防団員の非常招集及び非常配備に関すること。 (2) 災害の警戒及び予防に関すること。 (3) 避難の誘導及び被災者の救助、救護に関すること。 (4) 行方不明者及び遺体の捜索に関すること。 (5) 人命救助・捜索作業における障害物の除去に関すること。 (6) 被害の緊急復旧に関すること。 (7) 県央地域広域市町村圏組合及び島原地域広域市町村圏組合との連携に関すること。
県央地域広域市町村圏組合 小浜消防署長 愛野分署長 島原地域広域市町村圏組合 島原消防署長 北分署長		(1) 消防署員の非常招集及び非常配備に関すること。 (2) 災害の警戒及び予防に関すること。 (3) 避難の誘導及び被災者の救助、救護に関すること。 (4) 行方不明者の捜索に関すること。 (5) 被災地の障害物の除去に関すること。 (6) 被害の緊急復旧に関すること。 (7) 雲仙市消防団との連携に関すること。

資料5 災害対策本部の設置時等の連絡機関

連 絡 先	住 所	電話番号
島原振興局	島原市城内1丁目1205番地	0957-63-0111
県央地域広域市町村圏組合消防本部	諫早市鷺崎町221番地1	0957-23-0119
通信指令課	諫早市鷺崎町221番地1	0957-24-6500
小浜消防署	雲仙市小浜町北本町114番地25	0957-74-3231
小浜消防署愛野分署	雲仙市愛野町甲4440番地1	0957-36-0180
小浜消防署雲仙分駐所	雲仙市小浜町雲仙320番地	0957-73-2283
島原地域広域市町村圏組合消防本部	島原市新馬場町872-2	0957-62-7711
指令センター	島原市新馬場町872-2	0957-65-5151
島原消防署	島原市新馬場町872-2	0957-62-0119
島原消防署北分署	雲仙市国見町神代己111番地3	0957-78-2870
雲仙警察署	雲仙市小浜町南本町7番地25	0957-75-0110
雲仙市消防団長	雲仙市吾妻町牛口名714	0957-47-7759
国土交通省九州地方整備局 長崎河川国道事務所 小浜維持出張所	雲仙市小浜町北野441番地1	0957-74-3105
国土交通省九州地方整備局 雲仙砂防管理センター	島原市南下川尻町7-4	0957-64-4171
陸上自衛隊 大村駐屯地	大村市西乾馬場町416	0957-52-2131 (内線238)
NHK 長崎放送局 ニュース	長崎市西坂町1-1	095-821-1115
NBC 長崎放送 報道部	長崎市上町5-6	095-824-3111
KTN テレビ長崎 報道部	長崎市金屋町1-7	095-827-2111
NCC 長崎文化放送 報道制作局	長崎市茂里町3-2	095-843-7000
NIB 長崎国際テレビ報道制作部	長崎市出島町11-1	095-820-3000
エフエム長崎 報道部	長崎市栄町5-5	095-828-2020
エフエム諫早	諫早市宇都町29-1	0957-27-0771
西九州電設株式会社 ひまわりテレビ	雲仙市千々石町戊714番地3	0957-37-6177
長崎新聞 雲仙支局	雲仙市小浜町北野1081-6	0957-56.8676
島原市政記者クラブ（長崎新聞を含む。）	島原市役所内	0957-62-8036
朝日新聞	島原市加美町1028	0957-62-2518
西日本新聞	島原市上の町1163-16	0957-62-2045
毎日新聞	島原市新馬場町160-1 ロマ ネスク天神H棟	0957-62-2532
読売新聞	島原市新町一丁目216	0957-62-1473
島原新聞	島原市中町865	0957-62-5141
農林水産省・長崎農政事務所・地域第2課	諫早市栄田町34-66	0957-26-1122
自衛隊長崎地方協力本部 島原地域事務所	島原市今川町1855-5	0957-62-3759
雲仙市社会福祉協議会	雲仙市千々石町戊762	0957-37-2855

連 絡 先		住 所	電話番号
支 所 等	国見総合支所	雲仙市国見町土黒甲 1100 番地	0957-78-2111
	瑞穂総合支所	雲仙市瑞穂町西郷辛 1285 番地	0957-77-2111
	愛野総合支所	雲仙市愛野町甲 3938 番地	0957-36-2111
	千々石総合支所	雲仙市千々石町戊 582 番地	0957-37-2001
	小浜総合支所	雲仙市小浜町北本町 14 番地	0957-74-2111
	南串山総合支所	雲仙市南串山町丙 10538 番地 4	0957-88-3111
	雲仙出張所	雲仙市小浜町雲仙 292 番地 1	0957-73-3445

資料6 気象庁震度階級関連解説表

(平成 21 年 3 月 気象庁)

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の 1 回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合があります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5 年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用 語	意 味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

(注) 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

● 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5 強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6 強	立っていることができず、はわなと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多い。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

● 木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5 強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。 倒れるものもある。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注 1) 木造建物（住宅）の耐震性により 2 つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、おおむね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注 2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む。）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注 3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年（2008 年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1 階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多い。

(注 1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、おおむね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注 2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

● 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5 弱	亀裂※ ¹ や液状化※ ² が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5 強		
6 弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6 強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※ ³ 。
7		

※¹ 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※² 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※³ 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター(マイコンメーター)では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。(安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。)
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況(ふくそう)が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間が掛かることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

● 大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いいため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないうえ、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング(タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象)が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなる可能性がある。

資料 7 被害の認定基準

被害区分		認定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	災害関連死者	当該災害による負傷の悪化または避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち 1 か月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち 1 か月未満で治療できる見込みのある者とする。
住家被害	住家	「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のものである又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものであるとする。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用することができる程度のものである、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のものである又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものであるとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものであるとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊に該当しないが、土砂竹木の堆積により、一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非住家被害	非住家	住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば、役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
その他	田の流失、埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流出、埋没	田の例に準じて取り扱うものとする。
	畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	学校	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	道路	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	港湾	港湾法第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外郭施設、係留施設又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防	砂防法（明治 30 年法律第 29 条）第 1 条に規定する砂防設備、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。

	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	崖くずれ	自然がけ及び宅地造成に伴う人造がけの崩落、崩壊等により人及び建物に被害を及ぼし、又は道路、交通等に支障を及ぼしたものをいう。ただし、被害を与えなくても、その崩落、崩壊が 50m ³ を超えと思われるものは報告するものとする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	船舶被害	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業または簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀または石塀の箇所数とする。
	り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば、寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	り災者	り災世帯の構成員とする。
被害金額	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁協施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用または公共の用に供する施設とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農産物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、魚貝、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
	その他	上記の被害金額の区分を除く住家等の被害とする。

様式1 参集途上情報報告書

参集途上情報報告書

月 日 時 分

所属			氏名		
参集ルート	例) △△ → ○○ → 庁舎				
参集手段	徒歩 ・ 自転車 ・ バイク ・ 自家用車 ・ その他 ()				
目撃した家屋・建物等の倒壊現場	有 ・ 無				
例) △△市 家屋倒壊 (1 軒) 位置 : 1 ○○市 マンション倒壊 2 3					
目撃した火災現場	有 ・ 無				
例) △△市 (付近) 位置 : 1 2 3					
道路通行に障害のあった箇所	有 ・ 無				
例) △△市 (付近) 位置 : 1 2 3					
その他の被害情報					

様式2 動員状況報告書

第____報

____月____日____時____分現在

動員状況報告書

対策部名	対策班名	対策班長氏名
班員（所属職員）総数	参集免除者数	参集者数

所 属 ・ 職 氏 名	連 絡 方 法	連 絡 時 間	連絡の 可 否	本人・家族等 の 安 否 状 況	備 考 (参 集 時 間 等)
	電 話 その他 ()	:	可・否		
	電 話 その他 ()	:	可・否		
	電 話 その他 ()	:	可・否		
	電 話 その他 ()	:	可・否		
	電 話 その他 ()	:	可・否		
	電 話 その他 ()	:	可・否		
	電 話 その他 ()	:	可・否		
	電 話 その他 ()	:	可・否		
	電 話 その他 ()	:	可・否		

様式3 施設の安全確認チェックリスト

施設名：

確認日時： 月 日 時 分時点

チェック部位	被害なし	被害あり	
		被害状況	建物内での位置
建物			
柱	☐	☐ 押しつぶされている ☐ 折れている ☐ 鉄筋が露出している ☐ その他（ ）	
壁面	☐	☐ 崩壊している ☐ 大きなひび割れがある ☐ 小さなひび割れがある ☐ その他（ ）	
窓ガラス	☐	☐ 破損している ☐ 大きなひび割れがある ☐ 小さなひび割れがある ☐ その他（ ）	
扉	☐	☐ 破損している ☐ 開閉できなくなっている ☐ その他（ ）	
設備			
ガス	☐	☐ ガスが漏れている ☐ ガス臭がする ☐ 供給停止している ☐ その他（ ）	
水道	☐	☐ 水道管が破損している ☐ 漏水している ☐ 供給停止している ☐ その他（ ）	
電気	☐	☐ 送電線等が破損している ☐ 供給停止している ☐ その他（ ）	
電話回線	☐	☐ 電話線等が破損している ☐ 不通になっている ☐ その他（ ）	
エレベーター	☐	☐ 停止している ⇒ ☐ 中に人が乗っている ☐ その他（ ）	

状況			
火災	□	状況：	
		処置：	
その他	状況①：		
	処置①：		
	状況②：		
	処置②：		
	状況③：		
	処置③：		
	状況④：		
	処置④：		

様式4 災害対策本部必要資機材チェックリスト

チェック	必要資機材	チェック	必要資機材
☐	電話	☐	防災行政無線
☐	F A X	☐	ハンドマイク
☐	F A X用紙	☐	地域防災計画
☐	コピー機	☐	腕章
☐	コピー用紙	☐	ヘルメット
☐	テーブル	☐	マジック（赤、黒）
☐	椅子	☐	付箋紙
☐	ホワイトボード	☐	セロハンテープ
☐	ホワイトボード用ペン	☐	ファイル
☐	白地図	☐	軍手
☐	住宅地図	☐	非常食
☐	道路地図	☐	紙皿
☐	筆記用具	☐	紙コップ
☐	テレビ	☐	救急箱
☐	ラジオ	☐	自動車
☐	パソコン	☐	自転車
☐	プリンタ	☐	バイク
☐	電源コード	☐	ポリタンク
☐	発電機（停電の場合）	☐	カメラ
☐	懐中電灯	☐	電池
☐	投光機	☐	ロール紙

様式5 災害概況即報

別紙様式 1

災 害 概 況 即 報

消防庁受信者氏名

報 告 日 時	令和 年 月 日 時 分
市 町 村 名 (消 防 本 部 名)	
報 告 者 名	

災害名 (第 報)

(市町→地方本部→県本部)

災 害 の 概 況	発生場所				発生日時	令和 年 月 日 時 分				
被 害 の 状 況	人 的 被 害	死 者	人	重症	住家 被害	全 壊	棟	床上浸水	棟	
		うち災害 関連死者	人			半壊	棟	床下浸水	棟	
		不 明	人	軽傷		人	一部破損	棟	未分類	棟
		(119 番通報の件数)								
応 急 対 策 の 状 況	災害対策本部 の設置状況									
	消防機関の活 動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等 について、その出動規範、活動状況等をわかる範囲で記入すること)							
	自衛隊派遣要 請の状況									
	市の応急対策		(市町が講じた応急対策)							

様式6 被害状況報告

被害状況報告

(市町村→地方本部)

市 町 報 告				月日時現在 即報・確定	月日時現在 即報・確定	月日時現在 即報・確定	月日時現在 即報・確定	月日時現在 即報・確定	月日時現在 即報・確定	月日時現在 即報・確定	
区 分				被	被	被	被	被	被	被	
人的被害	死 者		1	人							
	行方不明		2	人							
負傷者		重要	3	人							
		軽傷	4	人							
住家被害	全 壊		5	棟							
			6	世帯							
			7	人							
	半 壊		8	棟							
			9	世帯							
			10	人							
	一 部 破 損		11	棟							
			12	世帯							
			13	人							
	床 上 浸 水		14	棟							
			15	世帯							
			16	人							
	床 下 浸 水		17	棟							
			18	世帯							
			19	人							
	計		20	千円							
	非住家	公共建物	21	棟							
		そ の 他	22	棟							
	住家被害	田	流出・埋	23	ha						
			冠水	24	ha						
畑		流出・埋	25	ha							
		冠水	26	ha							
文教施設		27	箇所								
医療機関		28	箇所								
道 路		29	箇所								
橋 梁		30	箇所								
河 川		31	箇所								
港 湾		32	箇所								
砂 防		33	箇所								
清掃施設		34	箇所								
がけ崩れ		35	箇所								
鉄道不通		36	箇所								
被害船舶		37	隻								
水 道		38	戸								
電 話		39	回線								
電 気		40	戸								
ガ ス		41	戸								
ブロック塀等		42	箇所								
罹災世帯数		43	世帯								
罹災者数		44	人								
火災発生	建物	45	件								
	危険物	46	件								
	その他	47	件								
公共文教施設		48	千円								
農林水産業施設		49	千円								
公共土木施設		50	千円								
その他公共施設		51	千円								
その他	農産被害	52	千円								
	林産被害	53	千円								
	畜産被害	54	千円								
	水産被害	55	千円								
	商工被害	56	千円								
	その他	57	千円								
被 害 総 額		58	千円								
災害対策本部	設 置	年 月 日 時 分									
	解 散	年 月 日 時 分									
災害救助法適用				年 月 日 時 分							
消防職員出動延人数			人								
消防団員出動延人数			人								

沿 革	
時 期	内 容
平成 3 0 年 3 月	作 成
令和 6 年 2 月	改 正

災害発生時の職員初動マニュアル
令和 6 年 2 月

発行・編集 雲仙市役所 総務部危機管理課
〒859-1107 長崎県雲仙市吾妻町牛口名 714 番地
TEL : 0957-47-7769
FAX : 0957-38-3109
